

総務企画委員会記録
<第2号>

平成23年第5回沖縄県議会（6月定例会）

平成23年7月7日（木曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成23年7月7日 木曜日
開 会 午前10時3分
散 会 午後7時54分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 平成23年第2回議会乙第23号議案 沖縄県暴力団排除条例
- 2 甲第1号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 3 乙第1号議案 沖縄県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例
- 4 乙第2号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 5 乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
- 6 乙第4号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 7 乙第8号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 8 乙第9号議案 土地の取得について
- 9 乙第13号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
- 10 乙第14号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
- 11 乙第15号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 12 請願第2号、陳情平成20年第60号、同第65号、同第76号、同第83号、同第85号から同第87号まで、同第91号、同第144号、同第150号、同第190号、同第191号、同第200号、陳情平成21年第19号、同第38号、同第58号、同第59号、同第66号、同第69号、同第88号、同第91号の2、同第103号、同第104号、同第110号、同第111号、同第120号、同第122号、同第128号、同第144号、同第147号、同第171号、同第174号、同第175号、同第201号、同第202

号、陳情平成22年第6号、同第9号、同第10号、同第12号、同第17号、同第18号、同第43号、同第61号、同第71号、同第82号、同第96号、同第130号、同第141号、同第142号、同第158号、同第163号、同第168号、同第169号、同第192号、同第204号、第12号、第26号、第53号、第73号、第83号、第98号及び第99号

13 閉会中継続審査・調査について

14 視察調査日程について

出席委員

委員長	當間盛夫君
副委員長	山内末子さん
委員	島袋大君
委員	吉元義彦君
委員	照屋守之君
委員	浦崎唯昭君
委員	高嶺善伸君
委員	新里米吉君
委員	前田政明君
委員	金城勉君
委員	糸洲朝則君
委員	新垣清涼君
委員	上里直司君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室	長	又吉進君
基地対策課	長	親川達男君
防災危機管理課	長	川本栄太郎君
総務部	長	兼島規君
総務私学課	長	當銘健一君
人事課	長	島田勉君
職員厚生課	長	金良多恵子さん
財政課	長	平敷昭人君
税務課	長	西平寛俊君
企画部	長	川上好久君
交通政策課	長	下地明和君
情報政策課	長	瀬川義朗君
環境生活部環境整備課班長	長	比嘉尚哉君
環境生活部県民生活課副参事		中田清大君
農林水産部農政経済課班長	長	祖慶良規君
農林水産部営農支援課班長	長	谷口昌弘君
農林水産部糖業農産課副参事		安田秀實君
商工労働部雇用政策課長	長	新垣秀彦君
文化観光スポーツ部観光振興課長	長	神谷順治君
文化観光スポーツ部スポーツ振興課主幹	長	濱雅仁君
教育庁総務課教育企画監		嘉数卓君
教育庁財務課班長	長	大城喜信君
教育庁施設課班長	長	下地常夫君
生活安全部	長	前泊良昌君
刑事部	長	古波蔵正君
刑事部組織犯罪統括官		平良明一君
警備部警備第二課長	長	宮城正明君

○當間盛夫委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第8号議案、乙第9号議案、乙第13号議案から乙第15号議案まで、及び平成23年第2回議会乙第23号議案の11件、請願1件、平成20年陳情第60号外61件、閉会中継続審査・調査及び視察調査日程についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、総務部長、企画部長、警察本部刑事部長及び生活安全部長の出席を求めています。

まず初めに、甲第1号議案平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 ただいま議題となりました甲第1号議案について、お手元にお配りしております平成23年度一般会計補正予算（第2号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、沖縄特別振興対策調整費及び沖縄振興自主戦略交付金を活用して実施する事業、東日本大震災に係る被災者支援に対応するための事業などについて、必要な予算を措置するものであります。

説明資料の1ページをごらんください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ41億9711万1000円で、これを既決予算額6086億2494万7000円に加えますと、改予算額は6128億2205万8000円となります。

歳入の主な内容を申し上げますと、国庫支出金は沖縄特別振興対策調整費や、沖縄振興自主戦略交付金など26億5418万6000円。繰入金は緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金など5億9806万7000円となっております。

歳出の主な内容を申し上げますと、まず、投資的経費についてであります。普通建設事業費の補助事業費は、沖縄振興自主戦略交付金に係る社会資本整備事業、農山漁村整備事業などに関する事業費として12億9232万9000円。単独事業費は、美咲特別支援学校分校新築工事及び沖縄ろう学校改築工事の設計などに要する事業費として2億7816万6000円となっております。

次に、その他の経費についてであります。物件費は、観光宣伝誘致強化費や東日本大震災に係る被災者支援として実施する民間賃貸住宅の借り上げなどに要する事業費として21億5618万2000円。補助費等は、緊急雇用創出事業臨時特例基金等を活用して実施する雇用創出のための事業費などとして、4億5485万3000円となっております。

2ページをごらんください。

2ページは、歳入歳出の財源内訳となっております。後ほどごらんください。

3ページをごらんください。

3ページは、債務負担行為に関する補正であります。

内容は、台風第2号の被害農家が借り受ける公庫資金への5年間の無利子化に要する経費、及び儀間ダムの本体工事等の増額に伴う変更となっております。

4ページをごらんください。

地方債は一般公共事業などを変更しており、3億1160万円となっております。

5ページをごらんください。

歳入内訳について、御説明いたします。

国庫支出金は26億5418万6000円で、沖縄特別振興対策調整費を活用した沖縄観光振興強化事業や沖縄振興自主戦略交付金などがあります。

財産収入は166万円で、雇用再生特別事業基金利子などがあります。

繰入金は5億9806万7000円で、緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金などがあります。

繰越金は平成22年度実質収支見込額の一部で、6億3159万8000円となっております。

県債は3億1160万円となっております。

以上、歳入合計は、6ページの下の方になりますが、41億9711万1000円となっております。

7ページをごらんください。

歳出内訳について、主な事項で御説明いたします。

総務部の私立学校等教育振興費は、東日本大震災で被災した生徒等の就学支援として、授業料、入学料等を助成するものであります。

環境生活部の災害救助費は、東日本大震災の被災者への応急仮設住宅として民間賃貸住宅の借り上げ等に要する経費であり、8月以降の入居見込み分を計上しております。

農林水産部の漁村地域整備交付金は、与那国町久部良漁港や渡名喜村渡名喜漁港などにおける漁業生産基盤及び漁村地域の生活環境基盤の整備に要する経費であります。

商工労働部の雇用対策推進費は、地域求職者等の雇用機会や、離職を余儀なくされた方の一時的な雇用機会を創出するための取り組みに要する経費であります。

文化観光スポーツ部の観光宣伝誘致強化費は、観光市場の需要を掘り起こすためのプロモーション等の実施、スポーツの観光資源化の促進等に要する経費であります。

8ページをごらんください。

土木建築部の河川事業費は、浸水被害の軽減を目的とした安里川及び久茂地川の河川改修に要する経費であります。

教育委員会の施設整備費は、平成26年4月開校予定の美咲特別支援学校分校の新築工事及び沖縄ろう学校の改築工事に係る設計に要する経費であります。

公安委員会の一般警察活動費は、第32回全国豊かな海づくり大会に伴う各種警衛警護対策及び被災地への応援派遣に伴う感染防護服の補充に要する経費であります。

以上、歳出合計は41億9711万1000円となっております。

以上が、甲第1号議案平成23年度一般会計補正予算（第2号）の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 今回の知事の説明の中で、沖縄特別振興対策調整費—特別調整費や沖縄振興自主戦略交付金—自主戦略交付金などが活用されるということで、この2つを合わせると32億円を超えているのですね。歳入の国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金、県債とありますが、この32億円が今回の主だと、これを活用しているということですが、国庫支出金が26億円、繰入金5億9000万円などありますが、特別調整費や自主戦略交付金などは、この歳入の（款）国庫支出金の中ではどこに入っていますか。

○平敷昭人財政課長 歳入の中で、国庫支出金の26億5400万円がございましてけれども、その中で自主戦略交付金—これは一般会計分でありますけれども、この26億円余の中で10億5200万円入っております。それと、特別調整費の部分が15億3100万円入っております。国庫支出金として、歳入を計上しているということでございます。

○新里米吉委員 国庫支出金以外にも特別調整費や自主戦略交付金が入っていませんか。というのは、知事が説明した金額からいくと、この2つを加えたら32億になっているわけです。国庫支出金は26億円なのですよ。数字が違うわけです。それが国庫支出金以外のどこかに入っていないと数字が合わない。

○平敷昭人財政課長 歳入のほうの国庫支出金で申しあげましたけれども、例えば、特別調整費という事業は80%が国庫支出金一要するに特別調整費に対応する国の予算は、事業の8割相当を補助する形になっております。ですから残りは一般財源でありますとか、対応費用であるということです。例えば、今回の繰越金が、歳入の中に6億3000万円ほどございますけれども、今回の一平成23年度一般会計補正予算（第2号）説明資料の2ページに歳入歳出財源内訳がございまして、一般財源は繰越金だけでございます。入り組んでいるのですが、国庫支出金は特別調整費でありますとか、先ほど申しあげました自主戦略交付金はもともと補助事業をプールで設置しまして、どの事業に充てるかによって補助率が変わってくるわけです。8割補助であったり。要するに国庫補助の裏負担分は、この繰越金の一般財源で対応していると。32億円余というのは事業費の大枠ベースで申しあげた数字で、歳入の国庫という意味では、国庫支出金の15億であったり、10億であったりするという形であります。

○新里米吉委員 特別調整費、自主戦略交付金一本会議で知事が説明したこの2つを合わせたら、さっき言ったように32億5000万円を超えている。一方、今回の補正予算案の説明では、国庫支出金は26億円だと。そこに8億円程度の違いがあるものですから、それはどこに入っているのだろうということで、今の話だと繰越金などにもそれが入っていると。差がありますよということで、それを最初から聞きたかったわけです。

次に、教育庁一教育委員会にお聞きしたいのですが、今回、美咲特別支援学校分校の新設を沖縄ろう学校の敷地内にとということをお聞きしました。それについては、以前いろいろ問題が起きたりしていたのですが、保護者父母、あるいは教職員などの理解は得られているのか、説明をお願いします。

○下地常夫教育庁施設課班長 今回の美咲特別支援学校の分校建設に係る補正予算は、沖縄ろう学校全面改築に係る設計に要する経費なのですが、これまで沖縄ろう学校につきましては、ことしの2月に一当初予算案が固まった後ですけれども、沖縄ろう学校PTAのほうから、教育委員会が提示していた分校設置案について受け入れの表明があったところです。それに基づきまして、今回の補正措置をしたという形になります。

○新里米吉委員 それぞれの学校、保護者父母一PTAなど、全体的に了解されているのかと聞いているので、そうならそうだと行ってください。部分だけ言わないで、私はもっと総合的に聞いているわけだから。

○**下地常夫教育庁施設課班長** 沖縄ろう学校PTAから受け入れ表明があったところですが、PTAとしましては保護者へのアンケート等も全部とりまして、保護者全体の了解を得た上で表明されているという形です。美咲特別支援学校についても、これまで説明を重ねてきて、了解を得ているところでもあります。

○**新里米吉委員** さっきよりはよいけれども一私は学校、保護者父母と言ったが、今はちゃんと保護者父母の部分を説明したので、私の質問に対してようやく半分答えた。さっきは4分の1しか答えなかったから。質問をよく聞いて答えてください。

○**下地常夫教育庁施設課班長** 学校、教職員もこれまで説明を重ねております。学校側にもきちんと説明して、了解を得ているところでもあります。

○**新里米吉委員** 私はそのことを評価したいと思っています。ちゃんとみんなが了解しているのかということを知ったので、そういうことは非常に大事なことです。単に美咲特別支援学校の規模が大きくなって、そこに入り切れないからというだけではなくて、そのように学校を併設してやるのであれば、障害の違う子供たち同士を全く接触させないというやり方、完全に隔離するのではなくて、むしろ違う障害を持っている子供たち同士が学校の中で接触する機会もどこかにつくって、お互いに違う障害を理解し合う。そのことは非常に大事だと思うのです。それで社会に出て、健常者と障害を持っている人、障害の違う人同士、社会の中で生きていくために大事な要素なので、今回このようなことができたということは、むしろ私は評価したい。しかし、そのためには理解を得られないとうまくいきませんから、さっき言ったように学校側、保護者父母みんなが理解した上で、そして同じ学校の中でしっかり切磋琢磨してもらえればと思っています。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○**金城勉委員** 雇用対策推進費について伺いたいのですが、この求職者の雇用機会や離職者対策等の事業経費が計上されておりますけれども、この内容について、まずは御説明いただけますか。

○新垣秀彦雇用政策課長 今回の補正予算の概要につきましては、平成23年度までの事業—この基金事業が平成23年度までということで、その執行残等を活用しまして、別途今年度、残りの基金を活用して事業を執行する予定になっております。平成22年度の執行残を平成23年度の予算に補正して執行します。今回の補正予算の雇用対策推進費につきましては、地域における継続的な雇用の場の創出を目指すふるさと雇用再生特別事業で1億7722万6000円、一時的な雇用機会を創出する緊急雇用創出事業で1億1409万4000円、介護や農林水産、観光等、今後成長が見込まれる分野において雇用機会を創出する重点分野雇用創造事業で2億9327万2000円となっております。それと、この基金の利息を別途積み立てることの163万8000円が内訳になっております。

○金城勉委員 これまで3年間にわたって、平成21年度から平成23年度に至るまでこの緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別事業等々の事業をやってきたわけですがけれども、特に雇用再生について、その雇用効果—これまでの事業を実施してきた効果、あるいはその事業ごとのメニュー、メニューごとの効果等々について御説明いただけますか。

○新垣秀彦雇用政策課長 ふるさと雇用再生特別事業についてですがけれども、この平成21年度、平成22年度、県と市町村を合わせて約43億2000万円を活用して、287の事業を実施して、延べ1876人の雇用を創出しております。

○金城勉委員 この数字は今日に至るまでの累計ですか。

○新垣秀彦雇用政策課長 はい、そうっております。

○金城勉委員 これは、緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別事業を合わせた数字ですか。

○新垣秀彦雇用政策課長 今のはふるさと雇用再生特別事業だけの数字です。

別途、雇用機会を創出する緊急雇用創出事業においては、同じく平成21年度、平成22年度、県と市町村を合わせまして約38億7000万円を活用して、496の事業を実施して、延べ4086人の雇用を創出しております。

また、平成22年度から実施している、今後成長が見込まれる分野における雇用機会の創出を図る目的とした重点分野雇用創造事業がございますけれども、これについては約28億8000万円を活用して、110の事業を実施して、延べ1787

人の雇用を創出しておりまして、平成21年度と平成22年度の3つの事業合計で110億8000万円、893の事業で7749人の雇用を生み出しております。

○金城勉委員 数字的には非常にすばらしい効果を上げているのかなという気もするのですが、最近、市民相談等々の中の声として、例えばパソコン教室などがよくあるのですが、雇用にはほとんどつながってなくて、研修期間に一定の給付金をもらって、具体的な次の出口は余り見えていないと。そのような声もあって、一部ではその運用の仕方について—そのパソコン教室はもうかっているかもしれないけれども、具体的な雇用効果というものはどうなのか。きちっとした雇用再生という意味で、新たな雇用をつくっているのかという声も一部あったりするのですが、あるいはまた、介護の仕事などでもそういう研修を受けて、給付金ももらったのだけれども、いざ就職となるとなかなかその出口がきちっと対応できていないとか、そのようなことが声として伝わってくるのですが、実態としてはどうですか。

○新垣秀彦雇用政策課長 今、委員御質問のパソコン教室等につきましては、沖縄労働局が行っている緊急雇用のための事業かと思うのですが、県の基金を活用しての事業につきましては、情報産業のような部分で、短期的なスキルアップのための事業ではなくて、今後この人たちが将来的に仕事につけるように事業も展開しておりまして、主にふるさと雇用再生特別事業等の成果で、那覇市のITの事業とか県のDPOの事業とか、そのあたりは少なからず就業に結びついている実績がございます。

○金城勉委員 そうですか。その辺のところは一せっきの事業で、これだけの資金をかけているわけですから、安定した雇用につながるような取り組みを最後までお願いします。

この基金の運用については平成23年度までですが、今回の補正予算ですべて終了になるのですか。まだあるのですか。

○新垣秀彦雇用政策課長 平成23年度の事業のうち、一部平成24年度まで継続するものがありますので、その部分を残して大体—今の見込みで95%ぐらいの執行率になっておりますので、引き続き事業を市町村等とヒアリングしながら、100%にもっていきたいと考えております。

○金城勉委員 県の執行についてはそのように頑張ってくださいとして、私が

今、申し上げた国の執行している部分との兼ね合いとか、その雇用効果とか、その辺の意見交換とか、情報交換というものは皆さんの中であるのですか。

○新垣秀彦雇用政策課長 これについては沖縄労働局、ハローワーク等と適宜情報交換しながらやっております。

○金城勉委員 そこはもっと効果が出せるように、国に対して注文したいところは注文もしながら、より効果を上げていただきたいと思います。

次に、含みつ糖の件について伺います。一時期、黒糖が在庫過多で、非常に苦戦しているということがありましたけれども、現状はどうか。

○安田秀實糖業農産課副参事 昨年の5月の段階では、6000トン余という黒糖の在庫がございました。その後、需要あるいは消費拡大を図っていく中で、平成22年産の黒糖についてはすべて販売が終了したということです。ことしの6月末現在の黒糖の在庫数量は446トンになっておりまして、年内で販売はほとんど終了する見込みになっております。

○金城勉委員 ということは、もう不良在庫を抱えることもなく、順調に生産と販売のバランスはとれていると理解してよいですか。

○安田秀實糖業農産課副参事 生産と販売につきましては、今、委員のおっしゃいますとおり、ほぼバランスのとれているところであります。ただ今後、黒糖の消費拡大をもっと推進していくということで、県としては考えていくところです。

○金城勉委員 私、よくわからないのですけれども、黒糖の色をした砂糖は全部黒糖だと受けとめてよいのか、あるいは原料表示で規制があるのか。経費の安い白糖を使って、黒糖もどきのものをつくって販売する実態もあると聞いておりますけれども、その辺の業界の実態というものはどうですか。

○安田秀實糖業農産課副参事 黒糖と加工黒糖との問題につきましては、消費者庁からことしの3月30日の段階で、黒砂糖と黒糖は同じものであるという定義がなされております。それから3月30日付で原料の原産地表示ということがありましたので、黒糖の生産地を表示しなければならないとなっております。それぞれ1年とか、2年の猶予期間はございますけれども、今後はそれぞれの

お店などに販売される黒糖については、黒糖を使っていないものについては黒糖という表示をしてはならないとなっております。ですから、黒糖にそれ以外の一例えば糖蜜とか、ほかの砂糖の原料を混入した場合、加工黒糖という表示をしなければならないとなっておりますので、それぞれ県産の黒糖と加工したものを合わせたものについては、それぞれ目で見えて区別ができる形になっているところです。

○**金城勉委員** よいことですね。ぜひ、そういう明確な区切りをつけた上で、販売戦略を練っていただきたいと思います。

今回の含みつ糖振興対策事業は、どのように予定しておりますか。

○**安田秀實糖業農産課副参事** 今回の事業につきましては、最近の黒糖市場が、輸入の含みつ糖あるいは再製糖との競合とか、あるいは経済不況とか、消費低迷という状況がありましたので、今後、沖縄産黒糖の新たな需要の創出と需給のマッチング—生産と消費のマッチングを図ることを目的にした、今回の沖縄黒糖多用途緊急改革支援事業を実施することにしております。具体的には、粉糖—粉にした黒砂糖、この粉糖等を使った多用途化、黒糖の有利販売を喚起するようなプロモーション、ユーザー等と連携して、需給の安定化に向けた戦略的な需要の創出を図っていききたいということで予定しているところです。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 先ほどの関連で沖縄ろう学校改築工事の件ですけれども、沖縄盲学校は単独で、沖縄ろう学校も、基本的には聾学校として存続するということですか。

○**下地常夫教育庁施設課班長** そのとおりです。

○**前田政明委員** 平成20年3月に関係者—当時の文教厚生委員会でいろいろ意見も聞いたのですけれども、先ほどありました沖縄ろう学校のP T A関係者の要望といいますか、そういうものは具体的にないですか。今回の併設に当たって、P T Aその他の総意といいますか、そのところは少なくとも沖縄ろう学校として、こういうことはやってほしいというものはありませんか。

○嘉数卓教育庁総務課教育企画監 美咲特別支援学校の知的障害の子供たちを沖縄ろう学校に受け入れる件につきましては、当初、複数障害種施設という形で提案させていただいたのですけれども、やはりそういった形ですと、聾学校が本島に1校しかなくて、その保護者の皆さんが、沖縄ろう学校に入学する前からいろいろ教育相談をしたり、あるいは学校にいる間—それから卒業してもという形で、よりどころという意味合いがかなり強くて、そういったことをいろいろお聞きした上で、教育委員会としては、沖縄ろう学校は単独校として残すと。ただし、美咲特別支援学校は過密状態という緊急課題がございますので、やはりこれは解消しないといけないということで、沖縄ろう学校の敷地の中に、同校と美咲特別支援学校の分校をつくるという案を提示いたしました。この件については、沖縄ろう学校、美咲特別支援学校、先ほどありました教職員も含めてこれまでいろいろ話し合いを続けてまいりまして、双方の保護者のある程度の御理解をいただいて、沖縄ろう学校の2月の受け入れ表明等もございましたので、今回進めさせていただくということになっております。

○前田政明委員 そういう面では、先ほどありました沖縄ろう学校としての軌道はそのまま維持されるということですね。確かに、これも当初は私学で、父母の関係者の皆さんの運動で聾学校がつくられて、それが公設になってきた流れからして、今ありましたように沖縄県で一つしかない。さっき言ったよりどころという面では、それがしっかりと守られるということで—あとはほかにありませんか。施設整備その他の関係で沖縄ろう学校の改築とか、その他もあるのですか。美咲特別支援学校分校の予算なのですか。具体的な予算の関係ではどうなっていますか。

○嘉数卓教育庁総務課教育企画監 もともと沖縄ろう学校は、校舎の老朽化といえますか、そういった改築の時期等もございましたので、沖縄ろう学校のほうは改築という形で今回入ります。そこにあわせて、美咲特別支援学校の分校の校舎を建てるということでございます。

○前田政明委員 以前も障害の種類が違うということで、知的障害と盲なり、聾なりとありましたけれども、その特色といえますか、特に沖縄ろう学校の子供たちの今の教育環境とか、そういう関係では大体どのような組み合わせになりますか。沖縄ろう学校の改築と美咲特別支援学校の分校の設置との関係は。

○嘉数卓教育庁総務課教育企画監 当初、沖縄ろう学校の保護者からは、一緒

の特別支援学校ということで、複数の障害種ですと専門性だとか、双方の生徒たちのかかわりがどうなるかということで、いろいろ不安等ございました。これにつきましては、今回2校が同じ敷地になるということではありますが、別々の学校ですので教育課程も別ですし、校舎も別です。一部、体育館とかどうしても共有する部分がございますけれども、これは当然、保護者の皆さんと話し合いをしながら、時間をずらすとか、そういった形で説明をしながら、御理解いただいたものと考えております。

○前田政明委員 その共有部分は出てくるわけですか。

○嘉数卓教育庁総務課教育企画監 どうしても体育館とかがございます。

○前田政明委員 先ほど言ったことの再確認ですけれども、父母や学校の先生方含めて一応は了解と。しかし、実際上の要望としては一その共有部分は、最初からそういうことだったのですか。

○嘉数卓教育庁総務課教育企画監 そういった御父兄からの意見等がございました。当然、学校からもいろいろ質問等ございましたので、これについては話し合いを続けて、そういった中で御理解いただいたものと考えております。

○前田政明委員 それぞれ単独という要望はあったわけですか。体育館とかその他、併設利用ではなくて。

○嘉数卓教育庁総務課教育企画監 当然、そういう要望等もございましたけれども、やはり行政としてできる部分とできない部分があります。ただ、その部分についても、しっかりと我々の考え方を説明して一今回、実施設計、調査設計をこれだけ早い年度でお願いしている理由は、その辺も含めて、保護者のいろいろな要望も反映させるということをお願いしている部分もございますので、今後も行政としては、話し合いを続けながらやっていきたいと考えております。

○前田政明委員 今、長年の懸案というか、そういう意味では単独校として残りながら、また、一部、行政的な都合で併設をしなければいけないと。そのところは、さっきありましたように父母の状況とか、それぞれの障害の違いの特性もあると思いますから一これはもう皆さんにお任せしますけれども、一応

地元の意見、父母の意見も聞きながら、しっかりと進めていくということですよ。

○嘉数卓教育庁総務課教育企画監 この件につきましては、双方に一例えば沖縄ろう学校に改築検討委員会、美咲特別支援学校に分校設置委員会を設けまして、保護者にも加わっていただいて、我々行政も加わって、それを検討しながらよい学校にしたいと考えております。

○前田政明委員 では別件で、東日本大震災の関係での仮設住宅—災害救助費の関係で、これは大体何名ぐらいで、何年ぐらいを想定していますか。

○中田清大県民生活課副参事 40世帯を今、補正予算でお願いしております。

○前田政明委員 福島県の場合には、放射能の関係で罹災証明があるなしにかかわらず、すべて罹災証明並みというか、災害救助法の全面的な適用ということでの対応ですよ。

○中田清大県民生活課副参事 福島県からの要請等もございまして、そのとおりでございます。

○前田政明委員 これは補正予算で、年度内で大体40世帯ということですか。

○中田清大県民生活課副参事 補正予算に係る分が40世帯でございますけれども、ただいま予備費対応で緊急に受け入れをしておりますして、その部分については今、80世帯を見込んでおります。

○前田政明委員 宮城県、岩手県もそうなのですけれども、相談される方が非常に困っていることは、放射能の被害が広がっていて、この前も宮城県の方が、福島第一原子力発電所から80キロメートルのところなのだけれども、子供が小さくて心配で今、長野県に避難していて、やはり安全な沖縄に来たいと。けれども罹災証明がないということで相談をしたら、なかなか十分にそういう方に対しては—そういう方の場合の対応としてはどうなりますか。

○中田清大県民生活課副参事 公共仮設住宅については、県民生活課で所管して対応しております。ただし、こういう方々の手当てとしては、防災危機管理

課で受け入れ支援ということで、ニライカードとか、カナイカードでその他の支援をさせていただいております。

○前田政明委員 災害救助法が宮城県も岩手県も適用されている中で、岩手県や宮城県が、福島県と同じように罹災証明があるなしにかかわらず対応してほしいという場合、その運用はそこで決めるのですか。

○中田清大県民生活課副参事 対象者につきましては今、6県ございまして、岩手県、宮城県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県。それと今おっしゃっている福島県の全域、全県民ということで、今、7県の方々を支援というのでしょうか、仮設住宅の手当てをしております。

○前田政明委員 ですから、その場合に災害救助法が適用されるということになると、私たちは罹災証明があるなしにかかわらず、その趣旨に基づいて適用すべきでないのかという考えなのです。ところが、そういう方が相談に行くと、いや、そうではありませんと。しかし、災害救助法の適用地域は、今言われた7県を含めてかなりありますよね。その場合に、そこをクリアして沖縄に来たいと、安心して住めるようなところに来たいという場合に、災害救助法の適用を受けているところで、わかりましたと、精神的にも大変だし、余震もあるし、心配でならないという人が来た場合に、それを災害救助法で先ほどの福島県と同じように適用しましょうと沖縄県が判断して、該当の県のほうに費用を請求しますよね。その後、国が払いますよね。その判断はどこでやるのか一要するに、そういう災害救助法の適用の解釈は、どこに権限があるのですか。

○中田清大県民生活課副参事 基本的には、該当の都道府県になりまして、沖縄県は要請を受けてやっております。今おっしゃった福島県以外の方々については、家屋が全壊、あるいは半壊したという罹災証明で判断をさせていただいております。つまり、住むところがないと。

○前田政明委員 それをどこが判断しますか。例えば該当7県なのか、それとも沖縄県が判断するのか。災害救助法の適用を判断して—これは沖縄県が費用を負担するわけでもないのに、当該県を含めて国が負担するわけですが、その場合にはどこが判断しますか。

○中田清大県民生活課副参事 これは、沖縄県で先ほど申し上げました罹災証

明を確認して、判断させていただいております。

○前田政明委員 私が言っているのは、罹災証明がなくても災害救助法の適用を受けていると。先ほど言ったような状況からして、当然、災害救助法の趣旨からしても適用すべきだという判断を沖縄県がした場合には、そのような措置ができますかと聞いているのです。それについてはどこが判断しますか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 今回の中長期的視点における民間住宅の賃貸につきまして、災害救助法の適用県として、6県については住宅の全半壊を求め、福島県については全域でその要件を求めていることについては、災害救助法の所管官庁である厚生労働省、及び被災県である福島県からそのような要請がありました。沖縄県においては、災害救助法の適用として今回、福島第一原子力発電所の影響があった福島県については、災害救助法の適用として全域を住宅の全半壊という要件なしに適用してよいということを厚生労働省と被災県たる福島県に確認して、適用しているところでございます。

○前田政明委員 そうしますと、とりわけ被害が甚大だった3県の中で、岩手県、宮城県が災害救助法の該当として罹災証明がなければ、そのような適用をしなくてよいということで、その県が判断しているのですか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 その県及び、災害救助法を所管しています厚生労働省の両方になると思います。

○前田政明委員 その場合に、例えば、それを沖縄県としてそのような状況の方々も受け入れて一災害救助法の適用を受けているのだから、罹災証明あるなしにかかわらず、それを受け入れましょうという権限はありますか。要するに、沖縄県で県知事が判断して決めた場合、厚生労働省や被災県にその旨対応したいと言えることですか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 災害救助法の適用において、福島県以外については、住宅の全半壊という要件を外すことはできないと解釈しております。今回、福島県においてのみその要件が課されていない理由としては一まず、基本的に災害救助法のフレームワーク自体が、住宅が全半壊した場合において、被災県が災害救助法の適用に基づいて仮設住宅の提供を他の都道府県に要請し、他の都道府県がそれを手当てした場合は、国庫で補てんされるというもの

です。ただし、今回の福島県においては、福島第一原子力発電所の影響で県内の市町村を区分できないということで、厚生労働省が弾力的解釈を行いました。厚生労働省は福島県のエリアを、最初は20キロメートル、そして30キロメートル、計画的避難区域などいろいろ言ってましたが、福島県の要請及び福島県との協議において、県内の市町村を区分できない—もちろん、福島県については福島第一原子力発電所の影響を対象としているので、住宅の全半壊も求めることができないという解釈で、災害救助法の弾力的解釈ということで全域を適用したと厚生労働省から聞いております。

○前田政明委員 そこは今の福島第一原子力発電所の状況からすると、好ましいことではありませんが、宮城県や、その他隣接する県も距離的には変わらないので一国会含めてお互いやるとして。アパートなどを借りている人に見れば、罹災証明その他もらえないと。そうすると、結局余震がどんどんくると。今の状況では放射能もどうなるかわからないと。實際上、福島県と変わりませんよというお話の中で、このところは乗り越えなければならない課題だと思います。そうでなければ、なかなか相談に来て罹災証明というか、福島県のような対応だったら安心して来られますけれども、それ以外は民間ボランティアの受け入れの中で、無料の住宅を紹介してもらったりしているのですよね。

○川本栄太郎防災危機管理課長 委員御指摘のとおり、災害救助法の適用にならない方から相談がありましたら、県においては県内の民間企業等が加盟する県民会議で被災者支援をしておりますので、個別に低価格で住宅を提供してくれる不動産業者、または無料で提供していただけるような方を県民会議で探して、住宅を提供しております。これについても、既に何件か実績がございます。

○前田政明委員 この件は、災害救助法そのものがいろいろな災害が続く中で、実情に合うように運用されてきていると思いますが、そこはぜひ改善されるように、我々としても努めていきたいと思っております。

次に、18億7000万円余の観光宣伝誘致強化費についてお聞きします。これについては後で説明していただいて、なかなか今の状況からして一観光立県ですから必要だと思いますが、我々としては建設業者含めて、県内不況の中での経済循環としては、本会議でも言ったけれども、幾らか住宅リフォーム事業含めて、県内建設業者の具体的な救済と雇用対策が入るかと思ったら、残念ながらこの提案は取り入れられませんでした。まず、住宅リフォームの予算が芽出しにならなかったということは、総務部としてどのような判断だったのでしょうか

か。

○平敷昭人財政課長 ただいまの御質疑は、自主戦略交付金の活用のお話かと思えます。自主戦略交付金は当初予算で321億円あったのですが、そのうち9割相当計上しまして、1割は自由度を求めて保留にしておりました。その後、東日本大震災対応として国から5%保留がかかったということで、残りは15億円ほどになりました。その中で、各部局から要望を出していただいた結果—基本的には配分の考え方ですけれども、まず、出てきた事業の中で優先しましたのは、防災基盤の強化とか、安全・安心にかかわる経費ということで、例えば学校や橋梁の耐震化とかそういうもの。あとは離島の基盤整備としまして、集落排水の事業とか、漁港の基幹施設でありますとか、そういうものを先に配分しまして、残りは企業局の年次割りで前倒しができる部分とか、そういうものに配分したと。

リフォームの件は、予算規模が8億円余りありました。自主戦略交付金は、充てる事業によっても補助率が決まるのですが、45%ほどの補助率ということで、裏負担がかなり大きいということがありました。あとはリフォームの対象—仕組み。既存の制度が国として決まっているわけなのですが、上限額もある程度定まっていますし、リフォームが耐震化とか、そういう話でもなくて、いろいろなリフォームが対象になると。あと市町村でも取り組まれている部分がありますし、その辺は今後、整理が必要ではないかということで、土木建築部とも調整して、引き続き検討しようということです。今回は防災、離島を優先的に配分させてもらったという形になっています。

○前田政明委員 去る予算特別委員会でも秋田県の資料—経済的効果を含めた予算の効果。それから、地元雇用もふえるということがありましたけれども、やはり東日本大震災含めて耐震化の問題、それから民間住宅の耐震化の事業も入ってきていると。そういう中では、鉄骨の建物が多い沖縄県での住宅リフォームの活用は、かなり予算的にも規模が大きいと思うのですよ。特に耐震化という意味では築30年とか、20年とか。そういうことからすると、県内の建設業界も含めて着実に仕事が回ると。そういう面で、負担が高率補助ではないのか—45%だったとしても、実質的に雇用効果が高いという意味で、まさに今の沖縄の建設業界が仕事がない中で、苦境に立っているというときに、少なくとも—沖縄市などは芽出ししてやっていますけれども、沖縄県として非常に適切な事業ではないのかなと。そういう意味で基金が32億円もある中で、少なくとも—何億円とは言いませんが、3億円とか、1億円でもよいのだけれども、

やはりそれが今の流れの中で、本当に仕事がなく苦んでいる建設業者やその他—今の地震の中でどうしようかな、耐震化になって、しかし、お金が随分かかるしと。木造のものと違いますよね。そこはぜひ、戦略的な位置づけで地元の建設業者を助けて、雇用効果が生まれて、波及効果があると。これは住宅建築が一番あることははっきりしているわけで、ぜひ本予算に向けて、芽出しを考えていただきたいと思いますけれども、総務部長はどうですか。

○兼島規総務部長 確かに、今回の自主戦略交付金は30億円を用意してまして、これをどう配分するかということで検討してきたのです。その間、東日本大震災が起こって、国のほうから—これは交付金だけではなくて、全補助事業がそうなのですけれども、保留がかかったという関係があって、これが15億円に減ったのです。その15億円の中でどう優先順位をつけながら、どのような効果を出しながらやるかということもあって、そういった意味で見ますと、先ほど財政課長が説明しましたように、ちょっと補助率が低いのですね。土木建築部はこの中で8億円要求しているわけですが、優先順位を考えながら、今回は見送りということになっておりますけれども、そこは土木建築部も市町村事業等々も含めてしっかり議論する中で—ただ、今回の一括交付金を3000億円求めている中にはこれも含まれておりますので、その中で次年度、当初予算等々でしっかりと検討していきたいと思っております。

○前田政明委員 わかりますけれども、これはあくまでも緊急対策。今をしのぐという意味ではこれしかないと思います。大手の仕事ではなくて、本当に地元の中小企業が仕事をふやすと—秋田県もそうだったけれども、業者自身が仕事を探して、セールスして、そして中小企業団体が受け付けをして、事業をやると。そしたら—確かに補助率は低いけれども、非常に波及効果があるわけで、着実に雇用もふえるわけです。恒常的にやるかどうかは別としても、今の不況の中で何をやるかという面では、そこは総合的に選択を—補助率云々ではなくてですよ。實際上その負担をしても、景気がよくなれば雇用もふえるし、そうすれば所得もふえるし、税収もふえてくると。そここのところは考えてほしい。

そういう意味では、先ほどの観光宣伝誘致強化費の18億円のうち、委託は総額幾らあるのですか。要するに、住宅リフォームであれば直接地元の企業に仕事が回って、それが目に見えると。けれども18億円—これからいろいろお聞きしますけれども、最近多いのは委託で、丸投げとは言わないけれども、委託で特定の企業なり、ノウハウがあると言われていたところには仕事があつてくる。しかしあとの波及効果はどうなるのかわからないという面では、委託とい

う方法が今の状況の中で、経済的に差し迫ったお金がない中でどうなのかなど。別に反対ではありませんけれども、18億円のうちの委託は幾らですか。

○神谷順治観光振興課長 今回の補正予算に含む委託料は、18億6013万7000円でございます。

○前田政明委員 ということは、県が直接、みずからの責任と結果をもたらす直轄事業というのか、そういうものにはなっていないと理解してよいのですか。

○神谷順治観光振興課長 財団法人沖縄観光コンベンションビューローに委託する予定のものもあれば、公募型で民間を活用した委託のものもあります。

○前田政明委員 私がここで言いたいのは、やはりこれだけ差し迫った中で、取捨選択をする場合には、県がしっかりと直接企画もして、事業を実施すると。その中で、本当に實際上景気または観光を含めて貢献できるというものが、公的な責任ではないのかなど。私が言いたいのは、やはり事業の全過程において、経験則的に—ここはこうだ—というように、自主的にみずからの頭で、みずからの体験を通じて、これはこうしたほうがよいという責任ある提言を—直接的な企画立案の中で、いろいろな団体を含めて協力をしてもらうことは、大いに結構だと思うのですけれども、そのところをぜひ—ひとつどうなのかなど。あと、中身についての概略—その委託の内容を含めて、皆さんが考えている経済的効果、それから費用対効果。18億7000万円を投入することによって、今の県経済の不況の中で、雇用効果だとか、経済効果が数値的にどのように予想されますか。リフォームでしたらすぐに出ますよね。実績もありますけれども。

○神谷順治観光振興課長 まず事業の概要を説明させていただきます。

今回の補正予算の中身は、3月11日の地震を受けまして、国内外の観光市場の回復を先導するとともに、急速に需要を掘り起こすため、主に次の7事業を実施することとしております。1つ目が国内誘客緊急対策事業、2つ目が海外誘客緊急対策事業、3つ目が観光マルチビザ創設キャンペーン事業、4つ目がMICE誘致促進事業、5つ目がクルーズ緊急プロモーション事業、6つ目が観光危機管理モデル事業、7つ目が観光事業効果測定調査事業、この7つから成っています。

具体的に申しますと、国内誘客緊急対策事業は、夏休みの緊急対策事業として、もう1泊キャンペーンを航空会社や、旅行会社、メディア等を活用し、複

合的なプロモーションを行いながら実施したいと考えております。また、秋以降に航空会社、旅行会社、各種メディアとの連携によるプロモーションを展開し、沖縄観光をPRするイベントの実施、修学旅行の誘致強化、離島チャーター便誘致により、低迷する国内観光の回復基調の創出に取り組む予定でございます。さらには民間事業者等のノウハウや活力を活用して、提案公募型によるエンターテインメントの創設拡充や、新たな着地型観光メニューを図っていきたいと思っております。

続きまして、2つ目の海外誘客緊急対策事業でございますが、観光客を受け入れる県内旅行社と海外とのネットワーク強化に対する支援や、国際チャーター便誘致、国際定期便の活性化、カード会社と連携したプロモーションなどを複合的に展開する予定でございます。また、新石垣空港開港に向けた需要創出に戦略的に取り組み、国外観光客の増加と消費の拡大を図る予定でございます。

3つ目の観光マルチビザ創設キャンペーン事業でございますが、沖縄滞在を条件とする中国人観光客数次ビザ制度が創設されたことに連動し、定期便の活性化やチャーター便誘致に取り組むとともに、県内消費促進のための銀聯（ぎんれん）カードとの連携したプロモーションや端末装置を支援するなど、各施設を重層的に展開することにより、中国人観光客の誘客につなげることであります。

4つ目のMICE誘致促進事業については、MICE関係見本市や商談会の積極的な参加により、国内外のMICE関係者における国内の浸透を図るとともに、MICE誘致のインセンティブとなる団体旅行のメニューを用意し、効果的なプロモーションツールを活用しながら、誘致活動を展開してまいります。また、沖縄で開催される大型MICEに係る国内外の認知度向上の取り組みを実施し、沖縄開催の定着化を促進する予定でございます。

5つ目のクルーズ緊急プロモーション事業でございますが、国内外の船主や寄港地決定に影響力のある旅行社を招聘し、セミナーや視察などを実施するほか、クルーズ会社に対する直接的なセール活動による沖縄の認知度向上を図ってまいります。また、初回寄港特典を用意し、インセンティブとして活用して、クルーズ寄港を促進してまいります。

6つ目の観光危機管理モデル事業でございますが、3月11日の地震、津波等の大規模災害を受けて、観光客の安全を図るため、観光施設、ホテル、地域観光協会、市町村等地域の関係者の連携による危機管理の取り組みを支援するとともに、観光関係者及び観光客に対して災害情報を迅速かつ一斉に配信できるシステムを構築する予定でございます。

最後に、7つ目の観光事業効果測定調査事業ですが、前年度一平成22年度事

業を対象に実施した調査結果を踏まえて、評価書の検証を行いつつ、平成23年度事業の効果測定を行いたいと考えております。

以上が、主な事業内容でございます。

○前田政明委員 これは補正予算ですよ。3月11日以降の状況を含めて、旅行客の確保については僕はわかりますけれども、今、私たちの周りには、若者を含めて失業者がいっぱいいるのです。そういう意味で、目に見える県民の救済、目に見える雇用拡大、そういうものが求められていると思います。3月11日以降を含めて、夏休みの対策その他はよいと思うのですよ。クルーズ船が来て、バス代が1200万円……。いろいろ書いてありますけれども、皆さんの施策としていろいろあるでしょう。ただ、子供の医療費の問題を含めてですけれども、1000万円、2000万円あれば、県民生活をもっと豊かにできると同時に一要するに言いたいことは、これは補正予算ですよ。ですから、通年予算の関係での観光行政や戦略的な位置づけ、それはそれであると思うのです。僕が本当に危惧するのは、今、若者が失業していると。先ほどの住宅リフォームにこだわるわけではないのだけれども一例えば8億円予算を組んだら、大体100億円余りの経済効果があることははっきりしているわけです。そうすると何名くらいの雇用ができるという形で、今の状況の中で、すぐに仕事が出てくると思うのだけれども、そういう面で緊急の補正予算という場合に、最も効果的なものは何であるか—皆さんはこの事業を入れているのだけれども、では、これによる経済効果、雇用効果はどれぐらいになるのですか。この18億円によって、沖縄県内の失業の状態、その他を含めての経済波及効果—産業連関表を通じて、どのように雇用と景気に影響しますか。

○神谷順治観光振興課長 事業の効果はどの程度あるのかということだと思っておりますが、沖縄観光については、国内企業の電力需要の調整による夏季休暇の長期化、それから本土—那覇間の航空路線の増便が予定されていること。また、海外については中国人観光客に対する数次ビザの発給開始や、北京—那覇路線の新設など航空路線の拡充が予定されていることから、回復基調に転ずるものと考えております。県としてはこのような状況を踏まえて、先ほどのビジット沖縄計画において、本年度目標値として600万円……

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員長から執行部に対し、簡潔に答弁するよう注意が

あった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

神谷順治観光振興課長。

○**神谷順治観光振興課長** 具体的な効果の数値は、持ち合わせておりません。

○**前田政明委員** 全面的に否定はしませんが、今のこの局面、若者の失業者が多い中でどうするのかと考えた場合に、とにかく費用対効果を含めて、緊急の事態なのです。長期的な施策、戦略的なものは当初予算で入るべきだと思います。ただし、今の修学旅行の問題や、3月11日を受けての関東、関西からの観光客が減っているということに対する手当ては必要だと思います。先ほどから何度もこだわっている住宅リフォームは一つの例であって、失業対策事業その他含めて、雇用効果がどうあるかということです。少なくとも今の局面においては、このことをやることによって、雇用が1万人ふえるとか、沖縄経済の中で何%ぐらいの波及効果が出てくるとか、そういう面で税金の使い方としても一ですから、私が言いたいことは、それが事業の直接実施であれば、皆さんも自分の頭で考えることができると思うのだけれども、委託となると一予算は組みますよ、こういうプランでやってくださいね、後はお任せというやり方は、今の局面においていかがかなと。もう少し、沖縄県の税金の使い方としては否定はしないけれども、やはり一くどいようだが8億円の住宅リフォームがあれば、100億円以上の経済効果があります、雇用が何名になりますと出てくるのですよ。そういう面で税金の使い方として、繰り返しますけれども総務部長、いろいろある中での問題だと思いますけれども、県民が本当にこの予算によって、目に見えて仕事がふえた、従業員がふえたという使い方ができたらよいなと。そういう面では、18億円の使い方としてはもっと雇用効果含めて、少なくとも費用対効果含めて、観光事業効果測定値を今から508万円かけて、本事業の効果測定をするものではないのですよ。皆さんがわかっている仕事をさせるという方法が、仕事のやり方ではないかと思いますが、どうですか。

○**兼島規総務部長** 確かに、県の事業を執行するに当たっては、厳しい失業率を抱えている本県にとっては、雇用の面からの視点も大事だと思います。今回の住宅リフォームの件もそうなのですけれども、15億円をどういう形に配分したかと言いますと、ほぼ整備事業一例えば地産事業であったり、河川、学校事業の改修事業に15億円入っているわけです。そういう意味で言いますと一委員

のおっしゃるように、直接どのぐらいという効果はよくわかりませんが、それなりに建設業にとっても、ある面での雇用効果は出てくるかと思っています。もう一つは、補正予算を組んだのは、東日本大震災によって観光が落ち込んでいると。ここでしっかりと行政が支えないと一このまま落ち込んだままですと、観光産業は総合産業ですから、いろいろな面で波及していきます。そういったことも兼ねながら今回の補正予算になっておりますので、先ほどの住宅リフォームに関して効果等々あるとは承知しておりますけれども、それについては、当初予算の中で議論しながら、効果も含めてやっていきたいと思っています。

○前田政明委員 ぜひ実りある結果—雇用効果があるかどうかわからないという予算のやり方ではなくて、やはり積算した結果、少なくとも雇用効果があると、経済的効果があるのだと。やってみないとわからないというやり方は、私是一言葉の問題なのかもしれませんが、私が期待するのは、当然、公務員として税金を使うわけだから、少なくともその結果、雇用がこれだけふえる、経済波及効果を数字で示して、その中で総合的に政策判断していただきたいということを述べて終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 一般警察活動費についてお聞きします。東日本大震災派遣に伴う防護服の補充とありますが、性質等具体的な内容の説明をお願いいたします。

○宮城正明警備第二課長 一般警察活動費の中の感染防護対象キット—このキットの中にタイベックス素材の防護服、ゴーグル、マスク、手袋、かばんが入っています。これは新型インフルエンザ感染防護のために警察本部で保有しているものでありますけれども、放射性粉じんの防護機能も有しているということで、今回、被災地に応援派遣をしている部隊への被曝防止ということで対応させておまして、その間にインフルエンザ対策用に保有しているものがない状態になっていますので、今回、これを補正要求しております。

○山内末子委員 今あるものを被災地への派遣職員に持たせているので、新たに補充するということがよいでしょうか。

○宮城正明警備第二課長 はい、そのとおりです。

○山内末子委員 今、何着持たせていますか。

○宮城正明警備第二課長 現在、2000キットを持たせています。保有しているのが2570キットありましたので、そのうちの大半を持たせております。

○山内末子委員 緊急的な一今回は、国民全員で対応しなくてはいけないので、それはわかりますけれども、そのように大半を持って行って、沖縄本島にないということは、危機管理上問題はないのでしょうか。

○宮城正明警備第二課長 緊急な事案が発生したときは、このキットを緊急調達する方法もあると思いますけれども、そのような事案が発生する前に補正予算で間に合わそうということでもあります。

○山内末子委員 今回は何キットを調達する予定ですか。

○宮城正明警備第二課長 今回持たせている分の2160キットを補正予算で要求しております。

○山内末子委員 では、これは新型インフルエンザに対応していますが、放射線にも対応できる防護服ということですよ。

○宮城正明警備第二課長 放射線をとめるというものではなくて、放射性粉じん—空気中に浮遊しているものが衣服について、それを吸い込むことによって内部被曝が発生しますので、それを防ぐために着装する防護服ということです。

○山内末子委員 それでは、警察職員も福島県にそれぐらいの人数が派遣されているということでしょうか。

○宮城正明警備第二課長 現在派遣しているのは宮城県です。今月の下旬に被災地の3県のいずれかに派遣されますけれども、まだ派遣先については決まっておられません。派遣先につきましては、管区ごとに岩手県に入ったり、宮城県に入ったり、今おっしゃった福島県に入ったりと、その時々で決まります。

○山内末子委員 その放射性粉じんを防護する防護服は、県内ではどちらに保管していますか。

○宮城正明警備第二課長 保管は機動隊と、あとは離島のほうにも一部一宮古島警察署と八重山警察署に送っております。

○山内末子委員 ほかにはどういう効果がありますか。

○宮城正明警備第二課長 警察本部としては、あくまでもインフルエンザ対策と。今回は放射性粉じんのものがありますけれども、この機能は細かい粒子をとめますので、警察本部の部分ではありませんけれども、アスベストの対策等にも活用できるのではないかと思います。

○山内末子委員 やはり危機管理上、いろいろな形で防護服とかは常に備えておかないといけないと思いますので、その辺はしっかりと対応をお願いしたいと思います。

派遣の件に絡んでですけれども、本会議でも職員の派遣について、心理的な対応はどうかということでありましたが、警察官の派遣の中で、心理的な問題ですとか、派遣された皆さんたちが何らかの形で、対応がよくない状況があるのかどうか、説明をお願いいたします。

○宮城正明警備第二課長 東日本大震災派遣に係るストレス等の関係は、行く前にも健康指導をやりまして、帰ってきたその場でもまたチェックをしまして、継続的指導が必要な方には継続指導、あるいは医師の診断という形で対策をとっております。現在までに派遣された職員が、今回帰ってくる15名も含めて117名おりますけれども、今までにメンタルヘルス関係で要チェックになった職員はおりません。

○山内末子委員 まだまだ続くと思いますので、行く前にもしっかりと対応していただいて、また、帰ってきてからもきちっとした形で職に戻れるような対応を、ぜひお願いしたいと思います。

もう一点、同じく第32回全国豊かな海づくり大会に伴う各種警備対策とありますが、豊かな海づくりはいつでしたか。

○宮城正明警備第二課長 来年の秋ごろということになっておりますけれど

も、まだ、これは決定はしておりません。

○山内末子委員 こういうことについては、1年前から警備の対策をとっていくということですよ。

○宮城正明警備第二課長 そのとおりです。

○山内末子委員 これは全県的にそのような対応をしていくということですか。それとも、これは糸満市だと思いますが、糸満地域を特定して警備していくのか。その辺を具体的にお願いします。

○宮城正明警備第二課長 今、開催場所として決まっているのは糸満市ですが、今後一秋ごろまでには、例えば天皇皇后両陛下の行啓先、あるいは要人の移動先がある程度固まってくると思いますので、その場合には、糸満市以外の行啓先の警備対策が生じてきます。

○山内末子委員 1年かけてですので、しっかりと無事に大会が開催できるようお願いいたします。

次に、私立学校等教育振興費についてお聞きします。東日本大震災にかかわるということですが、これは今回、私立学校にも支援をするということでしょうか、何名の対象者がいますか。

○當銘健一総務私学課長 対象人員については、20名を見込んでございます。

○山内末子委員 20名は決定ですよ。見込んでいる子供たちですか。それとも、既に学校に入っている子供たちですか。

○當銘健一総務私学課長 被災生徒の転入につきましては、かなり流動的な部分があって、見込みが難しい部分がございます。見込み方としましては、5月1日現在の被災地からの受け入れ人数が11名ですが、その後伸び率等を勘案しまして—これはあくまでも見込みですが、5月1日現在の状況から約1.8倍程度伸びると見込んでおまして、その数字が20名となります。

○山内末子委員 入学費等、何の支援になりますか。

○**當銘健一総務私学課長** 私立学校等教育振興費の中では、授業料と入学料、施設整備費に対して設置者が減免措置をとった場合に、県が補助する予定です。

○**山内末子委員** 対象者ですけれども、先ほど住宅支援の件でもありましたが、この件に関しても、福島県については全体が対象になると考えてもよろしいのですか。

○**當銘健一総務私学課長** 対象地域につきましては、今回の補正予算は文部科学省の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金と一般財源も一部ありますけれども、その交付金を活用して基金を造成しまして、それを歳出化する予定です。国における実施要領の中に支援の対象地域の規定がございまして、それにつきましては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、この第2条第1項に規定する災害で政令に定める区域がございまして、具体的には9県ございまして、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県になります。さらに、東日本大震災で被害を受けた市町村で、政令で定めた市町村から避難してこられた子供たちが対象になります。

○**山内末子委員** 厚生労働省は先ほど説明がありましたように、罹災証明等が必要な県と、福島県においては全体を被災者と考えろという支援の仕方になっているのですけれども、文部科学省の場合はどうでしょうか。その辺をはっきりさせてもらえますか。

○**當銘健一総務私学課長** 基本的には罹災証明、被災証明が必要になりますけれども、その法律、政令に定めた地域から来たという証明—例えば保険証などがあれば、対象の確認をするということでございます。

○**山内末子委員** ですから、はっきりさせてほしいのですけれども、福島県は罹災証明がなくても、全県的に放射線の被害地域だということで支援対象になるのかどうか。住宅はそれが対象になるということがありましたけれども、子供たちの支援は同じなのか、違うのかどうか。

○**當銘健一総務私学課長** 福島県に限りませんけれども、先ほどの法律、政令の中で定められている9県のうち、市町村が指定されているわけです。政令においては、福島県では福島市以下ほかの市町村の指定がなされているわけですが、これが福島県全体の市町村を網羅しているかどうかの確認がとれな

いわけです。

○山内末子委員 市が指定されているということですよ。結局、全県ではないのですよね。

○當銘健一総務私学課長 今、資料ではその確認がとれない状況です。

○兼島規総務部長 当初は文部科学省も含めて、福島県も限られた形でやっていたと思います。しかし、先ほど防災危機管理課長の答弁がありましたように、福島県の要請を受けて変わったような感じがします。その通知が文部科学省から来たのかどうかは確認したいと思いますが、多分、福島県が全域になっているのであれば、罹災証明がなくても、福島県の住民については私学の助成の対象になると考えております。

○山内末子委員 それは後で確認をとっていただきたいのです。今、一番子供たちが心配だということで、これまで計画的避難区域とか、そういった特定した区域以外の地域は支援策がなかったのです。けれども、今おっしゃっていたように、全県的な支援になっているのであれば、その辺でしっかりと通知もしていないといけませんし、今、ここに来ている皆さんが、実際にそうではない区域以外の方々が本当に多いということと、それと今、計画をしている皆さんが多いということを見ると、その辺をはっきりしていただいて、沖縄県がいろいろな形で子供たちを支援する体制をとっていただきたいと思います。

○當銘健一総務私学課長 先ほどの答弁において、福島県内市町村をすべて網羅しているかどうか確認できないと言いましたが、福島県につきましては59市町村ありまして、すべての市町村が対象になってございますので、答弁を訂正いたします。大変失礼しました。

○山内末子委員 それであれば結構だと思います。今の件は私学ですが、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金事業費は教育委員会ですよ。この件については、義務教育ということで理解してよろしいですか。

○大城喜信教育庁財務課班長 事業費は898万2000円ですが、中身としましては、支援対象によりまして3つの細事業に分かれております。

1点目は、幼児を対象とした事業で、市町村立、私立幼稚園の入園料、保育

料を減免する被災幼児就園支援事業となっております。金額としましては331万8000円です。

2点目は小・中学生を対象としている事業で、学用品、医療費、給食費の就学援助を行う被災児童生徒就学援助事業、521万8000円になります。

3点目は特別支援学校、特別支援学級に通う幼児・児童・生徒を対象として、学用品、給食費、交通費等の援助を行う被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業、これが44万6000円という3つの事業から構成されています。

○山内末子委員 現在、何名の児童・生徒がこちらに転入していますか。

○大城喜信教育庁財務課班長 この事業として申請している人数が112名です。受け入れ人数としましては223名です。

○山内末子委員 現在112名で、受け入れ人数として223名ですか。これを両方プラスしてよいのですか。

○大城喜信教育庁財務課班長 223名は、本県で受け入れている児童・生徒の全体の数です。そのうち、この事業に申請している人数が112名です。

○山内末子委員 沖縄県でも当初、転入してきた福島県の子供たちに対して、心痛めるいじめの問題がありましたけれども、現在の子供たちの様子はどうでしょうか。把握している段階でよろしいのです。

○大城喜信教育庁財務課班長 情報としては、厳しい状況ということは特にないようです。ただ、この事業については、学用品等重点的にやっていきたいと考えておりますので、支障のないように頑張っていきたいと思っております。

○山内末子委員 また夏休みが来ますので、そういう意味では、今回、福島県から夏休みのキッズプログラムもありますけれども、今いる子供たちへの交流プログラムなど—これは学習支援に対する予算ですけれども、交流プログラムは考えていませんか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 被災者の交流につきましては、被災者へのアンケートにおきましても、被災者同士で交流したいという要望が多く寄せられております。これを踏まえて県民会議としましては、例えば、現代版組踊「肝

高の阿麻和利」をイベントとして催してツアーを組んだり、また民間企業とも連携して、ラジオ沖縄で被災者の交流事業等を開催したり、これまでもやってまいりました。今後も被災者ニーズを把握して、交流事業をつくってまいりたいと考えております。

○山内末子委員 子供たちが元気になる夏休みですので、ぜひしっかりと支援していただきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員 観光宣伝誘致強化費ですが、7事業の説明を聞いたのですが、ちょっと教えてほしいのですけれども、そもそもM I C Eとは何ですか。

○神谷順治観光振興課長 M I C Eとはミーティング (M e e t i n g)、インセンティブ (I n c e n t i v e)、コンベンション (C o n v e n t i o n)、イベント (E v e n t) の略なのですけれども、ミーティングとは企業等のミーティング—例えば国際企業の世界大会とか、グループ企業の役員会議、団体の運営会です。インセンティブとは企業等が実施する報奨旅行、研修旅行といったものです。コンベンションは国際会議、学会等。イベントは文化、スポーツイベント、展示会、見本市を指しております。

○島袋大委員 この7事業で18億7000円を組んでいますけれども、やはり委託料が18億6000万円近くありますが、これはそういった部門だから、専門分野だから分けているという理解も私はしております。その中で、担当部局として委託するとき、特にメディアを使ったエンターテインメントのキャンペーンとか、プロモーションとかありますけれども、これをしっかり受託する団体にも、そういうキャンペーンをするのであれば、地元の観光大使、地元の伝統芸能をしている人を使うなりすべきだと思いますけれども、どうですか。

○神谷順治観光振興課長 委員のおっしゃるとおりで、なるべく地元の方々を一美ら島大使などを初め、活用していきたいと思っております。

○島袋大委員 特にクルーズ船のセミナーとか、いろいろな事業があると思いますけれども、こういう場合であれば、中国語等外国語を学んだ学生がいると思うので、観光バスの業者とタイアップして、学生の語学の練習のためにもツ

アーの中に入れていくとか一多分、受託業者はそういうことを考えないはずなので、観光部署としてこういう提案をして、議論させるのもよいかと私は思うのですけれども、どうですか。

○神谷順治観光振興課長 まさに委員のおっしゃるとおりで、そういった活用につきましても、地元の学生等々を使ってやっていきたいと思います。検討してまいります。

○島袋大委員 あと、フィルムオフィス事業がありますよね。それと連携して、プロモーション活動をするのであれば、沖縄県民みんな使って一那覇市国際通りを車両通行どめにして撮影やイベントに使うなど、県民が一体となって、連携してやるシステムであれば、先ほど前田委員が言ったような雇用の拡大とかいろいろ含めて、チャンスを与える18億円の事業にするようなシステムを考えないといけませんから、そういったものはどう思いますか。

○神谷順治観光振興課長 委員のおっしゃるとおり、県としてもフィルムオフィスを活用しながら、各国のメディアの方々を呼んで、いろいろやってはいるのですが、地元の雇用に結びつくような活用の仕方も今後あわせて検討させていただきたいと思います。

○島袋大委員 あと1つ、スポーツ観光資源の促進とありますが、先ほどおっしゃっていた7事業にはありませんでしたがどうなっていますか。スポーツに関する事業は、どういった内容で組みられていますか。

○長濱雅仁スポーツ振興課主幹 スポーツの観光資源化について、スポーツツーリズムについて説明いたします。対象種目、実施地域・場所、対象、目的、効果、事業の具体的内容について、はしょって説明いたします。

まず対象種目につきましては、プロ野球キャンプの成功事例をモデルとして、今後、展開が期待できるサッカーキャンプを対象としております。

実施地域・場所につきましては、昨年度のサッカーキャンプでは国頭村、本部町、うるま市、西原町、宮古島市、石垣市の6市町村で行われており、これらの市町村を含め、さらなる誘致強化により誘致数をふやしていきたいと思っております。

対象は、昨年度のサッカーキャンプではJリーグの4チーム、韓国のKリーグ2チーム、中国のスーパーリーグで1チームを誘致しており、合計7チーム

でございますが、今年度も3つのリーグを中心に誘致活動を行って、チーム数の増加に努めたいと考えております。

目的、効果については、サッカーキャンプの推進により国内外から多くのスポーツ選手、観戦者が沖縄を訪れることから、サッカー選手以上の集客力、経済効果を期待できます。サッカーキャンプが定着することにより、毎年の集客を期待できます。また、サッカーキャンプの取材等により沖縄の露出がふえ、国内、海外に対する沖縄の認知度向上に貢献することが期待できます。

事業の具体的な内容は、サッカーキャンプの誘致活動やキャンプ地の選定、トレーニングマッチ―練習試合のマッチメイクなどを行います。また、沖縄におけるスポーツツーリズムの認知度向上のため、記者等を招聘し、情報発信に取り組んでまいりたいと思っております。

○島袋大委員 今、内容を聞きますと、これはパンフレット等をつくって配付するということですか。

○長濱雅仁スポーツ振興課主幹 そういったことも含まれております。

○島袋大委員 今聞いたらサッカーだけですけれども、bjリーグのバスケットなど、沖縄にはスポーツの分野がたくさんあると思うのですけれども、そういったものも含まれているのですか。

○長濱雅仁スポーツ振興課主幹 サッカーキャンプ以外のスポーツにつきましては、別途スポーツツーリズム戦略事業としまして、今後、モデル事業を公募していく予定です。その中でマラソン、サイクリング、ビーチスポーツなど沖縄に適したモデル事業を選定して、スポーツツーリズムの推進に努めてまいりたいと思っております。

○島袋大委員 これはパンフレットだけなのか―韓国のKリーグとか、中国のスーパーリーグとかいろいろありますけれども、現地へ説明に行くのか。要するに、こちらから出向いてプレゼンテーションを行って、沖縄はどうですかという誘致活動も入っているのですか。

○長濱雅仁スポーツ振興課主幹 はい、入っております。

○島袋大委員 国内一本土に行くのも、そういった形でやるのですか。

○長濱雅仁スポーツ振興課主幹　そうです。

○當間盛夫委員長　休憩いたします。

(休憩中に、當間委員長から、これは直接事業を実施するのではなくて、委託事業ではなかったのかとの確認があり、執行部より委託事業であるとの回答があった。)

○當間盛夫委員長　再開いたします。

島袋大委員。

○島袋大委員　委託事業ですけれども、現地へ行くときには、担当部署として一緒に行かないと。一緒に行って現地で説明を受けるとか、今、J2規格のサッカー競技場の改修工事に入ってますけれども、J1規格のサッカー場の調査研究も入っていると思いますので、県の職員が受託業者の皆さんと一緒に行って、そういう施設も見ること大事だと思うのですけれども、いかかですか。

○長濱雅仁スポーツ振興課主幹　そのようにやります。

○島袋大委員　あと1つ、雇用対策推進費ですけれども、先ほど聞いた雇用対策ということでパソコン事業とか、いろいろ県民の方々が受けていると思いますが、中には講習を受けたいけれども、受けられない人たちもいるのですか。

○新垣秀彦雇用対策課長　基金を使って事業を行う分については一例えば、ハローワークに失業者である方々が申し込んで、面接等を行って事業に採用される場合がありますので、採用に至らない人もいるかと思えます。

○島袋大委員　私がいろいろ聞いている中では、そういう講習を受けたけれども自分には合わなくて、改めてほかの事業を受けようという方々が多いようなのですが、一度講習を受けて、その種に関する仕事を探す、仕事をやりたいという気持ちを持って、そういう行動までしているのですか。

○新垣秀彦雇用対策課長　今、委員の御質問については、県、市町村の基金事業というよりも、ハローワークの失業者対策のトレーニング事業かと思えます。恐らく3カ月、6カ月のスパンでスキルアップの訓練を受けている事業だと思

いますけれども、その方々については3カ月、6カ月でスキルを身につけて、別途就職活動を行っていくのかと思われます。

○島袋大委員 では、この事業に関しては、そういった問題はないのですね。

○新垣秀彦雇用対策課長 県の基金事業については、失業者を雇って事業を展開していく。その中では、オン・ザ・ジョブ・トレーニングOJTも含めて企業での訓練がありますけれども、訓練のための事業というよりも、今後、この方々が将来の就職につけるようなスキルを与えて、人材育成をするという観点の事業ですので、ハローワークの訓練とは異なっております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉元義彦委員。

○吉元義彦委員 農林水産部の植物防疫対策費についてお聞きします。農作物の野生鳥獣による被害防止に要する経費が5637万2000円計上されておりますが、この点について説明をお願いいたします。

○谷口昌弘営農支援課班長 当該事業は鳥獣被害防止対策事業としまして、実施計画では対象鳥獣はカラス、シロガシラ等の鳥類や、イノシシなどの野生ほ乳類となっております。鳥獣被害防止対策として、国頭村、中城村、糸満市、石垣市など18市町村で捕獲器、箱わなの設置、銃器駆除、生息状況調査等を実施するとともに、防鳥ネット施設や侵入防止さく等の施設整備を実施する予定であります。

○吉元義彦委員 これは、なぜ当初予算で計上できなかったのですか。

○谷口昌弘営農支援課班長 当初、本事業は国直轄で実施する予定でしたが、平成22年11月の行政刷新会議一事業仕分けの結果、地方移管となりまして、県に来たのが平成23年1月ということで、当初予算要求に間に合わなかったために、今回の6月補正予算で要求することとなりました。

○吉元義彦委員 農家の皆さんについては、去る5月の台風で甚大な被害をこうむったこともあるし、さらに、イネヨトウの被害も出ているという状況です。このイネヨトウについてですが一きょうの新聞にも出ておりましたが、この影

響で、現時点においてどのぐらいの減収になる見込みか。わかればお願いします。

○谷口昌弘営農支援課班長 さとうきび増産プロジェクトが各地域でございまして、その組織を中心に一まず、北部のほうは新聞等で報道されていますように、かなり被害が出ておりますので、被害の出ている圃場の防除を優先させるということで、関係機関で進めていただいています。中南部につきましては今から圃場調査を実施しまして、実際に北部のような状況なのか、あるいはそれほどでもないのかという判断をするために調査しまして、被害があるようでしたら防除等をしていきます。それから、被害額等につきましては、さとうきびは生育期ですので一例えば、分けつ期ですと補償作用があつて、後から芽が出てきますので、それが原料源になることもあります。ひどいところはすべて植えかえたほうがよい場合もあると思います。被害額、量的なものは、今の段階ではわかりかねます。

○吉元義彦委員 今の答弁をお聞きすると、現時点では、幾ら減収になるかは予想がつかないということですよ。

○谷口昌弘営農支援課班長 はい。予想できないといえますか、補償作用がありますので、まだ今から芽が出てくることもあるものですから。

○吉元義彦委員 中部以南にこの被害が広がっていく可能性があるのかどうか、わかりますか。

○谷口昌弘営農支援課班長 今の北部の状況ですと、ほうっておくと被害が広がる可能性も十分あると思います。

○吉元義彦委員 この辺については、北部地区さとうきび生産振興対策協議会を中心として防除対策を徹底して、食いとめるように努力していただくよう、要望を申し上げて終わります。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

午後は1時20分より再開いたします。

午後0時4分休憩

午後 1 時24分再開

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 災害救助支援の中で、宜野湾市普天間の嘉数高台がありますが、その活用をもう少し考えていただきたいと思います。というのは、応急の仮設住宅として、民間のアパートなどを借りて支援をされようとしていますよね。被災者にはできるだけコミュニティーごと移りたいという大きな希望があるわけです。そういう意味では、あの地域は昔、外国人が住んでいたのですけれども、この間の答弁だと、古くなって修繕費がかかるという話でした。この間、総務企画委員会で私立学校を視察しました。築30年余りたっている学校で、コンクリートが剥離していて、非常に危ない状態もありました。ところが築50年、60年たっている宜野湾市真栄原にある学校に行きますと、そこは外国人の方が管理されていて、非常にメンテナンスが行き届いているわけです。そういう意味で非常にもちがよいといいますか、外見からしてもそういう亀裂もなくて。普天間のあの地域は米軍が管理していて、非常にメンテナンスが行き届いていて一階建ての場合は、たしか柱はなかったと思いますが、二、三年おきに屋根も、中もペンキで塗りかえたりして、とてもメンテナンスが行き届いていました。ある大学の先生も、そういう意味で評価していらしたのですね。ですから、50年ぐらいたっているのですが、非常に頑丈であると私は思って提案しております。福島県の皆さんが集団で移りたいというならば、沖縄のこの場所はとてもよい材料になるのではないかと。そういう意味で、もしアスベストをどうしても撤去しないといけないならばやるとして、そうでなくても住めるのであれば一10年も20年も使うわけではありませんので、1年から3年くらいなので。そこを調査された上で使えないという話なのか、要請を出したら、向こうが古いからだめだという話だったのか。そこら辺を少しお願いします。

○**川本栄太郎防災危機管理課長** 宜野湾市のキャンプ瑞慶覧の空き住宅に関しましては、本会議で又吉知事公室長から答弁もありましたように、当該住宅が築後60年近くで電気、水道など大幅な改修が必要で、膨大な経費がかかるという理由以外に、委員御指摘のとおりアスベスト対策が施されているかどうかについて確認しましたところ、先方から対策が実施されていない可能性があるかと

いうことで、断念したところでございます。

○新垣清涼委員 アスベストはいずれ処理しなくてはいけない。そうであるならば、今回の災害救助費で一間違ったやり方かもしれませんが、そういうことは早目に撤去していただいて。電気、水道が古くなっているというお話をされていますけれども、水道管にしても、私が住んでいる宜野湾市喜友名という集落は、60年前に米国製の水道管をもらってやっています。それが現在も使われているのです。一般的に考えると、非常に古いです。そういう意味では、ただ古いということではなくて、実際調べてみて、検討していただきたいと思います。そうすると、被災地からまとまって移ることができると思いますが、いかがですか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 宜野湾市のキャンプ瑞慶覧の件については、委員御指摘のとおり、例えば福島県からの集団移転等の要請があった場合の可能性を踏まえて、県としましても現地を視察してまいりました。正直、最初は集団移転をしたいという要望にこたえるにはよい場所だと思って—これは宜野湾市から話があったのですが、米軍や国とも協議の上、現地にも視察に行っただけでまいりました。ただ、残念ながらアスベスト対策の未実施の可能性があるため難しいという話が先方からあって、一度断念したところではあるのですが、今後も修理が可能であるのか、また、被災地のニーズとして今、民間の賃貸住宅の制度をやっておりますが、それでは賄いきれない集団移転の要望があるのか等も勘案しながら、国や宜野湾市、関係団体、被災地のニーズを勘案しながら、今後とも検討は進めてまいりたいと思います。

○新垣清涼委員 被災されて、非常に打ちひしがれている皆さんが、バラバラで仮設住宅に住むよりも、コミュニティーの皆さんが一緒に—できれば10世帯でも一緒に避難されると、非常に元気づくと思うのです。そういう意味では、沖縄からそういった提案を—アスベストの問題があるかもしれませんが、そこは何とか作業でクリアできるのであれば提案して、沖縄にいらっしゃいということ、ぜひやっていただけたらと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 観光宣伝誘致強化費の18億7000万円余りの予算で、随分補正

予算の中でも多額を占める部分かと思います。3月11日の東日本大震災の影響もさることながら、この事業のもう一つの背景は、去年の11月からことしの2月まで、前年度の観光客数より落ち込んでいるわけですね。それがなぜそうなったのかということもあわせて、分析していただく必要があるだろうと思っています。皆さんは簡単に、去年の11月までは全国高校総体初め云々かんぬんで、イベント開催でという話が出ているのですけれども、なぜ11月から2月まで、前年の観光客数より落ち込んだのか。通常こういうケース—例えば、一昨年の11月から去年の2月もその前の年より観光客数が落ち込んだのか、構造的な問題なのか、昨年度だけの要因があるのか。その辺の説明をお願いします。

○神谷順治観光振興課長 確かに委員がおっしゃったように、昨年11月までは夏場の全国高校総体や各種イベントの開催等、あるいはチャーター便の運行増などで、官民一体となった誘客が功を奏して前年度を上回ってきたのですが、12月以降は航空会社による路線縮小、提供座席の減等がありまして、下がってきております。さらに、3月11日の影響でキャンセルが相次いで一年度を通じて前年度をやや上回っていますけれども、旅行者マインドの低下によって、そういう新規予約も全部キャンセルになったという状況で、今も対前年度比6カ月連続でマイナスになっている状況でございますので、ぜひとも観光客を取り戻して、V字回復したいという思いでこの補正予算を計上させていただきました。

○上里直司委員 もう少し具体的にお聞きしますが、各航空会社による路線縮小によって、提供座席数が減ったとおっしゃっていますけれども、何路線縮小され、何席座席が減ったのか。それによって前年11月から2月まで、何名の観光客が減ったのか教えてください。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から後ほど資料を提供するとの回答があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

上里直司委員。

○上里直司委員 各委員からの質疑で重複している部分なのですが、分析があつて対策を打つ、対策があつて効果がある、効果を検証してさらに対策

を打つ—そういうものを我々はイメージしているのです。しかし、どうも観光というものは—観光客が減りましたという、これは大変だと。我々としても何とかしないといけないから、予算そのものは何とか通したいと思っても、分析と効果がつながっているのかどうか、非常に疑問なのです。そこは予算の執行時期や国との関係もあるでしょうけれども、この辺は分析と対策と効果がわかるように、ぜひ取り組んでいただきたい。ここは指摘をして、皆さんの課題にしていきたいと思えます。

それで根本的に聞きますけれども、私、ビジット沖縄計画を拝見させていただきました。これが出た時点では東日本大震災の影響がありまして、平成23年度の目標値は検討中と書いてあるのです。そこでお尋ねしますけれども、きょう—7月7日の時点で、平成23年度の目標は幾らに設定しているのか。その見込み値も含めてお答えください。

○神谷順治観光振興課長 実は、去る6月30日に記者発表させていただいておりまして、入域観光客数が600万人—うち外国人観光客数が40万人。それから、観光客1人当たりの県内消費額が7万2000円、観光収入額が4320億円と発表させていただいております。

○上里直司委員 それで外国人観光客の誘致強化とか、マルチビザの実施が生きてくるだろうと思っておりますので、ぜひ目標達成に向けて頑張ってくださいと思います。それで具体的な内容で、外国人観光客の多くがクルーズ船で寄港されているわけですが、先日の本会議でも他の議員から、クルーズ船寄港における入国手続が、非常に時間がかかってしまうと—短い滞在時間なのに、入国手続にかかる時間が長いので観光地に行けない、または観光が楽しめないというクルーズ船主からの要望があったのですよ。そこでお尋ねしますけれども、議会での答弁がありましたが、平成21年度に県も要請をしたとおっしゃっていますけれども、その後の簡素化に向けた政府の対応、あるいはそれに基づいてどう変わったのか、または変わらなかったのか。簡潔でよいのでお答えいただけますか。

○神谷順治観光振興課長 委員のおっしゃるとおり、平成21年1月16日に知事が法務大臣あてに、入国監査の簡素化及び体制の充実強化ということで協力依頼をしております。しかしながらその後、体制が強化されたという話はまだ聞いておりません。ただ、我々もクルーズ船を誘客する上では、職員も一緒になってどういった形でやるかということで、この間見に行きましたけれども、約

1800名の乗客がおりまして一基本的に、海外からのクルーズ船の乗客の入国審査は、日本で最初に寄港する港で審査します。出国審査は最後に寄港する港で行われるとのことです。1800名が那覇港泊埠頭に寄港したときには、8名の入国管理官でチェックをしているのです。そうしますと、単純に割っても1人200何名かという話になります。これはカードを差し入れて、顔写真と指紋のデータをとるらしいです。そうすると、1人30秒から1分間としても、二、三時間かかる話でございまして、それが1つ。また、おりるときにもチェックが入って、だれがおりるかということで顔を照らし合わせますので、そうすると仮に1800名がおりるとなると、またそういった手続をします。そういうことで、我々も審査する側の人数をふやしてもらいたいということで、引き続き法務省にお願いしております。

○上里直司委員 これはお願いをすると同時に、今の8名体制から何名ぐらいがふさわしいのか、こちらから提案する必要があると思うのですよ。今は泊埠頭の話もされていましたが、石垣港などにも寄港するわけですよ。石垣港なども、せっかく皆さん楽しもうとしているのだけれども、おりるのに時間がかかって、結局楽しめず、それが結果的に観光消費に影響するわけですから、ここは外国人観光客を誘客するという方向性を持っているわけですから、法務省にかけ合って、もう少し体制強化に努めていただきたいと思います。要望しておきます。

あと1点、観光関連についてお尋ねいたします。銀聯カード—新聞紙上では随分いろいろ紹介されていたり、議会の中でも質問がありましたけれども、今、実際どれくらいあって、この予算でどれぐらいまでふやそうとしていますか。

○神谷順治観光振興課長 銀聯カードの本社、東京支社に電話で問い合わせたところ、県内には約570台が設置されています。特にホテルを中心に、一部の観光施設—例えば三越やアウトレットモールあしびなーにも入っていると聞いております。徐々にふえてきているのですが、今回はタイアップして—前年度は約100台ぐらい考えていましたが、ことしはその3倍、約300台を助成させていただければと思っております。

○上里直司委員 これに関しては、本当はどれぐらいが望ましい台数なのかという数字はありますか。去年の予算か、何かでもその取り組みがあったかと思うのですけれども、今年度は300台—これで終わりなのか。あるいは、もう少し小売業の皆さん方にアピールしてやるのか。全体的にどれぐらいの目標を持

っていらっしやいますか。

○神谷順治観光振興課長 本音を言えば、全店舗に一土産品店から全部設置していただければと思っておりますが、どれだけの数があつて、各市町村隅々までという話になると、なかなかそこまできっちり把握はできていない状況でありますけれども、少なくとも主要な観光施設、ホテル、そういった大きなところには、ぜひ入ってもらいたいと思つているところです。

○上里直司委員 これは要望というか、指摘なのですけれども、大きな施設というお話でしたけれども、その対象施設が何カ所あつて、どれぐらい設置できるのかという目標を決めていただいて、それに対する予算を組んでいくということが、観光の施策として必要だと思つたのです。これは補正予算で扱うものでもなくて一当初予算にもあると思つたのですけれども、もっと計画的に、こういう施策を積み上げていただきたいと指摘させていただきます。

あと1点だけ。スポーツの担当—もう、検討されているということなのですけれども、私も去年の9月に、国頭村から陸上競技でキャンプをされる方が多いと。県にも協力をいただきたいという要請をいただいたのですね。しかし、それを質問いたしますと、それは村がやるものだという話をするわけなのですよ。そうではなくて、宿泊などの何らかの受け入れ、支援が必要だと思いますので、ぜひ、市町村への支援を充実させていただきたいということを要望します。また、誘致はするけれども、市町村の陸上施設、体育施設は、市町村によっては地域の皆さんの生涯学習の場になっていたりとか、地域の皆さん方のために使われているわけなのですよ。そうすると、こちらが呼びたい時期に使ってもらいたいものだけでも、地域の事情もあつて、なかなかうまくマッチングできないわけです。ですから、調整が必要だと思いますので、ぜひその辺は一旗を振る以上は、各市町村との連携を密にさせていただいて、できるだけ多くのチーム、団体を呼んでいただくよう要望しますけれども、どうでしょうか。

○長濱雅仁スポーツ振興課主幹 ただいま委員からありました要望につきましては、市町村、競技団体と調整して、検討させていただきたいと思つます。

○上里直司委員 続いて、農林水産部の鳥獣被害の話させていただきたいと思つます。この事業が国直轄事業から交付金事業になって、県が行う事業になったということなので—これまではさわっていなかった事業なのですか。それとも、皆さんもかわりを持っていた事業なのでしょうか。

○谷口昌弘営農支援課班長 本事業は平成20年度から始まっておりますが、平成20年度、平成21年度は国の直轄事業でなされております。平成22年度につきましても、当初は国の直轄事業で行うということでしたが、このときの行政刷新会議で地方におろすべきということで、途中で変更になりまして、去年も6月の補正予算で計上したという経緯がございます。また本年も、一部事業量が増加して、この部分を国直轄でやるということでしたが、それがまた行政刷新会議で地方におろすべきということで、その部分も地方への交付金と一緒にあった経緯があります。

○上里直司委員 平成22年度は直轄事業だったのですか—直轄事業で補正予算が組まれるのは意味がわからなくて。私が聞いたかったのは、事業としてどれだけ関与しているのかということなのですよ。そこでお尋ねしますけれども、今回の事業が、18市町村を含む鳥獣被害対策協議会で事業が実施されるわけですよ。41市町村ある中で、なぜ残りの半数以上—23市町村が入っていないのですか。

○谷口昌弘営農支援課班長 この事業につきましては、まず、事業主体が市町村の鳥獣被害対策協議会でありまして、この協議会を設立しまして、この協議会で鳥獣被害防止計画を策定していただいております。この事業につきましては、去年も国と一緒に、市町村に対して事業説明会を行っているところです。同協議会設置等の促進を図っているところであります。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員長から執行部に対し、答弁が質疑の趣旨に沿っていないとの注意があり、再答弁を指示した。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

谷口昌弘営農支援課班長。

○谷口昌弘営農支援課班長 これにつきましては説明会を行っておりますが、地域によっては被害の少ないところもありますので、そういうところが入っていないということもあります。

○上里直司委員 そういう解釈ですか—いやいや、そうではなくて、周知徹底

されていないし、法律では、市町村に対する援助は都道府県知事が行うものとしているわけなのです。ですから、すべてカバーしなくてはいけないはずで
す。実は私、座間味村長と話しましたら、ケラマジカが民家など集落に入っ
てきて大変だという話をしているのですよ。調べてみたら、座間味村はその協議
会に入っていないのです。設立していないのです。ですから、ぜひ設置をして、
こういう事業があるなら紹介するなり、あるいは今回の予算—5600万円ありま
すが、新たに協議会を設立した場合に、本年度でそういう対応はできるのかど
うか、お答えいただけますか。

○兼島規総務部長 この鳥獣被害対策協議会は12団体あるのですけれども、そ
れぞれ単独でつくってもいいですし、合同でつくってもいいわけです。例えば、
沖縄本島南部地区野生鳥獣被害者対策協議会というのがありまして、これは那
覇市、豊見城市以下6団体が入っています。そういった形で協議会を設置して、
その協議会と一緒にあって対策を行う仕組みをとっているものですから、委員
御指摘のように全市町村に呼びかけているはずなのです。そこをもう少し説明
をして一負担があるのかどうかも含めて、しっかり協議をしながら、この協議
会を結成していただくことがまず最初に肝心なので、それに向けてしっかりと
やっていくということでございます。

○上里直司委員 対応する課は違えども、各市町村から上がってくる農業に関
する要望には、鳥獣被害が入ってくるわけなのです。重複しているもの—例え
ば、マングース対策という違う課が対応していますし、それは外来種の侵入
を防ぐということもあるけれども、あれも畜産を含めた農林水産の対策ですか
ら、重なっている部分はあれども、こういう事業があるわけですから、まずは
協議会を設置してもらおう。あるいは広域の協議会に入ってもらおうということ
を促して、ぜひこういう事業を活用するようにやっていただけませんか。

○谷口昌弘営農支援課班長 この鳥獣被害につきましては、全国でもかなり被
害が問題になっているということも聞いておりますので、協議会の設立推進に
向けて頑張りたいと思います。

○上里直司委員 実際にそういった話をちょうど聞いたものですから、対応を
—ソフトもハードも使えるわけですから、ぜひPRしてくださるようお願いし
ます。

沖縄黒糖多用途緊急開拓支援事業についてお聞きします。皆さんからいただ

いた分析資料に、在庫がかさんだ理由として、産糖量は増加傾向だと—これは事実そうなのですが、黒糖需要の低迷については、これは違うと思います。黒糖需要の低迷というよりは—確かに要素の一つではあるのだけれども、しかし、それは何を売っているかというところで、やはり製造する工場だとか、あるいは分析が足りなかったとか、そういうことが積み重なった結果、こうなったわけではないですか。決して黒糖が売れていないわけではない。売れているのです。マーケットのニーズに対応しきれずにこうなってしまったのだから、黒糖需要の低迷は恐らく観光関係、商工関係も絡んできて—単にそういう話ではないと思います。ここはもう少し、問題の発端は何だったのかという分析を改めてし直すことが必要だと思いますけれども、どうでしょうか。

○安田秀實糖業農産課副参事 委員の御指摘はあろうかと思いますが。特に黒糖の流通関係につきましては、各製糖工場の在庫の問題があったとき、また本土業者との契約関係もありまして、全部把握するには若干足りないところがありましたので、それを含めて今回の事業でより詳しい調査も行いながら、本当にどこにミスマッチがあるのかということを含めて今回で整理して、次の新たな黒糖の需要開発、新しい商品形態について取り組んでいこうという内容でございます。

○上里直司委員 恐らく分析し尽くされているはずだと思います。去年6000トンあって、これは大変だと大挙して押しかけて、対策を練ってほしいとなって、ようやく政府の金も使って強引に減らしたわけです。ですから、もう少し具体的に事業としての芽出しぐらいしないといけないでしょうし、一番の課題としては、保存をどうするのかということだと思います。その保存の方法も、在庫を保管する場所という保存の方法もありますし、搾った汁は保存できるのかという研究も必要だと思います。とにかく、調査、検討ではなくて、この事業からひとつ芽を出すぐらいのことをやっていただけませんか。

○安田秀實糖業農産課副参事 これも委員の御指摘のとおりでありまして、特に黒糖については、品質の保持、水分のコントロールが難しいと。そして、どうしても一定のスペースの倉庫が要するということもありますので、それも含めて今後、検討していくわけですがけれども、特に新たな商品形態について取り組んでいこうということで、今、検討、調整しているところです。

○上里直司委員 調整はほとんど終わってるはずなのです。確かに事業の内容がそうだとすると、この予算を使ってある程度—具体的に事業が進展するとか、

在庫を抱えなくて済むとかの成果を出していただきたいのですよ。そうしないと、今度も特別調整費を使っているし、前年度の補正予算でも5億円以上使っているし、なぜここだけ予算を使うのかという話になってしまいますよ。そこはもっと事業として成果が見えるように、ぜひ皆さん頑張ってくださいますようお願いいたします。

最後に、沖縄振興自主戦略交付金の充当事業―漁村地域整備交付金は随分よい事業をされていると思います。これから一括交付金化など、割方自由に事業が実行できるようになったときに、各島々における―これは漁村が対象ですが、こういう町並みの整備、地域住民が定住するような予算、メニューをふやしていただきますよう要望して終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○**高嶺善伸委員** 1点だけお願いします。沖縄振興自主戦略交付金の予算措置について、総務部長にお聞きしたいと思います。これはひもつき補助金を段階的に排除して、自由度を拡大するための民主党政権の新しい目玉なのです。沖縄県は別枠で321億円予算措置できましたけれども、今回、予算措置するに当たって、従来の補助金、交付金と違って使い勝手がよかったですか、悪かったですか。

○**兼島規総務部長** 今年度の沖縄振興自主戦略交付金ですが、オールジャパンといいますか、全国的な制度設計の中では、依然としてハードの面でしか使えないということが1つあります。もう一つは、5つの事業の間でしたら自由に使えるということです。例えば漁村の整備、道路関係の整備はその5項目の中に入っていますけれども、その間には自由に使えるということだと思いますと、使い勝手が少しよくなったかと思います。国は去年の制度設計のときに、全国的には5000億円程度を県分のハードという形になっていますので、次年度は市町村が加わってくる予定です。そのあたりを含めて、どのくらいの需要が出てくるのか。相変わらず5項目なのか、そのほかの事業までできるのか。それからもう一つは、大きくソフトまで使えるようになるのかというあたりが少し見えませんが、端的に言いますと、従来の補助金よりは幅が広がったかなということでございます。

○**高嶺善伸委員** わかりました。補助率という関係で、従来の補助金、交付金

と比べて運用上どうでしょうか。

○兼島規総務部長 これは、変わりはありません。

○高嶺善伸委員 地方自治法及び同施行令―総務省令で予算書の形式が款・項・目と決まっていて、各国庫支出金の項目ごとに補助金が入りますよね。仮にハード、ソフトも含めて対象事業がふえてきたときに、従来の予算書の形式で予算が組めるような状態になりますか。

○平敷昭人財政課長 平成23年度から自主戦略交付金が入ってきたのですが、今後どれぐらい自由度が拡大されるかわかりませんが、現在、国庫支出金として受け入れることには違いないわけです。それを普通建設事業―ハード事業に充てたり、維持管理費に充てることができるかどうかという充当の問題になるかと思います。既存の予算書の中で、充て方が自由になるというイメージかと考えております。

○高嶺善伸委員 一括交付金化して、まず予算措置上、各省庁別の国庫支出金の欄があって、内訳が一括交付金ということになるので、一括交付金の中身としては従来の高率補助に基づく予算の総枠を確保して、それはまた歳入面で各事業を所管する省庁ごとの国庫支出金の項目立てをしないと、この地方自治法上の予算書が使えないわけですよね。沖縄県だけ一括交付金だからといっても、沖縄県だけの予算書ができるわけではないのだから、そういう意味では概算要求するに当たって、従来の高率補助で積み上げてきた事業が前提となった予算措置が一括交付金の背景にないと、予算措置できないと思います。皆さんは今、321億円でやってみただけでも、この後に対象がふえてくる、金額もふえてくる、そのときの予算措置を想定して、市町村と連携しながらやらないといけなわけだから、それらも今は段階的なスタートですので、今後自由度の高い一括交付金に移行しても、予算措置がスムーズにできると踏んで国と調整していますか。

○兼島規総務部長 ここのところは確かにおっしゃるように、今回の自主戦略交付金は民主党政権が当初打ち出して、自由度が高いとしてやったときに、確かにそういった懸念が一つあるのです。と申しますのは、一括計上といえども、各省庁の予算を集めて、内閣府に集めてきた形での一括計上ですから、やはり各省庁の縦割りのものが依然として残るのではないかという懸念はございま

す。ただもう一方、他府県と違っているのは、一括計上という形で沖縄関係予算という一くくりがあるわけです。我々もそこに期待をかけておりまして、そのくくりで予算措置できるのであれば、その範囲内で使えるのであれば、できるのかなと思います。例えば、似たような例として電源立地地域対策等交付金であるとか、そういったものがございます。そういったものに類するような沖縄振興一括交付金という形で理解すると、そういう使い勝手のある、沖縄だけの予算ということが可能なのかなと思います。

○高嶺善伸委員 自主戦略交付金で受けての歳出面で、事例として漁村地域整備交付金の一部を今度の自主戦略交付金でやりましたよね。これは今までの交付金でやる場合とこの自主戦略交付金でやる場合と、どちらがよかったですか。自主戦略交付金のあるおかげで、久部良漁港などの漁村地域の漁業生産基盤整備ができたのか。これがなくてもできたのか。効果としてはどうでしょうか。

○平敷昭人財政課長 基本的に今回の自主戦略交付金のつくり方は、従来の補助金、交付金—社会資本整備交付金とか、いろいろな交付金が各省庁にあるのですけれども、それも残しておきながら、また、交付金以外に補助金もあるのですが、こういうものを残しておきながら、一部を一括化—自主戦略交付金という名前で、予算の枠を変えずに一括化したということにして、基本的な整備対象は同じであるわけです。要するに、この施設をどの予算でやるかという予算枠の問題なのかなと。要は各省庁間で動かせる予算枠が一括交付金としてまとまっただけであって、もとの補助金もまだ残っていますので、それで整備しながら、さらに上乗せでほかの省庁の予算枠を使って、さらに整備を促進するというイメージなのかなと思います。

○高嶺善伸委員 そうしますと、自主戦略交付金のおかげで今回の久部良漁港などの生産基盤ができたのではなくて、従来の補助事業のメニューが交付金に変わったというだけの話ですね。

○平敷昭人財政課長 そのようなイメージで、省庁の枠を超えて、どこを優先的に促進させようかというボリュームにおける自由度が、今回の交付金の意味なのかなと思います。平成23年度から始まった自主戦略交付金は、特定の分野のボリュームに上乗せができるかどうかということであって、基本的には対象が広がったということではありません。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○**照屋守之委員** 6月補正予算—41億9700万円。2カ月足らずでよくこれだけの予算をつくってもらって、本当にありがたく思っています。いろいろ中身についての議論もありますけれども、やはり雇用の拡大もそうですが、雇用を維持していくという要素も非常に重要で、できれば100億円も200億円もつくってもらったほうがそれだけ仕事量がふえますので、よいと思います。

この前も確認しましたが、東日本大震災に係る国の補正との絡みはないということでしたよね。

○**平敷昭人財政課長** 今回の補正予算の中で国の補正に絡みがありますのは、東日本大震災の絡みで学生の支援関係がございます。私立学校や教育庁の就学者支援の部分は国の補正絡みになります。国から1300万円ほどの補助金がありまして、基金を新たにつくりまして、それを取り崩して私立であるとか、公立の幼稚園児、小・中学生を就学支援する事業は国の補正が絡んでいます。それ以外には基本のございませぬ。

○**照屋守之委員** 特別調整費の使い道は一先ほどの内訳では15億円でしたよね。この予算の総枠と今回使った後の残額。それと、どういう形で使っていくのか。その辺の説明をお願いします。

○**平敷昭人財政課長** 平成23年度の特別調整費の総枠は、国費ベースで65億円になっております。今回は国費ベースで15億円ほどございますが、残りの6億8000万円ほど、まだ配分が決まっていない分がございます。それは今後の国との調整の中で配分を決めていきます。

○**照屋守之委員** 6億円余りの配分もそうだけれども、やはりまだ使い勝手が悪いわけですね。例えば、さきに問題提起があったように、沖縄県経済が厳しいので、失業対策事業として草刈りで6億円ぐらい使うとか、そういうことには回せないのでしょうか。どうですか、内容は。

○**平敷昭人財政課長** 特別調整費は通常、予算化するに当たりまして、沖縄県の振興に資するような、また、他府県の先導的モデルになるような観点で採択されているようです。そういう意味では、草刈りなどの維持管理費的なものは、

通常、特別調整費の対象にはなっておりません。

○照屋守之委員　こういう小さいものから沖縄県にとって使い勝手のよいものにしていかないと、3000億円の一括交付金化などできるわけないでしょう。ですから、こういったものを沖縄県のためにどう使うかという知恵を出さないとだめですよ。理屈は後でしかくつつきませんよーそういう思いがあれば、後でくつつければよいわけ。全部沖縄振興に資するためのものですから。そういうことを踏まえて、後で整理してみてください。

次に、台風被害農家の利子の助成一債務負担行為についてお願いします。限度額が1億8300万円余りの債務負担行為で補正されておりますけれども、台風被害を受けたどのような農家が、どのような手続で、借り入れをするときにこのようなものが受けられるのか、説明をお願いします。

○祖慶良規農政経済課班長　今回の台風2号による被害農家については、収穫前に被害を受けた葉たばこ農家が303戸。また、野菜果樹等の農家は、農業改良普及センター等に相談があった農家がありまして、110戸。合計413戸の農家が、沖縄振興開発金融公庫が融資します農林災害セーフティーネット資金—これは、台風等の被害があった場合に市町村に罹災証明を発行してもらって、融資を受けられる資金でございまして、それを農家が借り入れたときに、県と市町村で2分の1ずつ利子を補助するという制度です。

○照屋守之委員　うるま市では畳表をつくっているイグサがあって、沖縄県ではそこしかありませんが、年間4万5000枚—金額にして1億3000万円ぐらいの生産なのですけれども、県営住宅や市町村住宅、公共住宅はすべてこの畳表を使ってもらっているのですよ、県産品ということで。そこが収穫前に一網打尽で、ことしは全滅でした。こういうところは先ほど言った413農家云々とかに入っていないわけですよ。そうしますと、こういった農家がこういうものを利用しようとしたときに、手続的にどうなのでしょう。

○祖慶良規農政経済課班長　6月補正予算では、速報値をもとにして対象農家を選定して、予算を計上しているところでございますけれども、このイグサ農家についても、台風被害ということであれば対象農家となります。

○照屋守之委員　それでは、それぞれの市町村を窓口にして手続ができるということですか。

○祖慶良規農政経済課班長　まず、市町村から台風2号による罹災証明をいただきまして、農家の方が沖縄振興開発金融公庫に融資の相談をして、その農家がお住まいの市町村において利子助成が受けられるとなれば、県としても利子を助成いたします。

○兼島規総務部長　少し補足で御説明いたします。今回の農林災害セーフティネット資金の利子ですけれども、我々は6月議会に向けて、まず台風被害農家を調べて一速報値の数の農家を手当てするのが先なものですから、それで手当てします。その後の調査で被害農家が出てきますと、これにつきましては9月補正なりで手当てするという二段構えでやってきていますので、その農家が後ほどの調査に基づいて出てきたのであれば、その方々についても可及的速やかに措置しようということでございます。

○照屋守之委員　先ほどからテーマになっております観光宣伝誘致強化費—18億7000万円についてですが、これだけのお金をかけて、どのくらいの効果があるのかという資料を持っているはずなのですよ。もう少しわかりやすく説明をお願いできませんか。

○神谷順治観光振興課長　我々は、平成23年度の入域観光客数を600万人と目標を立てました。また、観光客1人当たりの消費額を7万2000円と目標に掲げておりまして、これらを達成した場合に、平成16年度に算出した沖縄県における旅行観光の経済波及効果調査の数値をもとにして算出しますと、生産波及効果は約302億4000万円と推計されます。

この考え方は、仮にこの予算を使って達成されますと、約28万人の観光客の増加が見込まれますので、その分、観光収入が増加します。その増加額が約201億6000万円になります。その増加した観光収入に、先ほど話した生産波及効果の倍率が約1.5倍ですので、その倍率を掛け合わせると約302億4000万円になります。

○照屋守之委員　最初からその数値を出してくれたらよいのですよ。これだけ財政が厳しいときに、これだけのお金をかけて、どれだけの効果があるのかということしか県民は関心ないわけよ。ですから全面委託しようが、だれがしようが構わないのだけれども、県の幹部や職員はこういう数値を把握しておかないと。今後もそういう形で説明してくださいね。

次に、含みつ糖振興対策事業費ですが、4186万4000円組みますよね。先ほど

からいろいろ説明を聞いておりますけれども、このお金をかけてだれが、どういうことを具体的にやるのですか。

○安田秀實糖業農産課副参事 具体的には調査関係をいろいろ行うわけなのですけれども、委託料として4113万円余りで一般公募を行いまして、沖縄県産黒糖の総合的な需用創出、品質保持対策等に取り組みます。細かい中身につきましては、糖業農産課と黒砂糖工業会等の意向も踏まえて、総合的に沖縄県産黒糖について、今後どのような形で戦略的な方針をつくっていくかということを実施する予定です。

○照屋守之委員 黒砂糖精糖会という組織があるのですか。

○安田秀實糖業農産課副参事 黒砂糖工業会でございます。県内の黒砂糖の製糖工場等が、お互いの協同組合という形で行っています。

○照屋守之委員 それぞれの製糖工場はどういう役割を担っているのですか。その組織がありますよね。製糖工場があつての黒砂糖工業会でしょう。

○安田秀實糖業農産課副参事 県内に7つの黒砂糖工場がありますので一うち3つがJAですが、それぞれのさとうきびの生産見込みから、例えば平成23年度は何千トン黒砂糖が生産されるという見込みも含めて、全体の生産の調整、販売先の関係をお互いに調整して、県全体としての黒砂糖の消費拡大を図っていこうという任意組織です。

○照屋守之委員 黒糖は何十年もこういう仕組みでやってきていますよね。この前、消費者庁が正式に黒糖という表示をやって、非常によくなっていると我々は思ったのです。ところが、よく考えてみると、これをどうやって売っていくのかという仕組みづくり一先ほどの上里委員ではないけれども、売れないのではなくて売る仕組みを、どんどん時代が変わるごとに商品もパッケージも変えて、やっていかないといけませんよね。消費者庁が幾らそういう仕組みをつくってあげても、つくる側が旧態依然の考え方で、今みたいな形で製糖工場があり、任意組織があり、行政があつて、厳しければ行政にお願いしますという仕組みをつくったとして、うまくいきますか。一時的なものではないですか。長年やってきて、まだこのようなことをやっているわけでしょう。どうですか。

○安田秀實糖業農産課副参事 黒糖につきましては、確かに過去のいろいろないきさつもあるかと思えますけれども、各製糖工場の経営も年々厳しくなってきましたので、独自の販売ルートの開拓等はしております。その中で、今回は新しい形として—今までは黒糖のブロックという形になっていましたけれども、それを粉にした状態にして、例えばパンにまぜるとか、あるいはアルコールをつくるとか、いろいろなものを考えているところです。また一部については、今、委員の御指摘のとおり、実際に企業が率先して、試行しているものもありますので、そういうものも網羅した上で、全体的な消費拡大を一つの流れとして、戦略的なものをつくっていこうというものです。もちろん、黒糖の消費云々ということもありはしますが、いわゆる加工黒糖をつくっている業者もおりますので、そういうところとも連携しながら、全体として振興なり、あるいは新しい需用創出を図っていく取り組みの中身でございます。

○照屋守之委員 行政が積極的に支援をすることは非常によいことで、否定はしません。しかし、ずっと前から同じような経営をしていて—経営も厳しいという話ですが、厳しければ厳しいでいろいろ努力をするのだけれども、一部分をとって、この部分だけをサポートするという方法は余りよくないと思いますよ。工場全体、経営全体を考えて、行政が業界全体をどうサポートできるのかという大枠を考えていかないと、沖縄県の企業はなかなか強くないのではないですか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員長から、経営改善に向けての製糖工場の一元化が進んでいるのではないのかという指摘があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

安田秀實糖業農産課副参事。

○安田秀實糖業農産課副参事 今、一元化のお話がありましたけれども、一元化については、お互いが共同で販売していこうということで、現在検討しているところです。もう一つは、含みつ糖はいろいろな意味で、分みつ糖のように優遇されていないところがあります。実際に、分みつ糖の場合は粗糖ということで、本土の業者は一定の値段で買ってくれることが決まっておりますけれども、黒糖については、製糖工場がつくった黒糖をみずから足を運んで販売しな

いといけない実態にありますので、本土のユーザーとの関係がございます。黒糖についてはそういった側面がありますので、分みつ糖のような形の制度を国に要求しているところです。

○照屋守之委員 幾らつくっても、売る仕組みがなければどうしようもないですよね。こういう機会にそのような、いろいろな調査も含めてやるのだけでも、日本、世界を含めてきちっとこういうものをつくり上げて、安心して生産ができる、操業ができる、経営ができるものをぜひお願いします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第1号議案沖縄県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 それでは、資料の平成23年第5回沖縄県議会（定例会）議案（その2）をごらんください。

1ページをごらんください。

乙第1号議案沖縄県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、東日本大震災により被災した幼児、児童及び生徒の就学を支援することを目的として交付される交付金を基金に積み立て、県が行う事業の費用の財源に充てるため、必要な事項を定める必要があることから、条例を改正するものであります。

以上、乙第1号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

休憩いたします。

(休憩中に、當間委員長から総務部長に対して、議案をもう少し詳しく説明してほしい旨の要望があった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 具体的な改正内容としましては、東日本大震災により被災した生徒の就学を支援するという今回の改正の趣旨で、基金の名称が少し異なってくるのが1点です。もう一点は、基金の処分対象事業としまして、新たに被災生徒等を支援する5事業がございます。1つは、私立学校の授業料等軽減事業、もう一つは被災者生徒等の奨学金事業—これは被災幼児就園支援事業、被災児童生徒就学援助事業、被災児童生徒特別支援事業であり、要するに公立でいいますと、生徒、幼児、児童、特別支援のことに対する奨励事業。私立学校でいいますと、授業料の軽減事業があるということがございます。これを受けまして生徒等の就学上の負担を軽減して、学ぶ意欲のある生徒が被災による経済的理由で就学を断念することがないように支援するということとございます。

○**當間盛夫委員長** 質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 乙第2号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定申請手数料等の徴収根拠を定めるため、条例を改正するものであります。

なお、この条例改正のポイントは、熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設です。この熱回収機能を有する処理施設を設置しようという背景には、廃棄物処理等々で熱回収機能を有する処理施設を設置した形で、より効果的に、環境に優しく廃棄物等々を処理しようという観点で設置者が設置するわけですが、その設置者になりますと、廃棄物処理に当たっての保管基準が少し緩和されまして、例えば通常ですと14日分なのですが、21日分まで可能となるような、インセンティブを与えた形の措置がなされているものですから、もし設置するのであれば、それについては許可を受けなければなりません。そのときの手数料等を今回、新設するというございます。

以上、乙第2号議案の説明をいたしました。
御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 もう一度、何のための制度ですか。

○比嘉尚哉環境整備課班長 まず、熱回収とは何かと言いますと、焼却する際に出る熱で温水をつくるとか、あるいは発電するということです。そういうことをしている処理業者を県が認定することによって、その企業の社会的イメージが上がるわけです。そういうインセンティブを与えて、処理業者の熱回収を促していこうという制度であります。

○前田政明委員 県内では、対象事業所はどのくらいあるのですか。

○比嘉尚哉環境整備課班長 2業者ございます。

○前田政明委員 どういう業種ですか。

○比嘉尚哉環境整備課班長 廃棄物処理業者です。焼却施設の設置者で、その焼却熱で発電をするとか、温水をつくるための施設を有する業者が2業者ございます。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から、現在施設を有する業者は一般廃棄物処理業者かとの確認があり、それに対して執行部から、業者は産業廃棄物処理業者である、また、この制度自体は民間が設置する一般廃棄物処理施設、産業破棄物処理施設も含まれる、さらに、市町村が整備する施設では、那覇・南風原クリーンセンターに焼却熱で発電する施設があるが、なかなか民間での設置が進んでおらず、温暖化対策、環境配慮の点からこの制度がある旨の回答があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

休憩いたします。

(休憩中に、糸洲委員から、国が東日本大震災の瓦れき処理によって発電することを施策として行っているかとの質問があり、それに対して執行部から、そのようなことは把握していない旨の回答があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 5ページをごらんください。

乙第3号議案沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

保険業法等の一部を改正する法律の一部が改正されたことに伴い、特定保険業の認可申請手数料の徴収根拠を定めるため、条例を改正するものであります。

これでは少し足りませんので、補足で御説明いたします。

お手元の説明資料をごらんください。

これは実を言いますと、法改正が2つございまして、1つは資料の左側をごらんになっていただきますと、保険会社がございまして、これは営利を目的とする商行為となるわけですが、もう一方で、保険に近いもので共済というものがございます。お互いの組合員等々を含めて、構成員が持ち出してそれを運用する形で、例えば事件、事故があった場合に、それを保険という形で手当てするといった共済制度があるわけですが、それにつきましては法律の縛りがございませでした。その関係でいいますと、例えばオレンジ共済—皆さん記憶にあらうかと思えますけれども、友部さんでしたか。参議院議員がオレンジ共済をやって破綻して、消費者に多大な迷惑をかけたという事案がございました。そういったことを踏まえて、国では共済事業をやっている社団法人であれ、財団法人であれ、共済事業について基本的に保険業法に移管するという事を考えていまして、まず、保険業法の改正が平成17年にあったわけですが、そのときにそれぞれの共済は保険会社に入るのか、それとも少額の短期保険に入るのかという形で整理されてきたわけですね。ところが、整理された中でも、例えば少額短期保険業者という形でやる場合であっても、会計監査人を置かなければならないとか、そういった縛りがありまして、なかなか共済事業を営んでいる方々は、その保険業法に移管できないという事態が出てきましたので、その共済事業が存続できるような特例措置を平成22年に打ってございます。その中では、共済関係をやっている方々は、一定の要件に該当すれば、知事や教育委員会の認可を受けて、当分の間、従来行っていた事業が継続できるという形になります。沖縄県の例で言いますと、社団法人沖縄県医師会や社団法人沖縄県歯科医師会、市町村の共済事業といったたぐいの共済事業を

営んでいる方々なのですけれども、その方々につきましては、知事や教育委員会の認可を受ければ、当分の間、現在の事業は継続できますよと。ただし、公益法人の移管の問題もございまして、平成25年11月30日までに申請書を提出しないとイケないという義務づけがございます。そのあたりを、申請書を提出するのであれば、そういった認可を受ければ、従来どおりの共済事業ができるという仕組みができたものですから、それで県の認可等々が生じた関係で、手数料を新設したということでございます。

以上、乙第3号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 乙第4号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、沖縄県税条例の一部を改正するものであります。

改正内容を申し上げますと、軽油引取税の特例措置については、揮発油価格の異常な高騰が続いた場合には、国民生活に多大な影響を与えることから、本則の税率に戻す措置—いわゆるトリガー条項を適用することとしておりますが、東日本大震災が発生したことにより、その財源確保及び燃料需給の逼迫に対応するため、地方税法の一部が改正され、トリガー条項の適用を停止することとしたものであります。

これにつきましても、お手元に参考資料がございます。

とりわけ、トリガー条項についてよく御理解できないかと思えますけれども、下のほうに表があります。まずガソリン価格が縦の線で、右のほうに軽油引取税の引き下げ措置等々があるわけですけれども、トリガー条項が発令されるのは、ガソリン価格が3カ月間継続して1リッター当たり160円を超えることとなった場合であり、適用されるとガソリンの小売価格が約25円下がるわけですけれども、そういう形になりますと本則税率が適用されて、税率が17.1円下がるという形になります。逆にガソリン価格が3カ月間1リッター当たり130円未満になると、今度は暫定税率のほうに上がりまして、ガソリンの税率が上がっていくと。こういったトリガー条項は、ガソリン価格が高騰したことによって出てきたわけですけれども、これがそのまま維持されますと、今回の東日本大震災での被災地を中心にガソリンの需給逼迫が生じたものですから、そのあたりの逼迫が復興の妨げになるということと、もう一点は、復興財源の確保を勘案する必要があるということで税法の改正があって、それを受けて県税条例を改正するというところでございます。

以上、乙第4号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

金城勉委員。

○**金城勉委員** 「当分の間」税率という名称は何ですか。

○**西平寛俊税務課長** 「当分の間」税率と申しますのは一従来、暫定税率と呼んでおりました、本則で1リットル当たり15円と定まっているものを32.1円にしている税率がありますけれども、その暫定税率を廃止して、「当分の間」税率という名称になっているということです。

○**金城勉委員** この2つの名称に意味の違いはありますか。

○**西平寛俊税務課長** 意味の違いと申しますか、「当分の間」税率は、国では

環境税が導入されるまでと言われております。暫定税率につきましては、従来10年間延長するということでしたけれども、先ほど申し上げたように環境税ができるまでということで、「当分の間」ということです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第13号議案沖縄県人事委員会委員の選任について審査を行います。
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 乙第13号議案沖縄県人事委員会委員の選任について、御説明いたします。

この議案は、沖縄県人事委員会委員3人のうち1人が、平成23年7月15日で任期満了することに伴い、その後任を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

人事委員会委員は、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て選任するものであります。

御提案いたしました渡久地政實氏は、弁護士として法曹界で活躍する一方、沖縄県収用委員会委員及び会長の要職を歴任し、その実績及び手腕は高く評価されていることから、人事委員会委員として適任でありますので、議会の同意を得まして選任いたしたいと考えております。

以上、乙第13号議案の説明をいたしました。
御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第14号議案沖縄県収用委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 乙第14号議案沖縄県収用委員会委員の任命について、御説明いたします。

この議案は、沖縄県収用委員会委員7人のうち3人が、平成23年7月21日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

収用委員会委員は、土地収用法第52条第3項の規定により、法律、経済または行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正に判断できる者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

御提案いたしました島袋秀勝氏、大城保氏、武田昌則氏は、ともに今回、再任をお願いするものでございますが、3氏とも、これまで収用委員会委員としての職責を十分に果たしてこられましたので、議会の同意を得まして任命したいと考えております。

以上、乙第14号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 収用委員会委員の報酬を教えてくださいませんか。

○島田勉人事課長 収用委員会委員の報酬でございますが、月額で会長が21万4000円、委員が18万1000円となっております。

○新垣清涼委員 ある方はほかの委員もなさっているようですが、那覇調停協会調停委員の報酬はわかりますか。

○島田勉人事課長 それは存じ上げておりません。

○新垣清涼委員 沖縄県介護保険審査会委員の報酬はわかりますか。

○兼島規総務部長 それも存じておりません一手元に資料がないということ
で。

○新垣清涼委員 県のこういった委員の場合は、いろんな委員会があるわけ
ですけども、県として幾つもある方は幾つもあるのですが、特に制
限はないのでしょうか。

○兼島規総務部長 今回提案しました収用委員会は、県の行政委員会に該当し
ます。先ほど委員のおっしゃった沖縄県介護保険審査会は附属機関という位置
づけです。行政委員会同士の兼務はできません。例えば、収用委員会の委員が
公安委員会の委員を兼ねることはできません。ただ、収用委員会の委員が附属
機関である審議会の委員を兼ねることについては禁止されておられませんので、
兼ねることは可能でございます。

○新垣清涼委員 禁止はないけれども、行政委員会委員をなさっている方は、
附属機関の委員は2つまで、3つまでという内部での不文律はありますか。

○兼島規総務部長 それぞれの附属機関、行政委員会で専門性も含めて判断さ
れるかと思えます。例えば行政委員会委員の中には、そういった附属機関の委
員もやるのであれば、幾つもある委員の一つの専門性といいますか、例えば弁
護士ですとそういったものに対して造詣が深いとか、そういった形でそれぞれの
各機関が任命するものですから、県全体として2つとか3つとか、それ以上
はだめですという縛りはかけてございません。

○新垣清涼委員 県内の人材を広く活用するという意味で、できれば多くの人たちにそういう経験を生かしていただくためにも、その辺をもう少し検討していただきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第15号議案沖縄県公安委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 乙第15号議案沖縄県公安委員会委員の任命について、御説明いたします。

この議案は、沖縄県公安委員会委員3人のうち1人が、平成23年7月21日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

公安委員会委員は、警察法第39条第1項の規定により、県議会議員の被選挙権を有する者で—これは25歳以上ですが、任命前5年間に警察または検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

御提案いたしました翁長良盛氏は、今回、再任をお願いするものでございますが、同氏はこれまで公安委員会委員としての職責を十分果たしてこられましたので、議会の同意を得まして任命いたしたいと考えております。

以上、乙第15号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 公安委員会委員ですけれども、今回3期目ですよ。これは年齢制限とかはないのでしょうか。

○兼島規総務部長 この年齢に達したらだめだという年齢制限はございません。ただ、私どもとして1つの内規一目安といいますか、そういったものが1つございまして、できれば70歳以上については任命しないという1つの考え方を持っています。もう一つは、先ほど質疑にもあったように、広く人材を登用するという観点からいいますと、先ほど3期目というお話もございましたが、この公安委員会の場合は1期3年なのですけれども、3期までという1つの考え方がございます。また、10年未満というものも1つありまして、その関係でいいますと、例えば、人事委員会委員は任期が1期4年でございますので、人事委員会の場合は2期までという考え方はございます。

○山内末子委員 今、年齢制限のことはありましたけれども、70歳を一応はめどにしていると。翁長氏は70歳を超えていますよね。そういう中で、いろいろ任期の件も含めて、最適だということはおわかりはするけれども、公安委員会一今、沖縄県の公安関係は、本当にいろいろな意味で責任も大変大きいですし、また、いろいろな犯罪ですとか、それも多種多様になっています。そういう意味では、何かかわりばえしていないような、しょっちゅう交代交代で公安委員長一きょうちょっと新聞を見てみますと、また前の委員長が委員長になるということがありました。そういうことからすると、もう少し斬新的にかえていくことも必要かなと思います。今回提案されている方がどうこうということではないのですけれども、そういうことを含めて一先ほどと一緒にですが、より多くの人材がいらっしゃるかと思っておりますので、そういう観点からも、ぜひ考えていただきたいとお願いたします。

○兼島規総務部長 そういうことも含めて、また、業務自体もしっかりできることも含めて、検討していきたいと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情平成20年第83号外20件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** ただいま議題となりました総務部関係の陳情について、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明します。資料の2枚目及び3枚目の陳情一覧表をごらんください。

総務部関係の陳情は、継続20件、新規1件となっております。

継続審査のうち、8ページの陳情平成21年第88号沖縄県東京宿泊所若夏荘の閉館に関する陳情、14ページの陳情平成22年第12号沖縄県の私学助成に関する陳情につきましては、経過・処理方針等に変更がございますので、変更部分を御説明いたします。

なお、16ページの陳情平成22年第71号及び19ページの陳情平成22年第163号は、経過・処理方針等に変更がありますが、若夏荘関連の陳情であり、これから説明する陳情平成21年第88号と経過・処理方針等の変更内容が同じでありますので、説明を省略いたします。

また、17ページの陳情平成22年第141号、18ページの陳情平成22年第142号、20ページの陳情平成22年第204号についても変更がありますが、私学関係の陳情であり、これから説明する陳情平成22年第12号と経過・処理方針等の変更内容が同じでありますので、その説明についても省略いたします。

8ページをお開きください。

陳情平成21年第88号沖縄県東京宿泊所若夏荘の閉館に関する陳情について、説明します。

若夏荘の跡利用については、東京事務所の職員等の住宅を借り受けている状況を勘案し、検討した結果、1階を会議室に、2階及び3階を職員住宅に改修することとしております。

14ページをお開きください。

陳情平成22年第12号沖縄県の私学助成に関する陳情について、説明します。

私立学校の老朽化した校舎等の改築に係る支援については、新たな沖縄振興のための制度として現在、国に対し要望しているところであり、引き続き協議してまいります。

続きまして、新規陳情の処理概要を説明いたします。

21ページをお開きください。

日本労働組合総連合会沖縄県連合会会長仲村信正氏からの提出のあります、陳情第99号指定管理者制度の抜本見直し・運用改善に対する陳情について、陳情項目1から7まで、順を追って御説明いたします。

陳情項目1につきましては、指定管理者の募集は、民間事業者の参入機会を確保するため、原則公募としております。

また、長期間の指定を行うことは、競争を阻害し、ほかに参入を希望する事業者との公平性を欠くことが想定されることから、指定期間を5年以内としております。

評価については、毎年業務報告書の提出やモニタリングを実施しております。

陳情項目2につきましては、労働基準法の遵守、社会保険加入等については、総務省通知に基づいて、改めて周知を図ったところであります。

陳情項目3につきましては、指定管理者の選定に当たっては、公平性や透明性に配慮するとともに、事業計画を総合的に評価することにより、サービスの向上が図られるものと考えます。

また、労働条件等については、指定管理者みずからが労働関係法令に基づき、適切に対処すべきものと考えます。

陳情項目4につきましては、公の施設の指定管理者制度に関する運用方針では、人件費算定に当たり、類似の事業における平均賃金や法定福利費をしんしゃくして見積もることとしています。

陳情項目5につきましては、雇用、労働条件については、労働基準法等に基づき、指定管理者において適正に対応されるものと考えます。

陳情項目6につきましては、指定管理者から毎年度事業終了後に事業報告書を提出させるほか、モニタリングを実施しているところであります。

労働条件等の適切な配慮について、周知を図ったところであります。

陳情項目7につきましては、指定管理者制度の運用を検証するための第三者機関として、運用委員会を設置しております。

また、労働者の申告制度については、労働基準法に規定されております。

以上、総務部所管の陳情につきまして御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 継続の陳情平成22年第12号—私学助成ですけれども、この前委員会で県内私立学校を視察してきまして、あしたは沖縄科学技術大学院大学と沖縄アミークスインターナショナルの視察をしてきますけれども、師弟関係の生徒はいないと聞いておりますが、それは別にして。

私学を回ってみて、今の耐震化の中、それぞれ私学の経営状況もいろいろあるなど、それなりの学風とか、背景とかが違うなど本当に思いました。ただ、今の時点で社会的貢献をしてきている中で、沖縄の人材育成に貢献している立場からして、あの状況はそのまま放置すべきではないと思っています。この処理概要については、ぜひ全力を尽くしてしっかりとやっていかないと、社会的公平というか—いろいろ制限はあると思うのですけれども、現在の沖縄における私学の果たしている役割からすると、好ましいことではないと思いましたが、処理概要にありますけれども、改めて総務部長の決意を聞いておきましようか。

○兼島規総務部長 私学の団体等々含めていろいろな陳情がございまして、その中で、やはり老朽校舎の改築の問題は、正直に申し上げてなかなか国の壁が厚かったです—今でも厚いです。私学への助成は、そもそも創立者の資力に頼るところがあって—私学の建学の精神等々含めて、なかなか国が手を差し伸べない。紆余曲折を経て、運営費については保護者の問題等もあって助成していますけれども、老朽校舎の改築等については助成できないということが、ずっとこの間ありました。

そこで、私どもが考えたのが、沖縄県の公立学校と比較して—公立学校につきましても、高率補助に基づいて改築等々が進んでいる実態があります。一方で私学は、そういう制度がない関係でいいますと、その辺の耐震化構造も含めてなかなか出されないのは、やはり不公平ではないかと。沖縄の一つの学校として、しっかりと私学についてもコミットすべきだという考えで今、国に求め

ています。まだ依然として国の壁は厚うございますけれども、しっかりと頑張っていきたいと思っています。

○前田政明委員 陳情第99号に関連して、指定管理者制度については国から一定の検討というか、法的な役割という意味で通知が来ていると思いますけれども、指定管理者制度がやられている中で検証されて、やはり公的サービスといえますか、公的な役割としては余り経営的な方向に行き過ぎてはいけなないと。民間活用もするけれども、あくまでも公的な役割を重視しなさいという趣旨だったと思いますけれども、そのところは、皆さんはどのように受けとめておられますか。

○兼島規総務部長 指定管理者制度は流れが1つございまして、公の施設については地方自治法で規定されているわけですが、従来は直営でございました。県、市町村を含めて公共団体が設置する公の施設については、県民の利用の観点から直営になっていたのでございますけれども、これが2分の1出資する法人等も管理できる仕組みに変わって、そのときの管理委託という形で、財団法人等が管理委託でやっていたわけです。これが平成15年の指定管理者制度ということで、大きく転換しました。その目的は、1つは住民サービスに資するということ、もう一つは節減、節約ということの兼ね合いもあって、この2つをやるという目的で指定管理者制度が導入されました。今回の平成22年12月の総務省の通知は、この2つの目的はあるのですけれども、節減のほうに地方自治体が力点を置いてしまうため、いろいろな問題が惹起されることもあって、そこについては原点に立ち返って、節減だけではないですよということを踏まえての通知と受けとめておりまして、その通知を受けて一8項目にわたる通知なのですけれども、各指定管理者等を含め各部局に通知して、その趣旨について徹底を図ったところでございます。

○前田政明委員 その法的な形を含めて、私は民間委託の破綻だと思いますけれども、何かといえば構造改革で、1つは公の施設を指定管理すると。ところが、それを担う労働者の条件が、労働者派遣法とかその他の関係で不安定雇用、短期雇用というものが同時に重なってしまって、現状としては一時的に財政効果があったとしても、長い目を見た場合に、行政の継続だとか、労働者として人間として生きるために雇用が必要だと。雇用は人生の生きがいでもあるし、そういう面では、人として見られずに物として見られてしまって、それが悪い意味で相乗的に作用してしまい、貧困化その他の流れの中で、公の施設自体が

不安定雇用で、人の相談を受けるよりも自分の一ハローワークの方々も短期雇用が多いみたいなのです。そのところの構造改革—公的役割を、施設を民間に委託するのだけれども、民間は利益を上げないといけないと。結局は施設管理だから、とどのつまりは人件費だと。私も県庁舎等の警備関係で質疑したことがありますけれども、時給200円台があったりとか、入札した場合にそこが落札してしまうということがあって、30何カ所でしたか、やったことがあって—ただ、やはり本来、公的サービスとは直営式でしたよね、昔は。保育所を含めて公的サービスを無条件で提供すると、皆平等だと。私はこの指定管理者制度については破綻をしていると。それが長年の政権の構造改革の中で、労働者の権利が踏みにじられて、3年、5年、短期という場合に—公募して変わるのはよいのだけれども、その都度待遇が悪くなると。警備関係の皆さんに聞いてもそうですよね。県庁でもそうだし、県議会でもそうだけれども、入札したら会社がかわったと。職員はいるけれども制服は少し変わって、ということではなかなか継続雇用ができない。ですから、私は自由主義経済政策、構造改革、安ければよいという形の破綻として、総務省も採算性—安ければよいという問題ではないよと。もう少し原点に戻りなさいということを総務省が通知で出したということは、よほど本来の趣旨から外れているのではないかなと。そういう面ではもう一回立ち返って—私は、指定管理者制度を導入しないほうがよいと思いますけれども、改めてそういうことだけ指摘をして、指定管理者制度そのものが実質的に破綻していると、公的役割は果たしきれないと。そういう面では、県も公の施設管理については、公の責務が果たせるようにやってほしいということと終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○**照屋守之委員** 若夏荘の2階、3階を職員住宅に改修するということですが、具体的な予定、計画もありますか。

○**金良多恵子職員厚生課長** 平成23年度で実施設計を予定しております。平成24年度で改修工事を行い、平成25年4月から職員住宅として供用を開始する予定となっております。

○**照屋守之委員** 2階、3階を職員住宅にするということですが、幾つぐらいの部屋になりますか。

○金良多恵子職員厚生課長 1フロアに1DKを2戸、2LDKを2戸、3LDKを2戸の合計6戸。それを2階、3階合わせて合計12戸となっております。

○照屋守之委員 このときに改修費の予算がありますよね。改修費と一職員への住宅手当とか、そういう費用を負担しているのではないですか。その経費との関係について、少し説明をお願いしますか。

○金良多恵子職員厚生課長 現在、東京には県職員が38名在勤しております。18世帯がうるま荘に入居しております、20世帯が借り受け住宅に入居しております。この借り受け住宅の費用が毎年約3000万円かかっておりまして、多額の財政負担が生じております。平成20年度と同数の借り受け住宅を維持する場合と比較して、試算を行いました。そうすると、20年間で1億5200万円程度の節減効果があると見込んでおります。

○照屋守之委員 改修費用は、大体どのぐらい見ているのですか。

○金良多恵子職員厚生課長 2億円です。

○照屋守之委員 改修費は、国からの補助ももらえるのですか。

○兼島規総務部長 国からの補助はもらえません。

○照屋守之委員 特別調整費—沖縄振興に資することなのに、要求したらどうですか。頑張ってください。

私立学校の老朽化について。我々、委員会で視察してきまして、興南高等学校は何とかしないといけませんね。沖縄尚学高等学校と昭和薬科大学附属高校はまだよい感じがしますがけれども、興南高等学校は何とかしないといけませんよ。しかし、今、こういう形で要求している部分ができるかできないかははっきりしないですよ。それで提案しますがけれども、今、東日本大震災が起こって、災害時の避難所の問題とかありますよね。ぜひ、興南高校を避難所に指定して—あそこは上等ですよ。ただ、そのためにはグラウンドとかがやはり厳しいので、整備しないといけませんね。校舎も少し整備する必要があるかもしれません。ですから避難所に指定して、先にそういう整備をする方向では考えられませんか。そもそも避難所に指定されていないのか。その辺も答弁してくださいね。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、兼島総務部長から、質疑内容について確認があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 今回の御質疑で、避難所に指定されているかどうかについては、まだ今のところ把握しておりません。また、避難所に指定された場合、改修できるかどうかについては、そういう方法があるのかも含めて検討させていただきます。

○照屋守之委員 次に指定管理者制度についてですが、私もそろそろ改めたほうがよいと思います。これは、予算を節約するという機能と住民サービス、県民サービスの向上を図るという機能ですよね。県の職員にこれだけ有能な人たちがいて、じっくりそういう相談をしていけば、私は、そういうものはできると思いますよ。労働組合は労働組合でそのように対立しているから、そういうことができないわけです。私は、これだけ有能な人間が集まっているので、できないことはないと思います。今、完全に仕事を管理する側と職員側がうまくかみ合っていないわけです。本当に県民のためにどうすべきかといったことを真剣に考えていくと、よい制度がつくれますよ。指定管理者制度をやってみて、こういう実態、問題点とかいろいろありますよね。それも職員はみんなわかっているから、では、どうやって工夫して予算を抑えながら、県民サービスを高めていくかということを実際にやればできることなのです。ですから、これは真剣に考えたほうがよいと思いますよ。指定管理者制度はやはり非常に厳しいです。ずっと5年ごとにかわっていくとなると、管理を受けた側はある程度利益を残さないといけないから、それはやはり厳しくなるわけでしょう。管理させる側は、これは皆さん方の責任ですという形で預けるわけですがけれども、やはり、ここに至っては本当に職員でじっくり話し合いをして、自分たちで県民のために努力をして、よい行政、県民サービスをつくっていこうという仕組みができれば、指定管理者制度はなくしてもできると私は思います。それも含めて検討をお願いできませんか。

○兼島規総務部長 指定管理者制度まで移行したいろいろな背景、目的等があるかと思いますが。委員のおっしゃるように、確かに直営となってきますと、

もちろん労働者という立場の視点も加味しなければいけません。勤務時間が限られている。交代制にするのか—交代制にした場合の費用等々考慮して、民間の活力を利用したほうがよいのか、どうしても公務員でなければいけないのか。そういう点等々、それぞれの指定管理をする施設も含めて、もしやるのであれば、総合的に検討しなければいけない点もあろうかと思えます。ただ、ここは沖縄県独自ということも一つございませうけれども、やはり国の総務省サイドもいろいろな問題点が惹起されて、今回の通知では、指定管理者制度を維持しながらその辺の課題等について、どういった形でどう対応するかという内容になっていますけれども、今後、国サイドがこの地方自治法に規定された公の施設について、どういう形でやっていくのかも含めて検討していかなければいけないと思えます。

○照屋守之委員 ですから、国の動向も注視しないといけないかもしれないけれども、やはり沖縄は沖縄独自で考えて—この前の企業局の民間管理委託の件もそうだけれども、もっとじっくり話し合いをしないといけませんよ。労働組合は労働組合で、自分たちの都合がよいようにやろうとしますよね。執行する側は執行する側で、県民のためとかいろいろな理屈をつけるのだけれども、かみ合わない。かみ合わないから、国としてはそういう仕組みをつくって、全国に押しつけてきたわけでしょう。指定管理者制度をやってみたら、こういう課題が出てきましたよということですから、もっとしっかり一緒になって、県民のための行政、サービスをつくっていくことを一緒にやっていけば、よいものをつくることができると思うのです。もう、対立して要求している場合ではないですよ。ないけれども、相変わらず内部でこのようなことをやっているから、我々外から見ると、これは違うのではないのという話になるわけで。ぜひ、この機会に関係機関や団体を含めて、いろいろな意見を集約しながら沖縄独自のものをつくっていきましょうよ。よろしくお願ひします。

○當間盛夫委員 ほかに質疑はありませんか。
親里米吉委員。

○親里米吉委員 今の件と関連しますが、総務省から通知が出るということは、沖縄だけではなく全国的に多くの問題が起きたと。ということは、ここで立ちどまって、沖縄県としても総括する必要があるのではないかなと。指定管理者制度をやって、どういう問題が起きてきているのか、各職場でどういうことが起きてきているのか。やはり節減に走ると思うのですよ、だんだん。節減に走れば

走るほど、その職場の労働条件は悪化していくということになるし、そうなる
と、そこでいろいろな問題が惹起されることは当然予測できることなので、こ
れまで実施してみたの問題点でどういうものがあつたのか、総務部としても一
人事課が中心になるのかどうかわかりませんが、そういう職場実態等の調査を
して、さっきあつたように話し合いもして、半年ぐらいでもかけてこの間の状
況調査、実態把握をして、そして、将来のあるべき姿はどちらがよいのかとい
うことをやってみる必要が出てきたのではないかなと思います。与野党からそ
ういう話が出ているわけだから、少し検討が必要かと思いますので、私もこれ
は要望で終わっておきます。

○**當間盛夫委員** ほかに質疑はありませんか。

浦崎唯昭委員。

○**浦崎唯昭委員** 陳情第99号について。那覇・南風原クリーンセンターは指定
管理者でやられているのですけれども、非常によい結果を生んでいると。これ
は、那覇市長選挙でも公約の中でその話もし、導入させていただきました。そ
こで、なぜそういうことになっているかということ、前の公務の場合には午後3
時になると帰る準備に入り一閉める作業に入りまして、地域住民から非常に不
評を買っていたと。それを民間に委託したら、最後の捨てるところまで引き受
けて、においもないようにしたということで、指定管理者としての実績が上が
ったと私は聞いているのです。そういう意味で、今、お話があるように、よい
面もあるかもしれないし、また、悪い面もあるかもしれないのですけれども一
総括は必要だと思うのですけれども、そういうこともあることを知っておられ
ると思うのですが、どうですか。

○**兼島規総務部長** おっしゃるように、ある面では指定管理者になって、住民
のサービスが向上することは否めないかと思っております。節約という形では
なくて、住民の視点でもってこの制度を見ないと、あくまで県の側から一ひと
つ労働者の側から見ること大事かもしれませんが、そういうことも含めて、
もう一方では住民の視点、住民へのサービスがどうなったのかということも含
めて、しっかり見ないといけないかと思っております。そういった意味でいま
すと、先ほど少し労働者の問題もあるのですけれども、実際にこの指定管理と
いう中では、指定期間が5年ないし3年と決まっておりますと、どうし
ても雇用関係でそういったものが生ずる仕組みになっているのです。ここは指
定管理をしなくても、直営ということになると、県の職員がそういったものも

含めて全部一から10までやらないといけなくなりますけれども、そういった道を歩むのか。それとも、県職員はコーディネートしながら管理するのですけれども、一方では例えば警備や清掃業務、一定の切符を切る作業などについては、民間に委託するという形をとったとしても、やはり県全体として民間の労働条件をもう少し改善をしていかないと。視点を変えて、それでは県の直営になりましたと言った後で、そういった業務についてはやはり民間委託をせざるを得ないとなった場合に、どう改善されるかということも含めて、多角的、総合的に検討しないといけないかと思っています。

○浦崎唯昭委員 おっしゃるとおり総合的に検討して、向かないこともあろうかと思えますけれども、基本的に、私は官から民へということは避けられないと認識しております。

○當間盛夫委員 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○當間盛夫委員 再開いたします。

次に、乙第8号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 乙第8号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、御説明いたします。

16ページをごらんください。

この議案は、平成22年第6回沖縄県議会乙第9号議案をもって議決された工

事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものがあります。

南北大東地区海底光ケーブル敷設等工事の契約金額 9 億300万円を6505万4850円減額し、8 億3794万5150円と変更するものであります。

説明は以上でございます。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員長から、議案の詳細な説明を求める要望があり、その要望にこたえる旨、川上企画部長から回答があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 平成22年第6回沖縄県議会—去年の12月定例会において、これは議決されました。南北大東地区海底光ケーブル敷設等工事ということで、これを今回、減額するわけでございますけれども、これは地方自治法第96条第1項第5号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により定められたものでございます。これは予定価格5億円以上の工事または製造請負ということで、その規定以上のものについては、減額の場合も議会に上程する必要があります。また、今回の契約金額の変更理由でございますけれども、これは沖縄本島から南北大東島への光ケーブルの敷設でございます。450キロメートルという長大なケーブルを海底に引く事業でございます。この敷設作業中における悪天候時の待機費用を、実はこの経費の中に6日間見積もってございました。ところが、幸いにしてその待機費用を必要としない形で工事ができましたので、減額したということでございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 今度敷設した光ケーブルはどここの財産ですか。県の財産になるのですか。

○川上好久企画部長 県の財産になります。

○高嶺善伸委員 県の財産でこれだけ多額の予算をかけて、南北大東島と沖縄本島が結ばれたので、そこはもう陸続きと同じように、地方交付税の算定対象になるということになりますか。

○川上好久企画部長 にわかには少しお答えしにくいのですが、一委員のおっしゃる話は、その海域も地方交付税算定の対象になるかという趣旨でお聞きされているかと思うのですが、現状においては、まだそのような取り扱いはされておられません。

○高嶺善伸委員 これは他府県にはないことだから、沖縄県だからこそ要求できると思いますよ。というのは、県の財産を日々管理して、修繕の必要がある場合は修繕しないといけないし、老朽化したら取りかえないといけないし、行政需要は絶えず発生していると思うのですよ。したがって、その延長距離は県の財産なのだから、絶えず財政需要があるという観点から、新たな仕組みとして要望していくという努力が必要ではないですか。

○川上好久企画部長 確かにこれだけ長大なケーブル—それはライフラインでもあるという意味合いも持っていますので、そのことからどのような財政需要が発生するのか、そここのところは研究してまいりたいと思います。場合によっては特別交付税だとか、いろいろな方法もあろうかと思いますが、研究をさせていただきたいと思います。

○高嶺善伸委員 ぜひやってください。というのは、この前、財政基盤強化対策県議会議長協議会で、海域面積を交付税として措置できるような新たな制度を全会一致で決議して、国に要請しました。皆さんが要求するこれからの一括交付金の理論武装の中に、これだけの広大な海域にある光ファイバーなども財産として行政需要があるのだと。日々管理するためにも、従来の予算の枠組みにない新たな行政需要があるのだということにもつながると思います。ですから、単に地方交付税だけではなくて、新たな交付金の制度創設も念頭にはあるのです。その辺からもこれから一離島を結んでいる、これまでに敷設した光フ

アイバーもありますよね。そういうのも想定して、宮古島まで県の財産でしょう。宮古島から石垣島まではN T T西日本の財産ですか—ですから、それらを総合して、受益者は同じ県民ですので、橋やトンネルはないが常時、情報が通って、もう陸続きと同じだという意味で新しい時代の情報通信インフラは、県民の財産として何らかの維持管理措置が必要だということで、ぜひこれは取り組んで、必ず実現してもらいたい。必ずこれだけの投資効果は、広大な海域というものを、海洋資源という立場からもやっとな僕は陸地に引き寄せたと思っています。この機会に訴えていくことがタイミングとしてよいのではないかと思いますので、企画部長は大きな使命感を持って取り組むべきだと私は思いますので、もう一度決意を聞いてから終わります。

○川上好久企画部長 確かに本県は他県と非常に地理的に、あるいは自然的に決定的に違う要素を持っていますので、違うところからくる財政事情というものをしっかり捕捉して、そのことをまた主張していきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。
次に、乙第9号議案土地の取得について審査を行います。
ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。
川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 乙第9号議案土地の取得について、御説明いたします。

17ページをごらんください。

この議案は、現在、糸満市西崎地区にある沖縄県水産海洋研究センターの老朽化等に伴い、効率的な試験研究の実施が困難な状況となっております。

同センターについて、糸満市喜屋武地区に土地を取得し、移転整備を図るものであります。

取得面積は2万187平方メートル、契約金額は1億6225万5700円を予定しております。

説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、川上企画部長から、平成25年4月に供用開始予定であり、建築工事は今年度末―来年1月ごろから着工する予定であるとの補足説明があった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、企画部関係の請願第2号及び陳情平成20年第60号外32件の審査を行います。

まず、陳情平成20年第150号を除く請願及び陳情33件について、企画部長の説明を求めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

なお、陳情平成20年第150号につきましては、知事公室と共管になっておりますので、知事公室関係の陳情審査のときに一括して説明を求め、審査を行いますので、御協力をお願いいたします。

川上好久企画部長。

○**川上好久企画部長** 企画部に関する請願及び陳情案件につきまして、お手元

の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、請願の目次1ページに請願の一覧表がございます。また、陳情の目次1ページから4ページにかけて、陳情の一覧表がございます。企画部関係では、新規の請願が1件、継続の陳情が31件、新規の陳情が2件となっております。

それでは、新規の請願について、御説明いたします。

1ページをお開きください。

請願第2号行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の付与を求める請願について、御説明いたします。

行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権を行政書士に付与することについては、現在、行政不服審査法の改革など行政救済制度のあり方を検討するため、国により設置された行政救済制度検討チームにおいて検討されております。

同チームにおいて、行政書士は、官公署に提出する許認可等の申請書類の作成・提出等を行っており、これらに係る不服申立ても含め一貫して取り扱うことにより、国民の利便性の一層の向上が図られるのではないかとの観点から、行政書士の業務の実績、専門能力の確保の状況、既存資格者の代理権の範囲等を考慮しつつ検討されており、県としてはその動向を注視してまいります。

続きまして、陳情の説明に入らせていただきます。

継続審査のうち、31ページの陳情第26号平成23年度高速道路の原則無料化社会実験計画に関する陳情につきましては、経過・処理方針等に変更がございますので、変更部分を御説明いたします。

31ページをお開きください。

本県の人流及び物流に関し、営業用車両が重要な役割を担っていることについては十分認識しておりますが、自家用貨物車両においても物流の一翼を担っていることなどを考慮した場合、沖縄自動車道において営業用車両のみを無料化することについて、理解を得るのは難しいものと考えております。

次に、新規の陳情について、御説明いたします。

32ページをお開きください。

陳情第73号平成23年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情につきましては、複数の事項がございますので、本ページから34ページに分けて御説明いたします。

それでは、離島航路に係る交通部門について、御説明いたします。

陳情事項4番の航路運賃の低減化についてですが、離島住民の交通費の軽減については、新たな沖縄振興計画の離島振興策の柱に位置づけ、航空運賃及び

船賃の低減化を図るため、現在、国に対して新たな制度としての離島住民移動交付金（仮称）の創設を要望しており、その実現を強く求めていきたいと考えております。

次に、7番の先島航路の再開についてですが、先島航路の再開については、身体的理由で飛行機に搭乗できない者が貨物船を利用できる仕組みが整ったこと、先島—沖縄本島間の移動のほとんどが空路を利用していたこと、採算性や事業主体等の問題があり、その実現が困難な状況にあることから、航空運賃の低減化に向けた制度の動向を踏まえながら、慎重に検討する必要があると考えております。

次に、10番の多良間航路についてですが、多良間航路は、住民生活に必要なものであり、その確保、維持は重要な課題であると認識しております。

欠損額の補てんについては、国から提示される補助金内定額を踏まえ、国、県、市町村及び航路事業者で構成する沖縄県離島航路確保維持改善協議会において協議することとしております。

次に、11番の先島航路及び台湾航路の再開についてですが、先島航路の再開については、身体的理由で飛行機に搭乗できない者が貨物船を利用できる仕組みが整ったこと、先島—沖縄本島間の移動のほとんどが空路を利用していたこと、採算性や事業主体等の問題があり、その実現が困難な状況にあることから、航空運賃の低減化に向けた制度の動向を踏まえながら、慎重に検討する必要があると考えております。

また、台湾航路については、採算性や事業主体等の問題があり、現状では再開が困難な状況にありますが、海外の海運事業者が就航に向けた検討を行っているとの情報もあることから、その経過を注意深く見守っていきたいと考えております。

次に、13番の航路運賃の低減化についてですが、処理方針は4番と同じであります。

続きまして、33ページをお開きください。

離島航路以外の交通部門について御説明いたします。

3番の地域公共交通の維持確保についてですが、沖縄県内の地域住民の生活交通の確保、維持を図るため、地域の特性、実情に最適な移動手段が提供されるよう、国、県、市町村及びバス事業者等で構成する沖縄県生活交通確保維持協議会の場で協議し、欠損額が生じているバス路線の運行費等に対して補助を行っております。

今後とも、市町村、国等と連携して地域公共交通の確保、維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、6番の航空運賃の低減化についてですが、着陸料、航空機燃料税及び航行援助施設使用料については、現在、県管理空港の着陸料の軽減措置による割引運賃制度が実施されておりますが、さらなる運賃の低減化に向け、航空機燃料税等の軽減を求めているところであります。

さらに、離島航空路線については、新たな沖縄振興計画の離島振興策の柱に位置づけ、航空運賃の低減化を図るため、現在、国に対して新たな制度として離島住民移動交付金（仮称）の創設を要望しており、その実現を強く求めていますと考えております。

次に、8番のバスターミナルの整備についてですが、宮古島市におけるバス路線の再編に向けた取り組みを踏まえ、バスターミナル整備の必要性及び支援のあり方について、検討していきたいと考えております。

次に、9番の多良間一石垣間路線の再開についてですが、多良間一石垣間路線は、昭和49年7月26日から平成4年11月15日までの間は日本トランスオーシャン航空株式会社が運航し、その後、平成4年11月16日からは琉球エアークミュニティー株式会社が運航しておりましたが、利用者が減少したことなどにより平成18年4月から運休となっております。

多良間一石垣間路線再開については、今後の航空需要見込みや、航空会社の意向等を踏まえて検討する必要があると考えております。

次に、14番の航空運賃及び航路運賃の低減化についてですが、処理方針は32ページの4番と同じであります。

続きまして、34ページをお開きください。

交通部門以外について御説明いたします。

1番の沖縄離島振興交付金（仮称）の創設による財政支援についてですが、沖縄県は、現行の市町村の事業費及び国直轄経費を含めた内閣府沖縄担当部局予算の全額に加え、沖縄21世紀ビジョン基本計画に盛り込まれた施策の展開に必要な財源を対象とした、沖縄振興一括交付金の創設を国へ求めているところであります。

御要望につきましては、今後の国との調整状況を勘案しつつ、検討してまいりたいと考えております。

次に、2番の石油製品等の価格の安定化についてですが、県においては、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づく揮発油税等の軽減措置—1リッター当たり7円を前提として、県内で販売される揮発油に石油価格調整税（法定外普通税）—1リッター当たり1.5円を課税し、その税収を実質的な財源として、石油製品輸送等補助事業において、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品の当該輸送経費に対し、補助を行っております。

当該軽減措置については、適用期限が平成24年5月14日までとされていることから、引き続き離島地域における石油製品の価格の安定と円滑な供給を図ることができるよう、県においては、国に対し、同軽減措置の適用期限の延長を求めているところであります。

次に、5番のブロードバンド環境の高度化についてですが、久米島町においては離島地区ブロードバンド環境整備促進事業により、電話回線を使った高速インターネットサービス（ADSL方式）が提供されています。

同サービスを公設による光ファイバーを使った超高速インターネットサービス（FTTH）へ高度化するための整備については、国庫補助事業の補助率が低いことや維持管理費の支援制度がないこと等、地元自治体の財政負担が大きいことが課題となっております。

県としては、ブロードバンド環境の高度化に向けて、地方公共団体への財政支援について、引き続き全国知事会等を通して国に要請してまいります。

次に、12番の離島フェアについてですが、離島フェアは、離島地域の産業振興や活性化を図る上で重要な事業であるため、負担金の拠出を初め、今後とも同フェアの開催を支援してまいります。

続きまして、35ページをお開きください。

陳情第83号沖縄本島中南部都市圏の公共交通体系整備における都市モノレールの重性と延伸実現に関する陳情について、御説明いたします。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入ルート及びそのシステムについては、沖縄県総合交通体系基本計画を策定する際の議論及び国の調査結果を踏まえながら、検討したいと考えております。

また、その導入に当たっては、交通の実態や渋滞緩和などの導入効果等について多面的な観点から分析・評価を行い、住民参加型の手法であるPIを取り入れながら総合的に検討していきたいと考えております。

なお、公共交通基幹軸との有機的連携が望まれるバス交通についても、持続的な公共交通サービスが提供できるよう、利用環境の改善に取り組みたいと考えております。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより各請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願及び陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 17ページ、陳情平成22年第6号の地上デジタル放送—地デジの問題ですけれども、今、この地域は解決されているのですか。

○川上好久企画部長 これは南城市等東南部地域、NHK共聴施設によるテレビ視聴地域における運営負担の解消と、地上デジタル放送が視聴できないという話でございます。現状は、NHK共聴施設による視聴地区—5地区、約600世帯ございますけれども、これはすべて地上デジタル放送用に改修済みでございます。住民負担分は、市が補助するという形になっております。

○前田政明委員 その関連で、今の地デジの移行状況はどのようになっていますか。見通しは。

○瀬川義朗情報政策課長 今、委員のおっしゃる話は全体的なお話でよろしいでしょうか—今、我々は国ともいろいろ情報交換をしているところです。正式な普及率が昨年12月以降出ておりません。実施されていないということがあります。今現在、約56万世帯のうちの10%—5万6000世帯が未導入ということになっておりまして、総務省のデジサポ沖縄が県全体の聞き取りをしております。聞き取りの中では、今後、独自で導入を試みるという意見であるとか、まだ早いという意見などいろいろあります。それで、我々のほうでは、どうしても支援が必要でないかという世帯数を今、1万2000世帯ほどと考えております。それを対象にして、国と県でそれぞれ従来から支援する事業がありますが、それを強化、拡充している部分もあります。例えば国でいいますと、窓口を全県的に広げまして、実際に窓口に来ていただいた方々に地デジ対応のチューナーをそこで手渡すといった、これまでになかった取り組みがなされております。県においても支援事業を実施しておりますが、実は、市町村民税非課税世帯が県の支援事業の対象になっておりますが、それがなかなか把握できないところがございました。それで、いろいろな調整の過程において、把握できる市町村が出てまいりまして、その世帯に直接通知を行って、把握をしていただいて、事業を利用していただくように働きかけをしているところです。

○前田政明委員 電波受信の困難な地域一例えば、宜野湾市の普天間飛行場の関係とか、国頭村とかありましたね。その辺の問題については、具体的に見通しとしてはどうなのですか。

○瀬川義朗情報政策課長 米軍機による受信障害の状況については、防衛局が調査をしております。それによりますと、沖縄市と宜野湾市の一部に受信障害の可能性があるという結果が出ております。沖縄市についてはアンテナによる調整であるとか、宜野湾市においては一新聞報道でもありましたが、ケーブルテレビへの加入ということで、対策が講じられるということです。防衛局によりますと、そのほかに調査を継続している箇所もあるということです。

国頭村の場合は、3地区に5施設のアンテナ受信点を米軍施設内に移転をせざるを得ないということで、対策を講じなければならない地区があります。そのうち、4施設については完了しておりますが、あと1地区の対策を今、NHKでやっているということですが、これが7月24日までに間に合わないということもあるようです。ただ、その場合は難視対策の衛星放送で、一応は受信ができる環境が整うという状況です。

○前田政明委員 間に合わなければ延期すべきだという意思表示をしたらどうかと、私は質疑したこともあるのだけれども、ライフラインであるテレビの地デジへの移行は、県としてしっかりと責任を持ってやれるという判断ですか。そここのところをお願いします。

○川上好久企画部長 現状は今、課長のほうから説明があったとおりです。昨年12月に最終の調査が行われて、実態として今、県が承知しているのは、約1万二、三千世帯がまだ導入されていないということです。これに対してはチューナーをその同数準備をして、その方々に配付できるようにしております。また、仮にそれが間に合わない場合は、難視対策衛星放送、データ放送のセーフティネット等々で、支障が生じないように最大限の対策を講じてまいりたいと考えております。

○前田政明委員 皆さんのめどとしては、いつまでにいわゆる地デジ難民—大事な情報を受信できない世帯をなくして、当然のこととして地デジが受信できるまで、7月24日までにできないとすれば、県としてはいつまでにしっかりと責任を持って対応できると考えているのですか。

○川上好久企画部長 現在、地デジ関係の補助事業をやっているわけですが、これは7月24日までに購入したものが対象になるわけですが、これを延長することについて、今、国と調整をしております。精一杯7月24日に向けて、最大限受信できない環境の方が残らないように努力いたしますけれども、もし、そうなった場合でもその事業を延長して、しっかり対応してまいりたいと考えております。

○前田政明委員 今のままでは、地デジもアナログ放送も受信できない世帯が実質的には出てくるわけでしょう。さっきの1万2000世帯がまだいろいろと不十分だという形で、きょうが7月7日ですから一あと17日ですか。その中でこれは大変なことでしょう。地震などの災害情報やその他の情報が入らなくなるわけだし、衛生放送でもこれは東京発信であって、ローカルのニュースは入らないわけだから。そういう面で、これは前から自治体によってどうなのかと。大変なものだと。ですから、間に合わなければ延期すべきだとか、沖縄県として何らかの責任ある対応をすべきでないかと私は聞いてきましたけれども、ここに至って、1万世帯もチューナーを含めて対応できない。それで、衛星放送を受信するためには、今のアナログのままでできるのか教えてください。

○川上好久企画部長 地デジの購入が間に合わないところについては、チューナーの配付をする準備をして—これは今、我々が想定をしている1万二、三千世帯に見合うだけの数を準備しております。また、国の実施する難視聴対策の衛星放送の場合でも、ニュースや天気予報の地域情報については、データ放送で入手可能ということになっております。最低限そのような形の対策をとりながら、また、県が現にやっている事業を延長するような形で、このところはしっかり対応していきたいと考えております。

○前田政明委員 データ放送とは、どういうことですか。

○瀬川義朗情報政策課長 簡単に言えば、文字放送というように御理解いただければと思います。

○前田政明委員 ですから、リアルに台風が接近していると、今こうなっているという形のローカルのニュースがほとんど入らない。東京の情報しか入らないと。そういうことは最悪の場合であって、お年寄りを含めて多分、年配の方はなかなか生活が苦しいとか、いろいろな事情があるのでしょうか。けれども、

国の責任で電波が受信できないと。仮にそういう形でやるとしても、何とかなるだろうというものではない。実際台風が来た場合のライフラインとして、本当にそれぞれの命にかかわる問題として重要なのです。今の情報社会の中、地デジ放送ではしっかりと地域の情報がどんどん入ってくるという状況の中で、それとは全く違って、衛星放送では東京のニュースだけ入って、地域情報は字幕だけ。それで済むのか一済まないでしょうと言っているわけで。では、今言っている文字で表示する世帯は、どのぐらいを想定しているのですか。

○瀬川義朗情報政策課長 難視対策衛星放送で受信が可能な世帯であると我々が把握しているのは、全体で943世帯です。先ほどデータ放送のときに申し上げました一台風のお話がありましたが、ローカルの情報についても気象については、地域のデータが受信できるということです。これはテレビ上の操作があるのですが、ニュース全体を受信できるということではありませんが、気象の情報については、地域のデータが受信できるということです。

○前田政明委員 本当にそうなのか。責任持って言えますか。

○瀬川義朗情報政策課長 難視対策の衛星放送の受信について、説明させていただきます。その衛星で受信できる状況としては、基本的には東京発信で、全国共通の情報が受信できるということになります。ただし、データ放送については一文字になりますが、地域の情報も受信できるということです。

○前田政明委員 基本的には、さっきの943世帯がそういうことになる。やはり不利益を受けるわけですね。

○瀬川義朗情報政策課長 そういう差が出てまいります。

○前田政明委員 1万世帯を超えてそういう状況があるとしたら、これは本当に大変なことだと思いますよ、7月24日以降にいきなり受信できなくなると。今の状況で残っている方は、多分お年寄りなど生活に苦しいとか、社会的弱者、離島などの方だと思いますよ。そうなる唯一の楽しみとか、またいろいろな情報源がなくなってしまう。地デジはたくさんの情報が入ったり、テレビでやりとりができるとか、すばらしい面があるのだけれども、その反面、それができない人も出てくる。私たちが心配しているのは、台風が来た場合など本当にどうなるのかなと。台風時の沖縄での状況が映像として見られなくなり、

ただ文字だけで風速何メートルだとか、何地域を通過したとか流れるだけでしょう。そここのところで大変な混乱が生まれるのではないかということで、日本共産党としても地デジの問題は大変大事な問題として提起していて、そういう場合にこのようなことを起こしてはならないと。7月24日に間に合わなければ、当然に延期するといった判断もしないと—1万を超える世帯が、ある日突然テレビがぷつぷつ切れて、その日に台風が来たというようなことになれば、想定外ではなくて、だれが責任を持ちますか。

○川上好久企画部長 そのような御懸念も非常にそのとおりだと思いますけれども、県としましては、まだ地デジに移行していない世帯の把握をしながら、個別にそれぞれの地域で、低所得者世帯にはチューナーの給付だとか、あるいはまた高齢者世帯には、市町村役場に臨時相談コーナーとか、あるいは地デジのボランティアによる声かけだとか、さまざまな手段を講じて、極力そのような事態が起こらない形で努力をしてまいりたいと思います。

○前田政明委員 これは本当にテレビが見られるとか、見られないとかではなくて、情報源として大変大事なところで、これから台風の季節でもあるし、そういう面ではぜひ沖縄県としても最大限頑張って、7月24日に突然テレビが全く見られない世帯を出さないように、最大の努力をしていただきたいと要望して終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 32ページ、新規の陳情第73号で多良間航路に関する事項が出ているのですが、これは生活航路だから、欠損額の補てんについては全額補助という基本原則があると思いますが、この陳情処理方針を見てみますと、「補助金内定額を踏まえ、国、県、市町村及び航路事業者で構成する沖縄県離島航路確保維持改善協議会において協議する」とありますが、具体的に説明してもらえませんか。

○川上好久企画部長 この航路補てんについては、実は補助制度が変わることになっております。従来は標準収益、標準欠損額を算出しまして、この標準欠損額に対する国庫補助が60%、残りを市町村と県で3分の1、3分の2という形で補てんする仕組みになっているのですけれども、今回からはその欠損額の

50%が国庫補助、残りを県と市町村と事業者という形で措置することになります。そうしますと、実質的には国庫補助が減ってしまう可能性があり、また事業者が実質市町村であったりすると、市町村の負担がふえるというような懸念も出てくることになります。

○糸洲朝則委員 これは、要するに計算の仕方が変わった云々ということと、もう一つは年次決算を出して、そこで欠損額を国、県、市町村、事業者で割り振りをすると。これは年度ごとにする仕組みになっていますか。

○川上好久企画部長 前年の10月1日から翌年の9月30日までという1年間の期間で、収支を見るということになります。

○糸洲朝則委員 以前は、欠損額については今の枠組みで全額補助になっていたと思うのですが、制度が変わって、国の補助が少なくなることもあり得るという説明ですよね。この陳情は、そこら辺の部分を含めて全額補助にしてくださいという趣旨だと思うのです。ですから、今の仕組みの中で、この陳情の趣旨に沿った解決策がないのかどうか。

○川上好久企画部長 これは新しい制度でございまして、それをどのような形で運営をしていくのか、少し工夫をしていく必要があるかと思います。沖縄県は多くの小規模離島を抱えていまして、今回の代表質問等でもございましたけれども、船舶の建造コストを落とすとか、これからさまざまな方策を講じながら、コストを落としていく工夫は必要だと思います。一応、国庫補助制度は国庫補助制度なので、その枠内での運用しかできないので、いろいろな手当てを考えていく必要があるかと思います。

○糸洲朝則委員 これは具体的に宮古一多良間間という航路における陳情ですが、これだけ多くの離島を抱えていますから、宮古一多良間間と同じ条件下にある離島は、ほかにどこがあるのですか。

○下地明和交通政策課長 宮古一多良間間と同じような距離にありますのは、粟国島や伊是名島、伊平屋島。また、伊江島や波照間島といった多くの離島を抱えております。

○糸洲朝則委員 そういう該当する離島からの同様な陳情とか要請はないので

すか。

○川上好久企画部長 実には離島航路確保維持改善協議会、これは毎年開催しているのですが、この中では、やはり国の負担割合が少なくなることで結果的に一例えば船舶を実質村で運営しているところは、事業者の負担が出る話もあるので、負担がふえるのではないかと懸念であるとか、それから欠損額を縮小させるような方策はないのか、それ以外にいろいろな手当をつけるなどといった要望が出ております。そここのところは県としても少し検討していきたいと思っております。

○糸洲朝則委員 宮古—多良間間だけの問題ではないですから、陳情の趣旨に沿った対応をやっていただきたいと思っております。

次のページの9番の多良間—石垣間の航空路線なのですが、これについては、例えば地元からの提案として、宮古—石垣間の琉球エアコミューター株式会社—RACの1往復便がありますよね。それが多良間を通り過ぎるのではなくて、一度多良間に降りれば済むことではないかという素朴な声が随分あるのですよ。30分や1時間でもおりにくければ十分用はなすのだけれども、という思いでいつも見上げているようですが、実際どうでしょうか。

○川上好久企画部長 まさにその思いは十分理解できるわけでごさいます、そういう形ができればと思うのですが、やはり民間事業者がやる話ですので、やはり採算性の問題だとか、若干事業者とも相談しないと進められないのかなという感じがいたします。今、多良間—石垣間の路線が廃止されたわけですが、いろいろな方法がないのか。そこはやはり模索していく必要があると思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 32ページの陳情第73号についてお伺いしますが、沖縄県離島振興協議会がこのような陳情を出してくるのは、県がなかなか離島の実情を理解しないからではないですか。ですから私は、この沖縄県離島振興協議会—離振協の要望には真摯に耳を傾けて、最大限の努力をする必要があると思うのです。これは大体、毎年同じような陳情が出るものですから、時間がないので1つだけに絞ります—32ページの11番です。宮古、八重山への旅客船を廃

止して3年になりました。この件に関しては全国都道府県議会議長会でも緊急決議をして、国土交通省に要請もしました。問題は地元の沖縄県ですよと言われました。私は陳情者の要望に県はどうこたえているのかと、処理方針を見ましたら、例えば、先島―沖縄本島間の移動のほとんどは空路を利用していたということで、陳情者が旅客船を再開してほしいと言っているのに、船に乗る人はいないという基本的な認識からまずおかしいのではないですか。そこからまず聞かせてください。

○川上好久企画部長 確かに沖縄は離島県―特に沖縄本島から宮古だけでも300キロメートルという非常に広大な海域に点在していて、そこは飛行機であり、船であり。そこは鉄道や高速道路のような交通基盤でなければいけないという基本的な認識は持っているわけです。ただ、そこをつなぐ事業者が民間であるという点において、民間経営上で可能なところを模索しなければならない。また、地域としてそれを支援するにしても、そのことがある程度民間事業者が維持できるところまでできるかどうかと。その辺のところは、やはり整理していく必要がある課題だと思います。これは代表質問でもございましたけれども、1%の利用という状況の中でどのような形でつくっていただけるのか。ここは非常に抜本的な対策に踏み出さないとできない部分があるのかなという感じはいたします。

○高嶺善伸委員 離振協から、旅客船を早期に再開するよという陳情が出ているのだから、皆さんは旅客船が必要だという認識に立っているかどうかを今、聞いているわけですよ。空路を利用していたということで、旅客船の利用者がいないと皆さんは言っているのですよ。陳情者の気持ちを全く理解していないのではないですか。例えば、今、企画部長がおっしゃった1%という数字は幾らですか。

○川上好久企画部長 2万人ぐらいだと理解しております。

○高嶺善伸委員 ですから、2万人の人たちが利用していた旅客船には、小学校の修学旅行、家族で旅行したいという人たち、お金がないけれども時間があるので、船でゆっくり移動したいという人たちが2万人いるのですよ。それを移動のほとんどが空路を利用していたという認識だと、皆さんは再開する必要性は全くないと考えていることと同じ意味なのです。離振協の切実な陳情に対して、皆さんがそういう認識に立っているから解決できないのではないです

か。2万人の需要者について、ほとんど空路を利用していたという理由で切り捨てるのは、私は全くの離島軽視だと思うのですよ。

○川上好久企画部長 全く県はそのようには考えておりませんで、むしろ沖縄県は多くの離島で成り立っていて、離島なしでは沖縄県というものは意味をなさないという理解で、我々は行政をしているつもりです。その中で、この交通体系、離島に住んでいる方々の足をどう確保していくかということは、今回の次期振興計画の中でもいろいろ検討しております。離島住民移動交付金という制度を考えているわけですが、例えば、これをもし適用したときに、現行の船賃と比較すると、それはどのような形になるのかという問題も実は出てきております。そういう意味では、離島住民の足の確保を多角的な方法で検討しています。もう一つは、県が直接経営するという話にはなかなかすぐには踏み込めない話なのですけれども、同じ航路事業者にいろいろ呼びかけをしております。例えば、有村産業株式会社が持っていたクルーズフェリー飛龍21を購入したマルエーフェリー株式会社とか、そういうところに今呼びかけて、就航の検討をお願いするか、いろいろな手段を講じながら一生懸命対応させていただいているということでございます。

○高嶺善伸委員 全国都道府県議会議長会における国土交通省からの具体的な説明の中に、長崎県などは公設民営という形で、30億円近い旅客船をつかって民間に運営させることによって、離島が孤立しないように支援を行っているところもあるので、いろいろな交付金の仕組みを最大限に活用して、旅客船の復活などについてはいろいろな手がありますよというお話がありました。ですから今後、皆さんの今の離島の移動権の確保の中で、総合的な交通体系を制度として、今度国にお願いしようとしている姿勢を私は評価します。ぜひ空路も海路も含めた取り組みを引き続きお願いしたいと思います。

その後段の台湾航路ですが、処理方針に「海外の海運事業者が就航に向けた検討を行っているとの情報もあることからその経過を注意深く見守っていきたいと考えております」とありますが、それについて私は先日、宮古と石垣に台湾の事業者が来て、近々に就航したいという説明があったという報道を見ました。また、例えば、黒糖は沖縄から買うよりは、神戸から入れたほうが安くつくと言われました。それは沖縄本島と台湾を結ぶアクセスが十分でない部分が一いろいろな遠回り経路で移動している場合もあるなという気がしますので、私は、もともと沖縄県の交通政策としてこれまであったような沖縄本島一宮古、石垣一台湾という航路をぜひ復活してもらいたいという要望をずっと

やってきたつもりです。離振協も同じように台湾航路を早期に再開することという要望をしています。ですから、皆さんは注意深く見守っていきたいという消極的な考え方ではなくて、県ができなければ、そういう意欲のある海運事業者がいるとしたら積極的に支援していくとか、情報を収集して、実現に向けて取り組みますという言い方になってもよいのではないですか。このあたりの実現性に向けて、補足説明をお願いします。

○川上好久企画部長 この話は、我々も6月25日の琉球新報の記事で見たばかりで、まだ十分な情報はとっていないわけでございますけれども、まさに委員が言われるように情報の収集をして、また、県として機会を見て、そのようなものを促進できるような形で努めていきたいと思えます。

○高嶺善伸委員 これは1500トンぐらいの船で、20名分ぐらいの客席も持っているらしいのです。台湾、石垣、宮古一場合によっては沖縄本島、与那国も結んで利便性に貢献したいということで、台湾の国会議員、行政の担当者がわざわざ来て、就航に向けての意欲を伝えていたということなのです。もし、このような外国船籍の船がこのような航路を実現するとしたら、交通政策課として課題は何なのか。県としてはこれに対して支援できるのかどうか。その辺についてお聞かせください。

○川上好久企画部長 手を挙げている事業者の情報をしっかり把握しながら、県としてどのような形で環境整備ができるのか。そこをしっかりと検討していきたいと思えます。

○高嶺善伸委員 例えば、台湾の基隆から出て、石垣で最初に入港とする。引き続き内航状態になって、石垣から宮古、那覇という航路もあわせて、延長線で就航できますか。

○下地明和交通政策課長 今のルールではカボタージュ規制がありまして、内航はできないということになります。ですから、もしいろいろ調査をした上で就航が現実味を帯びてきた場合には、国土交通省なりにその路線だけを認めてくれるような一ある意味では、カボタージュ規制を緩和してくれるような要請をしなければいけないのではないかと考えております。

○高嶺善伸委員 ですから、注意深く見守っていくのではなくて、ぜひそうい

う交通政策の一環として、県が台湾との貿易や交流が盛んになるような可能性が出てくるのであれば、今後情報を収集して、的確な支援をしてもらいたいと要望して終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

上里直司委員。

○**上里直司委員** 30ページ、陳情第12号ですね。これは経過・処理方針等が変わっているのではないですか。7月1日の副知事がアクション・プラン—出先機関廃止を進めていく会合で読み上げたことは、今、掲載されている文章から一歩進んでいるのではないですか。その説明をしていただけますか。

○**川上好久企画部長** 大枠としては、国の出先機関の事務権限については、アクション・プランに基づいて議論されている最中であるわけですがけれども、確かに委員が言われる—7月1日には県としてそういう考えを述べたと。それをより克明に説明するという意味では、少し整理をしていく必要があるかと思えます。

○**上里直司委員** ここでは、全国知事会を通して政府に要望しているというところで終わっているわけなのですよ。アクション・プランの会合でははっきりと伝えている部分があるわけなのですよね。そこはやはり書くべきですし、説明していただきたいと思うのです。問題なのは、アクション・プランの意見表明の中で、国が地方に移管・移譲しない部分—公正取引委員会等の機関については、当然、県としてもここは求めないということですがけれども、その他の皆さんの後の書きぶりが気になるのですよ。国に対して求める際の、残りの部分の見解を聞かせていただけますか。

○**川上好久企画部長** 確かに沖縄総合事務局に関連しては、財務局、公正取引委員会のほかに、沖縄県の特殊事情に基づいて設置・分設すべき一部の事務を除くという言い方をしております。それは、これからもう少し整理が必要かと思うのですがけれども、例えば不発弾だとか、基地跡地の問題の整備をしながら、場合によっては—これからの予算の配分の仕方によっては、県で実施する可能性もあるわけですがけれども、しかし、それは責務として残っているという形で、この報告書は終わっているということでございます。

○上里直司委員 これは沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会でも議論できる話なので、別の質疑をしようと思うのですけれども、知事が表明している内容を聞くと、今、企画部長が説明したその部分ですね一国の責務に基づいて云々かんぬんというところは、どうも見解が食い違っていると思います。知事は割と明確に、権限も事務も移管してくれ、全部自前でできるのだという話をしているわけなのです。その部分が私から言わせると、官僚の皆さんが、ほら、沖縄県は本当は残してほしいのではありませんかととらえられる文言になっているわけなのです。そういう意味では、国の責務とは、皆さんでも一括交付金については、不発弾等についても責務とは金だと。実行するのは我々なのだと言い切っているわけなのだから、駐留軍の跡地利用の問題や、鉄軌道についても我々ができるのだと。責務とはお金の問題だというぐらい言い切るべきだと思うのですけれども、その辺の見解を聞かせてください。

○川上好久企画部長 まさに今の不発弾処理とかは、実質的に県がやっておりますので、金をきちっと措置をするという責務のとり方もあると。そういう整理もこれからやっていくべきだろうと思いますけれども、一方でまた、基地跡地という見えない世界もあるのですけれども、そこもどのような形で事業を実施したいと考えていくか。例えば、必ずしも国でなくても、国が委任する財団だとかがあるという中で、整理していくべき話だろうと考えております。

○上里直司委員 その部分をはっきり言い切らないと。そうではありますけれども云々かんぬんと話をつなげると、やっぱり必要なのしょうという話になるわけなのです。知事はその辺は明確に、できるものは全部移管してくれという立場なのです。企画部長もそこに合わせた説明も含めて、今後国との対応が出てくるでしょうから、よろしく願いいたします。

続けまして32、33ページの陳情第73号の中で、航空路線の再開について述べられております。多良間一石垣間路線及び石垣一波照間路線の就航は、琉球エアコミューター株式会社が就航していたものですが、基本的なことを聞かせていただきたいのですが、琉球エアコミューター株式会社と日本トランスオーシャン航空株式会社—J T Aは、何か役割はあるのですか。それぞれ民間事業者であれども県は株主ですから、それについてどういう施策を実施すべきだということを各事業者に伝えているのかどうか、教えていただけますか。

○川上好久企画部長 ここの部分は県がJ T AとR A Cをすみ分けしてくれということではなくて、企業体としての一つの経営戦略としての整理だと理解し

ています。結果的には、RACは小規模離島を中心にして運行して、JTAは石垣—那覇路線や県外路線というすみ分けをしながら、運営をされていると理解しています。

○上里直司委員 我々が民間事業者の話に口を挟むのは、県が株主であって出資している状態なので、そこは関与できるだろうということを期待しながら、それぞれの議員は質疑をされていると思うのですよ。きょうも特に質疑が出ているのは、小規模離島と言われる場所における航空路の確保、再開なのです。これは私の個人的な思いなのですが、琉球エアコミューター株式会社は空のタクシーぐらいの気持ちでやらないといけないのではないかと。先ほども糸洲委員がおっしゃっていましたが、宮古島から出た飛行機が多良間島において、お客さんを乗せて石垣島に行く。石垣島からもその逆ですよ。そういう形で一もし、そこで乗る人がいらっしやらなければ、そのまま行ってもよいのですが、そういう小回りがきく航空路線の運営をぜひ目指していただきたい。そういうことをしていけば、栗国の路線も含めて、波照間の路線も再開に向けて、そういうコンセプトを持てばできると思うのですよ。そこは県がそのように経営体に投げないと。そこをぜひ一度検証を、そのようなビジネスができるのかどうか、投げさせていただくという考えはないですか。

○川上好久企画部長 そこはまさに委員が御提言のとおり、いろいろな仕組みで離島の足の確保を工夫していく必要があるかと思えますし、またそういう航空会社と協議をしながら、そのような利便性の確保に努めていきたいと思えます。

○上里直司委員 そういう期待もあるものですから、ぜひそれを受けとめていただきたいと思っております。

続けて、34ページの陳情第73号の離島フェアについてお尋ねをいたします。今後とも同フェアの開催を支援してまいりますということですが、私はこれを本会議でも、委員会でも取り上げていますが、どうも入場者数も含めて頭打ちのような気がするのです。確かに離島関連の特産品に関する開発などの予算も、結構皆さんの離島関係資料にも出ているのはわかっている、それで魅力ある商品なども生まれてきているので、そこは前進はしているものの、どうもこの頭打ち感がぬぐえないのですよ。去年は沖縄セルラースタジアム那覇の隣の屋内施設で開催されましたけれども、少し趣は変わっていたものの、皆さんとして離島フェアの実績をごらんになって、改善が必要な部分をどう考えているのか、

あるいはこの支援を継続する上で、どういうことを今後加味していかなければならないのか、どうお考えでしょうか。

○川上好久企画部長 入場者が11万人から13万人とかなりの数が入っていると思うのですがけれども、確かにここ数年横ばい状態であります。そのようなこともあって、できるだけ観光客を入れ込むことができる方法も考えたほうがよいのではないかということで、去年は場所を沖縄セルラーパーク那覇に設定して、昼間は観光地に行って、夕方はフェアに来られるようなものを少しねらったわけですがけれども、少し周知不足だったのかなということが去年の一つの反省としてございます。場所はそのようなねらいで非常によかったかなと思うのですがけれども、もう少し外部に周知活動をしながら一特に離島を発信するチャンスにもなるので、観光客をどんどん呼び込むような仕掛けを考えていきたいと思っております。

○上里直司委員 ちなみに去年の入場者数はどれぐらいだったのですか。総売上額は。

○川上好久企画部長 去年は入場者数が11万3400人です。売上金額は5172万円となっております。

○上里直司委員 私はことしの離島関係資料を手にしていなかったものですから、それを持っていなくて一ふえていると思ったのですよ。皆さんは沖縄セルラーパーク那覇でやることによって、入場者数がふえるのではないかということでやっていますけれども、その前の年は12万8000人、その前の年は13万4000人ということで、総売上額も5600万円、5600万円というところで、この3年ぐらはずっとこれぐらいの金額が続いているのです。趣向を新たにして展開していたにもかかわらず、こういう実績が出るということは、やはり分析がもう少し必要であって、今年度の実施のあり方がどうだったのかも含めて、もう少しやり方を検討する余地があるのではないかと思いますので一やめろと言っているわけではないのです。私は個人的にも非常に楽しみにしているフェアだし、130万人の県民の中で13万人ぐらい集まるイベントは、物すごくインパクトが大きいのですよ。10人に1人が入場するイベントは余りないと思うのですよ。ただ、何となくマンネリ化が起こっているような気がするので、皆さん自身、離振協、観光団体の皆さんも含めて、今後どうしていくべきなのかということのを改めて検討し直す機会が持てないでしょうか。

○川上好久企画部長 まさにそのようなものをどんどん検討して、離島フェアがより外に向かって発信できるような状況をつくっていきたいと思っております。

○上里直司委員 最後に25ページの陳情平成22年第130号に関して、これも経過・処理方針等が一付け加える事実がなかったのかどうか、皆さんの考えはわからないけれども、国は昨年度実施した調査結果は公表したわけですよ。そこも含めて今度どうするのかということを一県として新しい制度要望に鉄軌道導入は載せているわけなので、今後どうするのかという施策の展開を書き込むべきだと思うのですね。書き込まなくても、部長含め今後どのように進めていくのか。その辺はどうでしょうか。

○川上好久企画部長 鉄軌道については、本県の一特に沖縄本島中南部都市圏の交通渋滞の緩和、また、南北を結ぶ基幹的な交通軸をつくる上から非常に重要なものと考えておまして、国のほうでも2カ年間の予定でやっております。今回はたまたま1年目のものの結果が公表されたわけですがけれども、これを踏まえて次年度の事業採算性だとか、さらなるルートについて検証するという話になっております。また一方で県では、沖縄県総合交通体系基本計画をつくって議論をしています。その議論を踏まえて、次期振興計画への位置づけ方というものをしっかり考えていきたいと思えます。しかし、これまでの議論の中では、膨大な建設費、運営費が予測されます。そのような中で、特別な制度をつくってもらわないと、それはなかなか立ち行かないだろうという観点から、制度要望もあわせてやっておりますので、国のほうとも調整をしながら、両方しっかり位置づけられるように努めていきたいと考えております。

○上里直司委員 沖縄県総合交通体系基本計画の見直しの作業ということが今のお話なのですけれども、実際に与那原町議会、与那原町長、市民の皆さん方がLRTという分野で、どのように新しい交通体系を導入するかという議論をされているわけなのです。そこは見直し作業の最中であるのですけれども、かわってもらって、県もそういうものに向き合うという姿勢が必要でしょうし、国は、担当部局が直轄で4000万円ぐらい合計で出しているのだけれども、それぐらい予算があるのだったら、100万でも200万でも、地域で新しい交通体系を導入する皆さん方に予算を出して、その地域間の交通をどうするのかと考えるというような補助金の使い方だってありはするのですよ。ですから、前にも私は要望しておりますけれども、もう少し新しい動きというか一交通体系のあり

方に、県も力を注いでいただきたいと要望して終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情平成20年第150号を除く請願及び陳情33件に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

平成23年第2回議会乙第23号議案沖縄県暴力団排除条例について審査を行います。

なお、本議案は、平成23年2月定例会に提案されましたが、慎重に審査及び調査する必要があるとの理由で閉会中継続審査となった議案であります。

ただいまの議案について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

なお、本議案については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

古波蔵正刑事部長。

○**古波蔵正刑事部長** ただいま議題となりました平成23年第2回議会乙第23号議案につきまして、前定例会以降の新しい事実について、お手元の資料に基づきまして御説明いたします。

それでは、お配りしております「全国における暴力団排除条例の制定状況について」に基づきまして、御説明いたします。

全国におきましては、46都道府県で暴力団排除に関する条例が制定され、そのうち、35道府県で施行されております。

施行されていない残りの11都県にあっては、8月1日施行予定が8県、9月1日施行予定が2県、最後になります10月1日施行予定が1都となっております。

以上で、平成23年第2回議会乙第23号議案の説明を終わります。
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 刑事部長の説明は終わりました。

これより、平成23年第2回議会乙第23号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

上里直司委員。

○**上里直司委員** 私、前回の条例議案の審査のときにも、とりわけこの条例が持っている目的がかなり特徴的であるにもかかわらず、文言が少し不十分ではないかという質疑をさせていただきました。それで、私は後ほど条例に対する修正案を提案しようと考えていますけれども、今、考えている部分で、第5条に関しては、「公共工事その他の県の事務または事業が、暴力団員による不当な行為を助長することとならないよう必要な措置を講ずるものとする」ということで、もう少しここは他府県の条例に表現されているように、具体的に「暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない」などというか、ここは入札をさせないというところが全国のモデル条例及び現に施行している条例にあるのですけれども、これを入れることによって、どのような効果というか一実施に当たってどういうことが期待されるのか。御見解を聞かせていただけますか。

○**古波蔵正刑事部長** 2つの効果が期待できると考えております。1つ目は、条例上、暴力団等は公共工事等の入札に参加できないことが明示されることによりまして、暴力団等が入札への参加を事前に断念し、あるいは断念に至らなくてもその動きを牽制できるという効果であります。2つ目ではありますが、ここで言う必要な措置とは、県の事務や事業から暴力団を排除するために、県の要領や要項を制定・改正して、暴力団を排除する条項を整備することではありますが、その対象を明示することによって、必要な措置の内容がより明確となり、本条例を根拠として、暴力団排除の条項の整備が容易になるという効果であります。

○**上里直司委員** けさの新聞を見ても、沖縄都市モノレール首里駅の南口で待機しているタクシー乗務員に対して、いわゆるみかじめ料というか一私もよく

通っているところですけども、そのようなことが起こっているのかという、本当に身近な場所でそういう暴力団がはびこる、介入するという事例を目の当たりにしまして、皆さんとしても、この条例の施行に当たって、市民生活において暴力団を排除する機運もぜひ高める必要があると思うのですけれども、改めてこの条例を施行した後に、皆さんとしてどういうことを実施していきたいのかということ、決意だけでも聞かせていただけますか。

○古波蔵正刑事部長 この条例の制定の趣旨が、社会全体が一丸となって暴力団排除運動をやっているという趣旨でございます。したがって、この条例ができた暁には、県民に広く暴力団排除の機運が盛り上がるということもありますし、また、取り締まる側にとりましては、いわゆる200メートル規制に係る罰則規定がありますので、それによって取り締まる側として、最大の武器が得られるという効果があると考えております。

○當間盛夫委員長 質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 九州で、皆さんと同じ200メートル規定がある暴力団排除条例の県は、何県ありますか。

○古波蔵正刑事部長 九州で200メートル規定を設けていない県は、佐賀県、長崎県、鹿児島県であります。その他の県では、それぞれ200メートル規制の区域を設けております。

○前田政明委員 私が言いたいのは、佐賀県、長崎県、鹿児島県、そういう面で200メートル規定はないのですね。それで特徴としては、しっかりと理念規定が入っているのです。皆さんのものは理念規定がないのですよ。まずはどうしてなのかなということを知りたいと思います。

○古波蔵正刑事部長 御指摘のとおり、確かに本県では基本理念を規定しておりません。この理念規定といいますのは、いわゆる暴力団を恐れず、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しないという、いわゆる「3ない」運動をもとにして、各県とも理念規定をつくってございます。当県に置かなかつた理由といたしましては、この条例全体を見た場合、例えば県民等の責務、それから県の事務事業における措置、事業者による利益の供与の禁止等一つ一つを見ます

と、いわゆる「3ない」運動の理念が各条項に個別具体化しているという理由で、この基本理念を置いておりません。

○前田政明委員 理念規定を規定していない県は何県ですか。

○古波蔵正刑事部長 手元に資料がございません。調べておりません。

○前田政明委員 今の件は大事なところなのです。私は手元に持っておりますけれども、これは本条例を審査する上で大事なところですよ。ほとんどの県は—200メートル規定のある県でも、理念規定が入っています。理念規定がないのは何県かということは、大事なところなのです。数えてみると、そうあるものではない。そこに、この条例の特徴は何なのかということがあるのです。大阪府にしろ、どこにしろ、200メートル規定を置いているところでも理念規定はあるのですよ。なぜ理念規定がないのか。ここは条例制定に当たって、暴力団排除条例がどういう趣旨、どういう意図で提案されているのかという極めて大事な問題だと思えますよ。ちゃんと答えてください。見ればわかるでしょう。

委員長、わかりませんという答弁では済まないのです。そういう面では、お互いが条例を審査していく、判断していく上でも大変大事な、客観的な事実関係なのです。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から、現在調べている最中であるとの説明があり、調べた結果と理念規定を盛り込まなかった理由については後ほど答弁することになった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

前田政明委員。

○前田政明委員 後で詳しく数字が出るとしても、私はびっくりしました。これは念のために、インターネットで取り寄せて見ました。その中で非常に参考になったのは、宮城県は住民運動で暴力団を排除しているのです。宮城県議会の議事録を見ましたら、仙台市青葉区の勇気ある粘り強い運動で完全撤去に至りましたと。加えて、「東北地方初となる暴力団排除条例を制定していただい

た結果、本年4月1日の施行に向け、現在最終的な詰め作業に入っているところであります。県警といたしましては、今後、より一層地域住民や自治体との連携を強化し、暴力団排除対策を強力に推進していくことにしております。」とありました。

宮城県は200メートル規定はありますか。

○古波蔵正刑事部長 宮城県は200メートル規定はございません。

○前田政明委員 次に行きますが、前定例会の質疑の中で、暴力団を取り締まる法律はないという答弁をやっています。要するに、社会悪を取り締まるのは当然ではないかという質疑をしたら、「我が国には、暴力団という団体そのものを規制する法律が存在しないということで、暴力団事務所の存在が直ちに違法とは言えない状況であります。こうした状況を踏まえまして」ということでした。これは極めて不正確な答弁ではないかと思えますけれども、これはどうですか。

○古波蔵正刑事部長 暴力団を取り締まる法律がないというわけではなくて、暴力団の結成を取り締まる法律がないということであります。

○前田政明委員 これは一前定例会における審査記録の反訳ですけれども、「我が国には、暴力団という団体そのものを規制する法律が存在しないということで、暴力団事務所の存在が直ちに違法とは言えない状況であります。こうした状況を踏まえまして、本条例では」と。これは結局、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律―暴対法は全く役に立たないのですか。暴対法は何のためにつくられたのですか。答えられなければ、そのときの答弁は撤回してほしいのですよ。

○古波蔵正刑事部長 暴対法は、いわゆる指定暴力団を取り締まる法律としてできているわけでございます。

○平良明一刑事部組織犯罪統括官 部長が説明した趣旨は、暴力団という団体を直接、暴力団を結成したからすぐ検挙とか、あるいは暴力団員、組織構成員になっているからすぐ逮捕できる、直接捕まえることはできないという意味での発言でございます。

○前田政明委員 暴対法で、指定暴力団は何を対象に、どういう経過で暴対法はつくられたのですか。その経過と暴対法の趣旨、それが今の沖縄において暴力団事件との関係を含めてどういう効果があるのか。そこを説明してください。

○古波蔵正刑事部長 暴対法の目的でございますが、暴力団員の行う暴力的要求行為について必要な規制を行い、及び暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずるとともに、暴力団の活動による被害を予防等するため民間等公益的団体等の活動を促進する措置等を講ずることにより、市民生活の安全と平穏の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護することを目的として制定されたものでございます。

○前田政明委員 この暴対法の対象となる団体はどのような団体ですか。どういう内容ですか。

○古波蔵正刑事部長 指定暴力団でございます。

○前田政明委員 沖縄では指定暴力団は何件ありますか。

○古波蔵正刑事部長 2団体でございます。

○前田政明委員 具体的に言ってください。

○古波蔵正刑事部長 沖縄旭琉会と四代目旭琉会の2団体でございます。

○前田政明委員 その暴対法との関係で、皆さんとしてはその暴対法が沖縄において指定暴力団もある。そういう面では取り締まる対象もあると。そういう中では、どのように暴対法が制定されて—これは全国的な暴力団に対する運動の流れの中で出てきたと思いますけれども、その暴対法がどのように有効的に活用されているか。事例含めてありましたら、説明してください。

○古波蔵正刑事部長 暴対法にあります、いわゆる不当要求行為に対する中止命令が大変有効でございます、去年1年間で、23件に対して中止命令を発しております。

○前田政明委員 再発防止命令とか、そういうものはないのですか。

○古波蔵正刑事部長 再発防止命令につきましては、件数はありません。

○前田政明委員 その結果、大体何名の暴力団員を検挙したのですか。

○古波蔵正刑事部長 平成22年中でございますが、暴力団の検挙件数は207件、検挙人員は162名でございます。

○前田政明委員 先ほどの指定暴力団は、全国では幾つありますか。

○古波蔵正刑事部長 全国で22団体でございます。

○前田政明委員 皆さんからいただいた資料でも22団体。私は、仙台市でもそうですけども、那覇市前島を含めて、事件があったときに住民ぐるみで運動していると。そういう面では住民とともにこれを撲滅すると。先ほど言っていたように、暴力団だからといって直接一結社の自由との問題もあって、すぐ取り締まるわけにはいかないと。しかし、刑法やその他犯罪を取り締まる法律はあるわけで、そこで取り締まろうと。特に、暴対法で指定暴力団に対しては云々という規定があって、皆さんこれを活用しているわけですよ。それはよいと思います。それで、暴力団排除条例は何のためにあるかと言えば、多くの県で一先ほどありましたように、そういう組織があるという中でどうするのかという面では、いわゆる全県民的に、すべての行政が力を合わせて、暴力団を社会的悪として排除しましょうということと呼びかけているのですよね。ですから、そういう面では一私は後で出しますけれども、そういう流れの中で、例えば皆さんの条例の中には理念規定がないので、例えば他府県の参考で言えば、「暴力団の排除は、暴力団が県の区域における事業活動及び県民の生活に不当な影響を与える存在であることにかんがみ、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団と交際しないことを基本にするとともに、暴力団事務所の存在を許さないこととして、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携を図りながら協力して、社会全体として推進されなければならない。」と。これが大体多くのところでの暴力団排除条例の基本理念になっているのですよ。これは暴対法も含めてそうなのだけれども、国民運動というか、住民運動を含めてそこが大事なところで、そういう点で一致してやりましょうということが、この暴力団排除条例の目的だということとで理念規定にうたわれているわけですね。基本的にはそういうことで、多くのところでは暴力団排除条例がつけられているのではないですか。

○古波蔵正刑事部長 そのとおりでございます。

○前田政明委員 それで、私は前の質疑でも言いましたけれども、そのとき、この規定は理念規定ですかと聞いたら、そうです、努力義務—努力規定ですと。理念規定と努力規定とは何が違うのですか。私が以前行った質疑の中で、暴力団を利用してはいけない、させない、そういう面から、これは理念規定ですよと聞いたら、そうです、努力義務—努力規定ですと、わざわざ刑事部長は答えていますけれども、理念規定と努力規定はどう違うのですか。

○古波蔵正刑事部長 理念規定といいますのは、一定の考え方を示しているということ。努力規定といいますのは、一定の責務を示しているということ。考えと責務の違いだと考えております。

○前田政明委員 他府県では、ほとんどのところでこの条例の中に、理念規定が定義、県の責務などの前とか、後とかにあります。目的、定義のあとにこの理念規定とは何なのかというものを第3条、第4条とかに規定しているのですよね。戻りますけれども、全国的な流れの中で極めて異質な—この理念規定を入れなかった理由は何ですか。

○古波蔵正刑事部長 先ほど申し上げましたように、暴力団を利用しない、金を出さない、恐れないという3つの「3ない」原則が、条例中各条で個別具体化されているということで、それを規定しなかったということでございます。

○前田政明委員 私は、県民創意で暴力団を排除するのだと。そのために団結するのだというこの理念規定が欠けることは、やはり条例の趣旨からいって好ましくないと 생각합니다。それで具体的にお聞きしますけれども、以前、他の委員が質疑しておりましたけれども、現在、県内の暴力団事務所が何カ所あって、200メートル規制区域以内に現にある事務所は何カ所ですか。

○古波蔵正刑事部長 県内には49の暴力団事務所がございまして、そのうちの31の事務所が200メートル規制区域の範囲内にあるということでございます。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員より、県内に50カ所の暴力団事務所、そのうち33

の事務所が200メートル規制区域の範囲内にあるという前定例会での答弁との整合性について確認があり、減った理由について執行部から説明があり、再開して再度答弁することとなった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

古波蔵正刑事部長。

○**古波蔵正刑事部長** 前は50カ所の暴力団事務所、そのうち33の事務所が200メートル規制区域の範囲内であると申し上げましたが、きょう現在で49の事務所がございまして、200メートルの規制区域範囲内には31の事務所があるということになっております。

○**前田政明委員** それは、組織ごとにどういう数になっておりますか。

○**古波蔵正刑事部長** 組織別に申し上げますと、四代目旭琉会が15事務所、沖縄旭琉会が33事務所、東亜会2代目誼興業が1事務所となっております。

○**前田政明委員** そのうちの200メートル規制区域の範囲内の事務所の状況はどうなっておりますか。

○**古波蔵正刑事部長** 四代目旭琉会が6カ所、沖縄旭琉会が24カ所、東亜会2代目誼興業が1カ所でございます。

○**前田政明委員** そういう意味で、私は理念規定が入って、宮城県もそうですけれども、200メートル規制区域規定がないと。そして、宮城県も住民運動で事務所を排除した後につくった条例なのですよね。率直にお聞きしますけれども、罰則の1年以下の懲役または50万円以下の罰金—これは罰金50万円払ったら、それで終わりですか。要するに、200メートル以内に暴力団事務所をつくったとします。その場合には、要するに50万円払ったら、もうそれで終わりですか。1年以下の懲役もあるけれども。

○**古波蔵正刑事部長** 例えば今、申し上げましたように1年以下の懲役または50万円の罰金の判決が出ました。それが再度同じ事務所を運営した場合には、再度その中で運営となりますので、それで検挙できます。その運営というものは、ずっと繰り返して永久的にチェックできるわけです。

○前田政明委員 私が聞きたいのは、強制的に事務所を撤去することができますかということです。

○古波蔵正刑事部長 強制的に撤去することはできません。

○前田政明委員 結局、私が心配するのは先ほどありましたように、沖縄旭琉会は24カ所、四代目旭琉会は6カ所その他、實際上31カ所の暴力団事務所はこれを認める、容認をするということになってしまって、結局は条例で理念規定であれば一私ども日本共産党が準備しているのは、それを認めないことにするという中身にしてありますけれども、皆さんが規制できますよと言って、これから来る者に対して、これは暴力団ですよ。社会的悪の存在としていろいろなことをやると。多くの県民はややもすれば、皆さんの条例案ができれば、その条例の力で暴力団事務所を撤去できると誤解される面もあるのではないかと。これは皆さんからいただいた文書にもありますが一全国的な流れですけれども、これは認めますけれども、既存のところでも運動によってなくしていきましようかと解説していますよね。ですから、結局は50万円払って、懲役1年以内、それで居座れば何てことはない。いわゆる大事な、必要なところであれば、何ら撤去できないということになってしまうのではないかと。そういうことを危惧するわけですよ。どうですか。

○古波蔵正刑事部長 条例違反で居座ることを続けた場合には、いわゆる事務所の使用差しとめとか、仮処分とかで対処することになります。そうすると、これを出すときに使用しようという意思があった場合には、民事訴訟において何度も逮捕を繰り返しますと大きな不利になるということで、使用差しとめ、仮処分の重要な判断要素になると考えております。

○前田政明委員 これは那覇市前島の暴力団事件も含めて、實際上暴力団を撤去する場合には民事訴訟一仮処分含めて1日幾らということやってきましたよね。これはわざわざこういう規定がなくても、社会的な状況からして極めて危険だと、住民もこれは認めないと。そういう面で、そういう反社会的な集団が事務所を置くということは、社会的な公序良俗からしても許されないと。ですから、そういう面で民事訴訟でやっていますよね。今の民事訴訟のものは、この規定がなければできないことなのですか。

○古波蔵正刑事部長 事務所、その建物を撤去する効果はありませんが、運営

以降において一気に規制するもので、運営以降については永久規制できるもので、暴力団拠点とすることを妨げることはできます。

○前田政明委員 200メートル区域規制ですが、例えば、これは205メートルであれば、適用はどうなるのですか。

○古波蔵正刑事部長 200メートルが規制区域でございますので、205メートルとなりますと規制区域外となります。

○前田政明委員 私が大変危惧するのは、逆に言えば、この200メートル規定を設けたために、暴力団から何を言っているのかと。規制されるのは200メートルの中だろうと。私たちは205メートルだよ、300メートルだよと。そういう形で逆に一すなわち、暴力団は反社会的な組織だと。これは置くべきではないと。沖縄のどこにも置くべきではないという社会的な常識からして運動でできるものが、205メートル、300メートルであれば適用されないと。何でよいのではないかと暴力団から言われた場合は、皆さんどうするのですか。

○古波蔵正刑事部長 確かに条例上200メートルの規制区域であるわけですから、おっしゃるとおりに205メートルとかに離れると適用できません。ただしこの条例の中に、不動産の売買あるいは賃借、譲渡する場合には、これが個人であれ、不動産業者であれ、この不動産が暴力団事務所として使用されないということを確認しなければいけない。あるいは契約したとしても、もしそこが暴力団事務所として使われるということであれば、契約はストップできるという規定がありますので、そういった200メートル以外の暴力団事務所における規制は第15条、第16条にあります。

○前田政明委員 それは強制力が、罰則規定があるのですか。

○古波蔵正刑事部長 罰則規定はございません。

○前田政明委員 ですから、罰則規定はないでしょう。そうすると、200メートル以内は罰則規定を設けて、皆さんそれは効果がありますよと。でも、建物そのものは撤去できない。だれかが一当然、住民運動はないといけませんよね。そういう中で、民事訴訟でこれは許せないと、この運営は許されないと訴えることは、別にこの条例がなくてもできる。逆に言えばそういう面で、今のもの

は当然理念規定だから、それは努めなさいと。努力義務規定ではなくて、罰則規定があるのは21条の中の一つでしょう。できないという強制規定はないのではないですか。今、刑事部長が言ったことが強権的に、法律に裏づけられてできるのですか。それはそのように努めてほしいと、確認すべきだということであって、いや、それはそうですと言われたときに、この条例で何の対抗措置がありますか。

○平良明一刑事部組織犯罪統括官 質疑で直接の罰則規定がないということを上申しましたけれども、それ以外の対応方法といたしましては、今、不動産業者の皆さん方はほとんど、暴力団排除条項を入れております。暴力団には貸せないということで。そこで、アパートをみずから居住するということで、不動産業者と契約して、そこを事務所として使ったという場合には、これは賃借権の詐欺ということで立件しているケースなどもございます。

○前田政明委員 私が言っているのは、条例の審査だから。皆さんはできると。しかし、それは実際上強制力がないわけだから、努力規定というものはそういうものでしょう。ですから、そこを県議会のこの場で、事実を反することを述べるということは一今、これは条例の具体的なものを質疑しているわけだから、それは一般的にやっていますよと。自覚を持ってと。これはよいことだよ。けれどもこの条例で、いや、私はもう応じませんと言った場合に、これは協力を得る以外にないわけだから、それは強制的なものはありませんということの答弁でしょう。それ以外にありますか。答えてください。

○古波蔵正刑事部長 御指摘のとおり、この条例をもって強制的に退去、あるいは撤去できるというものはございません。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から、先ほど答弁を保留した理念規定がない条例件数について、答弁したい旨の申し出があったので、再開して答弁することになった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。
古波蔵正刑事部長。

○古波蔵正刑事部長 条例が制定されております46都道府県の中で、この基本理念規定がない県は2県でございます。佐賀県、長崎県でございます。

○前田政明委員 まとめますけれども、そういう面で、県民の願いにこたえて暴力団を排除すると。これは何よりもやらなければならない課題ですよ。そのときに、実質的にどうなのかと。暴対法もできた。しかし、暴対法も制約があって、指定暴力団の組織構成員がいろいろやったときにいろいろあると。しかし、皆さん頑張って—162名ですか、検挙しているということもありました。そういう面では、ではさらにどうするかということは、お互いの共通課題ですよ。それはやはり県民の自覚と連帯という意味で、そこに依拠する以外にないと。ですから、それぞれの県はそれを自覚して—今言った、これは強制力ではできない。完全に100%はできない。そういう面では基本理念規定を設けて、やはり県民生活のお互いの共通にしましょうと。ですから県も、市町村も、各団体もということで、先ほどの理念規定が示されているわけですよ。けれども、そこを無理して努力義務としながら、第21条で罰則規定を設けると。それは一つの試みとしてはよいでしょう。これを時系列的に見たら、福岡県が平成21年10月13日と、これが一番早いですね。しかし、この流れの中で、宮城県も実際、暴力団事務所を排除した県では、そういう200メートル規定を入れていない。やはり住民の皆さんと頑張ろう、頑張ってできたということで、そこを力を合わせてやるのが必要なのだと。そういう面でこの暴力団排除条例ができていくわけですよ。私はそういう意味で、後で修正案を出しますけれども、反社会的といわれる暴力団員に、あなたは何々してはいけませんよという主語として—この暴力団員に一定の市民権を与える保障はあると。しかし、それは社会的悪で、それを取り締まるのに、この人たちに何々してください、何々しましょうととっても、これはもう、できるわけがないので。そういう意味では、そのところを私どもの修正案で削除しておりますけれども、私の言いたいことは、やはり県民を信頼して、県民とともに頑張っていく必要があると。ただし、この条例で出されている問題は、実質的に49カ所の暴力団事務所がある。そのうち、四代目旭琉会の事務所は200メートル以内に6カ所、そして沖縄旭琉会の事務所は200メートル以内に24カ所、現にある。そしてもう一つ。そういう意味では31カ所は適用を受けないと。こういうことでは、逆に200メートル以外であればよいのではないかと、いろいろな意味で、県民やその他の運動に対して誤解とか、新たな障害、弊害になってはいけないなと思ったわけです。暴力団を排除するという面では、皆さんと私ども日本共産党も変わりはありません。ただ、かなり無理をして、全国の暴力団排除条例とも違うようなものにな

っているということを指摘して終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 基本理念が入っていない一目的のところ、基本的なところは書いてあるのだけれども、理念は理念で必要だったのではないかと思います。200メートル規定はかなりの県であるのではないかと見ているのですが、すべての県を見たわけではなくて、九州とか、大阪府、京都府の資料を持っておりますけれども、この辺はどうなっていますか。

○**古波蔵正刑事部長** 200メートル規制を設けていない県につきましては、宮城県、それから佐賀県、長崎県、鹿児島県の4県であります。

○**新里米吉委員** 問題はこれまで結局、沖縄の暴力団事務所が50カ所あったのが今は49カ所だけれども、50カ所のうち33カ所、今は49カ所のうち31カ所が200メートル以内に存在してしまっていると。それを抑える規定もなかったことが問題だろうと思うのです。基本的には住民運動などでこれを排除していくことが非常に大事だけれども、この49カ所を住民運動で全部排除できるかといったら、そう簡単でもないでしょうし、また今後も放置しておけば、200メートル以内にも来ると。今、既に大半が200メートル以内にあるわけですから、今後も来る。ここら辺の問題なのだろうと思うのです。学校の近くに暴力団事務所があると、あるいは福祉施設の近くに暴力団事務所がある状況を放置してよいのかという問題、それを全部住民運動で対抗できるかどうかという問題があると思うのです。そこが焦点なのだろうと思うのですが、どうですか。

○**古波蔵正刑事部長** この200メートル規制といいますのは、青少年の健全育成の立場から青少年の環境を整備するという意味で、この200メートル規制が設けられたわけでございます。先ほどの4県におきましては、その200メートル規制がないと申し上げましたが、そのうちの数県につきましては、いわゆる暴力団の新しい事務所の設置を規制するための担保がないということで、こういった200メートル規制に関して、現在、この中で組み込むということを検討中だと聞いております。

○**新里米吉委員** 先ほど200メートルの制限地域をつくって、そこにつくった

場合に強制力が働くか働かないかの話がありましたが、これは憲法の財産権との関係があって、当然これを撤去させることはできないけれども、別の刑法の適用で、そこを活動するなということによって、それでも応じない場合、皆さんからの活動に対する規制、強制力は働くのか働かないのかを説明してもらえませんか。200メートル以内で事務所を置いて、そこに事務所を置くということは暴力団が存在しますね。その皆さんに対する規制はできるか、財産権との関係の事務所の撤去はできないけれども、そこで活動することに対する規制はできるのかということです。それもできなければ、200メートル規定の意味はないでしょう。200メートル規制した後の話です。そうでないと200メートルの議論ができないですよ。

現在、200メートル以内につくってきた、新しく入ってきた一何もなければつくれますね。皆さん200メートル規制を提案してきた。そこで新たに200メートル以内に事務所を置いたとする。財産権の問題があって撤去はできないと思う。しかし、そこで活動することに対する規制はできるのかと言っているのですよ。

○古波蔵正刑事部長 200メートル以内一規制されている中にそういう事務所をつくって、さらにそこで暴力団が活動するという場合には、条例上運用ということになりますので、その行為は規制されます。

○新里米吉委員 ですからこの条例が一200メートル規制ができたときにそこにつくって、それは財産権との関係でできたにしても、実際の活動が皆さんの強制力を働かせることによって、この中では活動ができない状況をつくることできると考えているわけですね。どうなのですか。

○古波蔵正刑事部長 そのとおりです。

○新里米吉委員 ということは、撤去できるかどうかではなくて、事実上撤去せざるを得ない状況がつくられるということですよね。

○古波蔵正刑事部長 そのとおりです。

○新里米吉委員 ですから、その200メートル規制が起こることによって、運営ができない。そこで活動したら皆さんに摘発されたり、指導を受けたりということで、そこで活動することができなくなってしまう状況がつくられるか

ら、こういう規制がほとんどの県でやられているのだらうと思うのですけれども、それはそのように理解してよいですか。

○古波蔵正刑事部長 そのとおりでございます。

○新里米吉委員 最終的にはそういうことが起これば、そこにいて活動できないわけだから、出て行かざるを得ない。むしろそのことを知っているから、この規定があると。そこには事務所をつくるわけにはいかないということになるのではないですか。

○古波蔵正刑事部長 そのとおりであります。

○新里米吉委員 そこで聞きたいのですが、財産権の問題、結社の自由との関係もあるので、200メートルの網をかぶせようとしているけれども、では、全県一気に暴力団事務所はつくらせませんということが、憲法上、法律上可能ですか。

○古波蔵正刑事部長 先ほどから委員のおっしゃるとおり、憲法の財産権、それから結社の自由という兼ね合いから、そういうことは困難だと考えております。

○新里米吉委員 結局そうすると我々が一理念論としてはあるとしても、条例をつくっても、事実上それは機能しないということになるかと思うのですが、どうですか。

○古波蔵正刑事部長 暴力団といいますのは、反復的に、あるいは恒常的に違法行為を繰り返している反社会的勢力でありますので、単なる理念の根拠づけだけで、彼らをもその場所から規制することは不可能だと考えます。罰則を設けてなど何らかの担保がなければ、彼らが自主的に法令を守るということはほぼ不可能だという考えであります。理念だけではできないと考えています。

○新里米吉委員 結局、憲法で保障された結社の自由、憲法で保障された財産権、これが一つあって、暴対法をつくってもなかなかそこまでは一暴対法よりも憲法のほうが上ですから、規制が難しい。そういう中で、200メートルの範囲であればこれができるというときには、憲法の規定と一しかし、200メー

ルの規制という、また違う部分があるのですが、200メートルの規制は憲法上の問題との兼ね合いで、これは可能であると考えた理由は何ですか。

○古波蔵正刑事部長 規制区域を200メートルに設定した理由でございますが、先ほど申し上げましたとおり、青少年の健全育成を図るための環境整備を図る目的で200メートル区域を設けたわけでございます。全く同様の趣旨で200メートルという規制を設けている法律がございまして、その法律が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律—いわゆる風適法でございます。風適法によりまして、いわゆる風俗営業所を学校とか、その周辺200メートルについては禁止する規定がございまして、そういう法律がありますので、いわゆる憲法との整合性は図られているということです。

○新里米吉委員 遊技場などもそういう規制がありますか。パチンコ店とか。

○古波蔵正刑事部長 あります。

○新里米吉委員 ということは、憲法との兼ね合いで—我々としては暴力団を許すことはできないわけですが、そうとはいっても、暴力団にも基本的人権はあるし、財産権はあるし、結社の自由はあるし。こういう非常に許しがたい存在であっても、彼らも憲法で保障されている存在であるということになると、これをどういう形で規制していくかということが問題なので、一番大事な、先ほどから話が出ている住民運動で、みんなで盛り上がって撤退させる。そこで警察も住民も一緒になるということが一番大事なのだけれども、それだけではなかなか—この間も殺人事件を起こして、抗争があっても、今なお49カ所もあるという状況ですから、これはやはり法的規制も必要になってくると私は思っているのですが、200メートルについては、憲法上の問題はあるけれども、これまでに既に—風俗営業所あるいは遊技場、そういったもので200メートル規制をしてきて、それは社会全体の規範というのですか、社会の利益、今回ならば青少年の健全育成等も含めた利益と、憲法上で保障されたものとの相対的なバランスの中で、そういうものは既に確立されていると理解してよいですか。

○古波蔵正刑事部長 そのとおりであります。

○新里米吉委員 結局、それだけに200メートルの範囲を置くということは、暴力団を認めるということではなくて、今の法律、憲法の枠内でどうするかと

いう問題があって、憲法そのものの中からその存在を認めないということは、なかなか基本的人権との関係も含めてできないと。こういう状況の中で、我々としては認めたくない存在であるけれども、現実には日本全国あちらこちらに事務所が置かれてしまう。この事務所の規制は、結社の自由や財産権でなかなか厳しい。そういった中で、これ以上子供たちに悪い影響を与えさせてはいけない。福祉施設に悪い影響を与えてはいけない。こういうことから、少なくとも憲法との兼ね合いがあったにしても、一定の規制を加えて、暴力団の活動を規制して、青少年の健全育成のためには近寄らせないと。それは十分にできると。彼らもそういう規定ができれば、この区域内に持ってきても全く意味がない。活動が規制されて活動できなくなる。こういう趣旨で今回、皆さんこれをつくってきたのだらうと理解をしているのですが、どうですか。

○古波蔵正刑事部長 まさにそのとおりであります。こうした規制を設けて、それを担保する形で罰則規定を設けることによって、暴力団、暴力団事務所を相当規制ができるという考えのもとで、この条例を上程したわけでございます。

○新里米吉委員 あと大事なことは、200メートル区域以外のところにあるもの、既に存在しているものについては、先ほどからありますように、彼らが何か犯罪行為を起こしたりしたときには厳しく摘発していくとか、住民運動を盛り上げて、地域の皆さん、警察も一緒になって暴力団が存在しにくい、そこにいられない状況をつくるということは当然のことなので、それはみんなでやっていかないといけないと思うのですが、そういう意味では、今ある200メートル区域内にほとんどが存在してしまっている。さかのぼっての法の適用は難しいわけですから、これは痛しかゆしのところがあって、そこを今後も、そしてこれから新しくつくろうとするもの、200メートル以外も一先ほどあった205メートルとか、300メートルの話も出たのですが、そういったものに対して今後皆さんは、この規制できる条例とは別にして、どういう活動をやろうと思っておりますか。

○古波蔵正刑事部長 これは現在も行っておりますが、先ほどからこの場で話が出ておりますように、地域住民の力をいただきまして、そこからの撤去活動を継続して行うことになろうかと思えます。

○新里米吉委員 先ほど話しましたように、私はやはり基本理念は一先ほど前田委員からも話がありましたように、多くの県で入っているわけで、入ってい

ない県が少ない。200メートル規定は、逆に規定されていない県が少ない。基本理念はほとんどの県が入っていて、入っていないところが少ない。そういうことからすると、条例のあちらこちらにそれに類似するものがちりばめられているといっても、やはりみんなですっかり基本理念を持って、県民、市民に暴力団排除の機運を、みんなで連帯して頑張っていくということをつくっていくためにも必要だったのではないかと考えているのですが、総体として暴力団排除条例は必要だと思っていますので、みなさんもひとつ、その辺を考えながら頑張ってもらいたいと思っています。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○**照屋守之委員** この200メートル—私は前に、なぜ全部入れないのかという問題提起をして、いろいろな憲法との問題、そういうものも含めてやむを得ないかということになっているのですが、例えば、この市民運動もそうだけれども、この200メートル規制をすることによって、この200メートル区域の中に31の暴力団事務所があるわけでしょう。私が考えたことが、この条例をつくることによって、もちろん新しい事務所はなかなかそこには進出できないということなのだけれども、今ある31事務所が、もちろん市民運動とかいろいろな形でしかできないのだけれども、県民世論を喚起するためには非常によいのではないかと思うのです。200メートル以内は暴力団事務所ができない条例ができていくということがあれば、地域の住民だって力強く一何で、あんたたち、ここにいられないよとか、何とかと言いやすいですよね。ですから、そういう世論をつくっていくためにも、逆に沖縄には31ある暴力団事務所について、プレッシャーをかけることができるのではないかと最近考えているのですけれども、この点いかがですか。

○**古波蔵正刑事部長** 委員御指摘のとおりで、200メートルの規制を置くことによって、200メートル以内にある既存の事務所の暴力団員が肩身の狭い思いをするような圧力をかけていくことが非常に重要だと考えております。

○**照屋守之委員** それから、罰則はどうしても私は必要だと思います。理念という形で住民運動ということなのだけれども、やはり住民は弱いですよ。立ち向かっていくためには何かこういうものがあって、これは最終的に強制的に撤去できないにしても、こういう条例があって罰則があるということを盾にして、

我々も力を合わせて立ち向かっていこうということになるわけですよ。ですから、先ほど刑事部長がおっしゃってありましたように、暴力団に対しては、何らかのそういう武器がないと戦えないのではないかとすることは、何かわかるような感じがするのですけれども、実際、現場に行ってみるとそういう感じですか。

○古波蔵正刑事部長 先ほど申し上げましたけれども、やはり反社会勢力である暴力団が自主的に遵法精神を出すということは、決してあり得ないことでありまして、こういったものを取り締まるためには、罰則がなければできないわけでございます。いわゆる実効を伴わないと、罰則がなければ実効が伴わないことは、やはり現場に行ってみるとそういうことを痛感することです。

○照屋守之委員 それと、条例をつくと実際どうですか。例えば200メートル以内に財産権がどうのこうのということがあって、強制的に撤去できないといっても一形としてはですよ。警察からすると条例をつかって、そういうものがあれば、毎日でも事務所に行けるのではないかと。イッター、ウリ、カンゲーラント、これはやれるでしょう。実際の現場で徹底的にやっていくのではないですか。

○古波蔵正刑事部長 委員のおっしゃるとおり、確かに現在でもそうやっているのですが、暴力団事務所には顔を出して、いわゆる彼らに対して圧力をかける。実際にその事務所が運用されていることを確認しながら、行って圧力をかけることは現在でもやっているわけです。この条例ができた場合、条例に裏打ちされたといいますか、そういったことができるということになります。それは、委員の御指摘のとおりでございます。

○照屋守之委員 ですから、こういう条例をつかって、そういう罰則なども含めて武器を警察に与えて、警察がしっかり徹底的にそういうことをやっていきながら、住民も力を合わせてやっていくということをやらないと、これは形として、理念として住民だけでどうのこうのと、社会がどうのこうのとやっているけれども、実態は、実際にしていくと難しいですよ。ですから、そういうものもやりながら、また、警察と地域と連携をとって、そういう取り組みをしていくという形でない、なかなか難しいのではないですか。それで、これは今ある、ほかの地域にある事務所も含めて、そういう事例を一つ一つ積み重ねて、ほかのところにも波及して、それを撤去していくことにつながっていく

のではないかと思うのですけれども、どう考えていますか。

○古波蔵正刑事部長 そのとおりであります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 皆さんの議論を聞いて、暴力団を排除していくための条例は、問題はあるかもしれませんが、必要だと思っております。ただ、前回の委員会でも私は聞かせていただいたのですが、この条例に不足している部分があるのではないのかということです。この前も説明のときにもお話し申し上げたのですけれども、災害が発生したときにまず救助され、救済され、それから復旧、復興、振興だということが基本らしいです。そういう中で、私ども、先ほど来出ている那覇市前島での一暴対法ができて、おかげさまで2つの暴力団の対立の中で撤去させていったのは、御承知のとおりだと思うのですが、その後の地域の復旧、復興につながっていないということが、残念ながら現実なのです。ですから、そういう意味ではこの条例の中で一全国でもそういうことがうたわれていないとは思っているのですが、欠けている部分ではないのかなと。何らかの形で地域が一暴対法ができて20何年になりましたでしょうか。いまだ私たちの地域は、30年前ぐらいの華やかだった、地域が潤っていた時代とは違って、まだ取り戻すことはできない。静かな町になっていると言えば、よい部分のように聞こえるのですけれども、余り家を借りる人もいない。元営業していた店もみんな大体駐車場になっているのですよね。そういう意味では、この条例の中で、それに近いようなことがうたわれるべきではないのかという疑問を前議会でやったのですけれども、全国でもそれこそ例はないと思うのですけれども、条例の中にふさわしくないということで、その辺の説明が必要ではないのかなと我々は思うのですけれども、どうでしょうか。

○古波蔵正刑事部長 前回の定例会でも委員から御指摘がございました。ただ、この暴力団排除条例につきましては、全国で今制定されているのですが、社会全体が一緒になって暴力団排除に取り組もうという制定の趣旨がありますので、なかなか町の復興とか、そういうことに関して条例に取り込むことは非常に困難だと考えます。そこで警察といたしましては、それをそのままやるのではなくして、その地域が安全・安心であるということを実現する。そこによっていろんなパトロール、あるいは監視活動を通じて実現するということとあわ

せまして、その町が安全・安心だということを部外に向けて発信していくと。そういった側面的な支援によって、町の活性化のお役に立てればと考えております。

○浦崎唯昭委員 そういう意味で役に立てればということでもありますけれども、静かになっているのですよ。そのイメージが全然消えないのですね。高校生が射殺され、そして皆さんが常駐をし、我々は監視をして、裁判でも訴えたという中で一所期の目的は達成された中で、では町がどうなっているかという、そういうことになっている中で、監視をし、警備されていくだけではもとに戻らないような感じがするのです。しかし、かといってどうするかということになりますけれども、ぜひ私は、ここは条例に抜けている部分だと思っておりますので、それについてはきめ細かく対策を立てていただきたいと。これは単に警察のみではなく行政側、那覇市も関係ありますし、大きくなりますと沖縄県の関連でも、まちづくりという意味では大事な部分ではないのかなと思いますので、十分その辺も心得ていただきたいと要望しておきます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 最後に確認させてください。今回の条例の制定で、沖縄県が全国で一番最後になっていますよね。ということは、ほかの県の事例も一本当に皆さんも吟味に吟味を重ねながら、しっかりと沖縄の実状に合った条例に育てて提案されているのかなと思ってはいるのです。その中で、いろいろな委員からの一つ一つの条項の文言ですとか、それに対する意見がいろいろあるのは承知しています。ですけれども、やはり全国の暴力団の排除活動の方針ですとか、方法ですとか、また県民性とか、そういうことも全部含めた中で、この条例になっているのかなと私は見ていると思うのですけれども、そういう形で皆さんは、沖縄の実情に合った条例に仕上げたという自信を持っておられますか。

○古波蔵正刑事部長 委員のおっしゃるとおり、条例といいますのは、その地域、県に見合ったものをつくらなければいけませんので、暴対法のように一律に法律でぴしっと決めるのではなくて、その県の実情に合った形で条例をつくるということがございますので、この条例につきましては、そういうことを練った上での条例だと自負しております。

○山内末子委員 これはあくまでも暴力団排除条例ですので、検挙ももちろんできませんし、検挙ですとか、強制力については暴対法、あるいは関係法令でしっかりとやっていくし、これについては本当に県民に対して、先ほどからありますけれども、理念規定よりも1歩も2歩も踏み込んだ努力規定になっているという意味では、もっと県民に対しては皆さんと一緒に排除していこうという気持ちが出ているのではないかと私は理解しているのです。その辺はどうですか。

○古波蔵正刑事部長 我々県警察としては、その熱い思いをこの条例に込めておりますので、やはり社会全体が一緒になって暴力団排除活動に取り組むということ、この条例から特に申し上げているわけなのです。ですから、本当にこの中に、県警察の思いが込められているということでもあります。

○山内末子委員 その確認でした。あくまでも暴力団排除条例で、この条例と法的なもの、そして憲法と一緒に網の目のようになって、しっかりと暴力団を排除していく、そして、なくしていく。県民の命、財産をしっかりと守っていく。きめ細やかなものになっているということ、これを明言していただいて、最後をお願いいたします。その条例になっているということが確認できればよいです。

○古波蔵正刑事部長 まさにおっしゃるとおりでございます。憲法あるいは法律、それから条例、この三重構造で暴力団をがんじがらめにしていくという意味では、今、委員の御指摘のとおり条例だと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、平成23年第2回議会乙第23号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、公安委員会関係の陳情平成22年第168号外2件について、審査を行い

ます。

まず、陳情第98号について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

古波蔵正刑事部長。

○古波蔵正刑事部長 総務企画委員会に付託されております陳情第98号、名護警察署の捜査のあり方に関する陳情についての処理方針等について、御説明いたします。

お手元の沖縄県公安委員会の陳情経過・処理方針をごらんください。

まず、経過を御説明させていただきます。

本件は、平成22年3月に沖縄県名護警察署が、陳情の提出者から告訴の相談を受けたものであります。名護警察署においては、相手当事者及び関係者からの事情聴取など所要の捜査を実施しております。その結果、陳情の提出者が主張する事実がないことが確認されたことから、平成22年12月8日付で、名護警察署長から陳情の提出者あてに本件告訴状の不受理について、文書で通知したものです。

次に処理方針でございますが、名護警察署の捜査結果から、告訴状記載の詐欺罪の事実がなく、告訴の要件である犯罪事実の特定がなされていないため、詐欺事件として取り扱えないとして、同告訴を不受理と判断されております。

そのことについては、適正な捜査の上の判断と理解しておりますが、本陳情と同じ内容の文書が警察本部長あてに送付され、警察法第79条に基づく苦情として受理しており、沖縄県警察苦情処理要領に沿って適切に対応していきたいと考えております。

県警察としましては、陳情の提出者に対してわかりやすく説明し、理解を得るように努めてまいります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當間盛夫委員長 刑事部長の説明は終わりました。

これより陳情第98号に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、陳情平成22年第168号及び陳情第53号について、警察本部生活安全部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

前泊良昌生活安全部長。

○前泊良昌生活安全部長 陳情平成22年第168号、八重山観光振興に関する陳情におけるマリンレジャーの安全確保と質の保持のため、県条例で営業を許可制にすること、及び陳情第53号、那覇市在松山特飲街の風俗営業者の取り締まりに関する陳情の2件につきましては、継続案件であり、処理方針に変更がありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○當間盛夫委員長 生活安全部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情平成20年第65号外6件及び企画部関係の陳情平成20年第150号の審査を一括して行います。

まず、知事公室関係の陳情8件について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、新規はなく、継続8件であります。そのうち1件は、企画部との共管となっております。

継続審議となっている8件につきましては、お手元に配付しております陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますので、その部分についてのみ御説明させていただきます。

資料10ページをお開きください。

陳情平成21年第147号、八重山への自衛隊誘致及び配備に反対する陳情について、処理概要を御説明いたします。

防衛省は、今年度から先島諸島への部隊配備について、調査を進めております。自衛隊の配備については、政府において、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から検討されるべきであると考えております。

しかしながら、その配備に当たっては、地元の理解と協力を得るよう最大限の努力をするべきであると考えております。

以上、知事公室所管に係る陳情8件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○當間盛夫委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成20年第150号について、企画部交通政策課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明

をお願いいたします。

下地明和交通政策課長。

○**下地明和交通政策課長** 陳情150号航空自衛隊那覇基地へのF15戦闘機配備などの機能強化に反対し、那覇空港の民間専用化を求める意見書の可決を求める陳情については、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 交通政策課長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 陳情平成20年第150号について。F15戦闘機が墜落したということで、新防衛大綱、中期防衛計画に基づく自衛隊基地の強化に対し、これが非常に軍民共用空港の危険性を示していると思うのですが、これに対する自衛隊F15戦闘機墜落、その他に関する基本的な県の対応について、お聞きしたいと思います。

○**又吉進知事公室長** まず、7月5日に発生しました航空自衛隊F15戦闘機の墜落でございますけれども、経緯といたしましては、7月5日の火曜日11時に県あてに連絡がありまして、本日10時29分にF15戦闘機が訓練中に消息を絶って、調査中であると。その後、続報が入りましたが、現時点におきまして、久米島の北西120キロメートルの地点において消息を絶ちまして、海面には油と煙を確認し、那覇から捜索機とヘリコプターを発進させ、現在も捜索中と承知しております。現在、航空自衛隊におきましては墜落という判断をいたしまして、まだ依然として行方不明の搭乗員の捜索をしていると承知しております。委員御質疑の自衛隊の配備等につきましては、直近の新防衛大綱におきまして、航空自衛隊那覇基地におけるF15戦闘機の増強といったものが示されておりますけれども、今回の事故につきましては調査が進められていると承知しており

ますので、その関連は明らかではありません。

○前田政明委員 これは報道によると4機編隊での訓練ということで、久米島海域ですか。そういう面で実弾を装着していたのか。そういう訓練の内容については、皆さん掌握をされておりますか。

○親川達男基地対策課長 航空自衛隊から提供があった情報では、この墜落については戦闘機戦闘訓練—いわゆるドッグファイトという訓練だったようです。これについては、実弾は搭載していない訓練だったという情報が寄せられております。

○前田政明委員 自衛隊も、日ごろは実弾を装着しての訓練をしているのですか。

○親川達男基地対策課長 個々の状況については把握しておりませんが、そういった場合もあるものと推測しております。

○前田政明委員 教えてほしいのですけれども、鳥島射爆撃場は米軍だけが使用しているのですか。自衛隊も使っているのですか。

○親川達男基地対策課長 自衛隊の使用については、現在、確認しておりません。

○前田政明委員 確認していないとはどういうことですか。

○親川達男基地対策課長 鳥島射爆撃場は米空軍管理ということで、そういった訓練は承知しておりますけれども、自衛隊については確認しておりません。

○前田政明委員 今、F15戦闘機は航空自衛隊那覇基地に何機配備しているのですか。

○親川達男基地対策課長 今回の件でも確認しましたがけれども、約20機だということでございます。

○前田政明委員 この間の緊急発進—スクランブルの回数とか、その他は皆さ

んのところでわかるのですか。

○親川達男基地対策課長 ス克蘭ブルの実績等については承知しておりません。

○前田政明委員 那覇空港は復帰時点で民間専用化するというので、この間も那覇市を初め民間専用化を求める方向で来たと思いますけれども、現県政は軍民共用と。民間専用化は今はいいという立場でしたか。

○下地明和交通政策課長 処理方針にも書いてありますように、こちらとしては民間専用化を要請する考えはありません。

○前田政明委員 いつからそういう考えになったのでしょうか。

○下地明和交通政策課長 随分古い話なのですが、那覇空港につきましては、昭和44年11月21日の佐藤・ニクソン共同声明第6項に基づく、沖縄の直接防衛責任の日本による引き受けに関する取り決め、いわゆる久保・カーチス協定により同空港への自衛隊の配備が決定され、これを受けて運輸省航空局長と防衛庁防衛局長との間で、那覇飛行場の使用等に関する協定が締結され、復帰時から使用されて、今日に至っていると考えております。

○前田政明委員 そういうことではなくて、復帰の時点での国の約束だということとは別にしても、県政としても民間専用化を求めてきたと思うのですけれども、その沖縄県の方針が、民間専用化を要請する考えはありませんとなったのはいつごろからですか。

○又吉進知事公室長 昭和57年以降、要請をしてございません。

○前田政明委員 これまでの歴代知事というか、県政として、民間専用化をやるべきだという立場での方針はなかったということですか。

○又吉進知事公室長 昭和48年4月から昭和56年6月までの間で、民間専用化を求める要請が12件行われていることを確認できております。

○前田政明委員 それ以降は、県政としては民間専用化を求めないと正式に明

らかにしてきたわけですか。

○又吉進知事公室長 明らかにしたといたしますか、昭和56年以降は要請をやっていないということです。

○前田政明委員 県知事が民間専用化を要請する考えはないということで、処理方針を含めて文書化しているのはいつからですか。

○又吉進知事公室長 特に明文化はしていませんが、議会答弁等で過去に—この総務企画委員会でございますけれども、「県の立場といたしましては自衛隊を認める立場でありまして、急患輸送、それから災害救助等々で自衛隊の支援や協力もいただいております。また、いろいろな防災訓練も一緒に行っております。そういう意味で自衛隊の移転と申しますか、那覇空港の民間専用化を求める必要がないという判断で要請を行っていない」という説明をしております。

○前田政明委員 いつですか。

○又吉進知事公室長 平成20年10月6日の総務企画委員会でございます。

○前田政明委員 県知事はだれですか。

○又吉進知事公室長 仲井眞弘多です。

○前田政明委員 私は民間専用化を求めるべきだと思うのですね。そういう意味では、今のF15戦闘機—行く行くは、20機からふえていくのですよね。

○親川達男基地対策課長 去年示されました中期防衛計画では、那覇基地に1個飛行隊を移動させ、2個飛行隊に改編するというものが示されております。具体的な機数については、まだ示されておられません。

○前田政明委員 やはり自衛隊のF15戦闘機の墜落事故は、軍民共用空港の危険といたしますか—新聞でもありますが、漁船が往来する地域ですよ。そういう意味では米軍機もそうなのだけれども、やはりこういう訓練によって—パイロットの安否はまだわからないということですが、安心して漁業もでき

ないという状況は避けるべきだと思うのですよ。そのこのところについてはどうですか。

○又吉進知事公室長 まず、こういう形で事故が起きるということはあってはならないことをごさいますして、乗員の安否も大変心配ですけれども、やはり県としましては、既に自衛隊に対して、一步間違えれば県民の生命・財産にかかわる重大な事故につながりかねない、したがって、まことに遺憾であるということをお伝えした上で、徹底した原因究明、それから、その結果の判明次第公表すべきだということ強く申し入れているところでございます。

○前田政明委員 原因が明らかになるまで、少なくとも訓練すべきではないという趣旨は申し入れているのですか。

○又吉進知事公室長 自衛隊側では今、スクランブルを除いた飛行を停止していると聞いておりますので、そういった結果も踏まえて、しっかり申し上げていきたいと思っております。

○前田政明委員 軍民共用の危険性というものをまざまざと見せつけられていると思いますので、やはり私どもは軍民共用でなくて、民間専用化が沖縄県の経済発展にも望ましいと思いますし、新聞報道によりますと、翁長那覇市長も危険との隣り合わせだという発言をしているようですが、やはり県民の安全、旅行者の安全を守るという意味でも、こういう事態はあってはならないということと終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 私、大体石垣島から戻ってくる時は、10時前後の那覇空港着陸が多いのですよ。必ずそのときは20分ぐらい上空で旋回して待ちます。大体が航空自衛隊の発進訓練です。ですから時間に間に合わせきれない。1本しか滑走路はないのだから、例えば、民間の離着陸が集中している時間はできるだけ運用を控えるとか、万一その滑走路で事故が起きたときは沖縄の経済はストップしますので、那覇空港の利用については絶えず危機感を持って、運用状況についてはチェックしたほうがよいと思うのですけれども、こういうことをやったことはありますか。

○下地明和交通政策課長 具体的に運用状況についてチェックといいますか、情報をとったことはございませんが、御承知のとおり、離発着状況は逼迫しているところでありますので、今後、民間の飛行に影響を出さないようにという申し入れをやっていきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 今回のパイロットもなかなかの熟練者だということで、多分、健康や何かに欠陥があってそうなったかもしれないが、逆に言ったら陸上部分とか、航行中の船舶とか県民に大きな影響を与えて、これが内外に向けて危険な沖縄というマイナスの発信になる危険性もあったなと思っております。我々のように常時10時前後那覇空港を利用している者にとっては、現に過密な那覇空港という民間航空機の離着陸に影響を与える運用状況になっているのです。ですから、ぜひ運用状況をもう一度調べて、忙しい時間帯をどうするかということをやらないと一本当に民間専用化をしないと、沖縄の観光や将来のために大変だということで県民が立ち上がってきたときに、大きな問題につながっていくのではないかと私は思っていますので、ぜひ運行状況について協議をして、民間機とトラブルがないように、安全な沖縄に支障がないように、引き続き取り組んでください。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 7ページの陳情平成21年第19号についてですが、新聞報道を見ると、旧那覇飛行場の地主会の皆さんが今度新たに要望を出したという記事がありましたけれども、その辺のことを把握されていますでしょうか。

○又吉進知事公室長 報道によりますと、沖縄県旧軍飛行場用地問題解決促進協議会一那覇市には対象の地主会が2カ所あるわけですが、1カ所は既に事業が進んでおりまして、もう一カ所、その事業のプランがまだ成立していなかった地主会の会長が、那覇市に対してふれあいセンターという形で要望してきたということは承知しております。これは那覇市に対する要望でございまして、今後、どういう形で県に上がってくるかということをお大変注目しておりますけれども、現在、そういう情報を得たという段階でございまして。

○上里直司委員 確かに、順序からすると那覇市に要望するわけですね。しかし、予算を要望、折衝するのは基地対策課及び知事公室の関係ですね。今後、何

年間で事業が打ち切られる可能性があるわけですので、情報をキャッチしたならば、やはりアクションを起こして—どういう形なのか、事業規模はどれぐらいなのか、どれぐらいの事業計画を持っていくのかということを目に調整をしていくべきではないでしょうか。

○又吉進知事公室長 この旧軍飛行場用地問題の解決のスキームは、地主会がありまして、そこと基礎自治体等である市町村と十分調整をした上で、県にも相談が上がってくるという仕掛けになっているわけです。今、委員がおっしゃった情報をしっかり把握するという点では、県は何度も金城会長とお会いしておりますし、その数年来の主張はよく承知してございます。したがって、そういう要望については一義的に那覇市に処理していただきますけれども、私どももきちんと情報をとって、仮にその要望が採択の方向にあると判断できるようでありましたら、全面的に協力していきたいと思っております。

○上里直司委員 繰り返しになりますけれども、基本的には那覇市だということとは私も理解しているのですよ。ただ、これは平成14年の沖縄振興計画が始まったときから計画に載って、地主会の皆さんが動いてきたわけですよ。ただ、金城会長がおっしゃっていた解決方法にならずに、それで苦渋の選択をされて、今度新しい要望に変えたわけです。そういう御苦勞をされている方でもありましたし、皆さん方としても一知事公室長の立場はそう変わらないと思うのですけれども、事業年限も迫っているわけだから、何とか実現を—1つでも多くの地主会の要望を受け取るという姿勢がもう少しないと、この事業は地主会の皆さんだけの問題ではないのですよ。戦後処理の中ではざまにあって、ほとんど対応し切れなかった皆さんの問題でもありますので、土地を奪われた方々、正当な報酬を得られなかった方々の思いが詰まった要望なので、ぜひ市町村任せにせず、取り組んでいただきたいということを一事業の年限も迫ってきておりますので、再度要望しておきますので、よろしく願いいたします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決方法及び順序などについて協議。

なお、平成23年第2回議会乙第23号議案に対する修正案が新里委員、上里委員より提出される予定であることから、その取り扱いについて協議し、両修正案を1つにまとめ、提案理由説明、質疑及び意見、討論等を省略し、直ちに採決に付すことで意見の一致を見た。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

平成23年第2回議会乙第23号議案沖縄県暴力団排除条例に対しては、新里委員、上里委員の共同提案として、別紙のとおり修正案が提出されております。

よって、この際、平成23年第2回議会乙第23号議案に対する修正案を議題とし、提出者からの提案理由説明、質疑及び意見、討論等を省略の上、これより直ちに採決を行います。

これより、平成23年第2回議会乙第23号議案を採決いたします。

まず、本案に対して新里委員、上里委員から提出された修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、平成23年第2回議会乙第23号議案に対する修正案は可決されました。次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり可決することに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、平成23年第2回議会乙第23号議案のうち、修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり可決されました。

次に、乙第1号議案から第4号議案までの条例議案4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案四件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から第4号議案までの条例議案4件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第8号議案及び乙第9号議案の議決議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案及び乙第9号議案の議決議案2件は、可決されました。

次に、甲第1号議案平成23年度沖縄県一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第13号議案沖縄県人事委員会委員の選任について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、乙第14号議案沖縄県収用委員会委員の任命について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、乙第15号議案沖縄県公安委員会委員の任命について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第15号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、請願及び陳情等の採決を行います。

請願・陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、先ほど採択した請願第2号行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の付与を求める請願は、意見書を提出してもらいたいという請願でありますので、議員提出議案として、意見書を提出するかどうかについて協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、行政書士への行政不服申立手続の代理権付与を求める意見書を議員提出議案として提出するかどうか、及び文案・提出方法等について協議した結果、案のとおり議員提出議案として意見書を提出することで意見の一致を見た。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

議員提出議案としての行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権付与を求める意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情62件と御手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきまし

ては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に視察・調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察・調査日程について協議した結果、案のとおり実施することで意見の一致を見た。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

お諮りいたします。

視察・調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫